

令和 6 年度 新宿区教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和 5 年度分）報告書

令和 6 年 11 月
新宿区教育委員会

目 次

第 1	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価・・・・・・・・・・	1
第 2	令和 6 年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の 実施方針について・・・・・・・・・・	1
第 3	点検及び評価会議の実施・・・・・・・・・・	2
第 4	令和 5 年度新宿区教育委員会の活動について・・・・・・・・・・	2
第 5	新宿区教育ビジョン(第二期 計画期間：平成 30～令和 9 年度、個別事業 計画期間：令和 3 ～令和 5 年度)の概要 ～3 つの柱と 10 の施策～	5
第 6	新宿区教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価	
	(1) 点検・評価シート(令和 5 年度分)・・・・・・・・・・	12
	(2) 学識経験者の指摘・意見及び教育委員会の対応・判断・・・・・・・・・・	61

第1 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価

平成19年6月に「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部が改正され、平成20年度から、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、教育委員会自らが点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとするとなりました。

【根拠法令】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

第2 令和6年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針について

新宿区教育委員会では、令和6年第6回教育委員会定例会において議決した「令和6年度 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施方針」に基づき、点検及び評価を実施します。

1 実施目的

- (1) 教育委員会が、教育に関する事務及び執行状況を点検及び評価し、課題や今後の改善の方向性を明らかにすることにより、効果的な教育行政の一層の推進を図る。
- (2) 点検及び評価の結果に関する報告書を作成し、議会に報告するとともに、公表することにより、区民への説明責任を果たし、信頼される教育行政の推進を図る。

2 点検及び評価の対象

新宿区教育ビジョンに掲げる全ての個別事業とする。

3 実施方法

- (1) 点検及び評価は、令和 5 年度の個別事業の進捗状況を総括するとともに、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を通じた個別事業について総括する。また、課題や今後の方向性を示すものとする
- (2) 学識経験者の意見を聴取した上で実施する。
- (3) 11 月の教育委員会定例会において点検及び評価の結果をまとめた報告書を決定し、翌年度の事業実施方針及び予算見積もりに反映する。また、報告書は区議会へ提出するとともに公表する。

第 3 点検及び評価会議の実施

- 日時 令和 6 年 7 月 25 日 10:00～12:00
- 会場 本庁舎 6 階 第 4 委員会室
- 学識経験者 浅田 学 氏 東京医療保健大学医療保健学部非常勤講師
藤井 千恵子 氏 元国士舘大学体育学部こどもスポーツ教育学科教授
仲田 康一 氏 法政大学キャリアデザイン学部キャリアデザイン学科准教授
- 内容 令和 5 年度個別事業実績説明及び意見聴取

第 4 令和 5 年度新宿区教育委員会の活動について

新宿区教育委員会の会議は、原則として毎月第一金曜日に定例会を開催し、必要に応じ臨時会を開催しています。令和 5 年度は、定例会 12 回、臨時会 4 回を開催し、議案 54 件、協議 3 件、報告 28 件について審議等を行いました。

<主な審議等>

令和 6 年度から使用する区立小学校及び中学校教科用図書、区立特別支援学校並びに区立小学校及び中学校の特別支援学級において使用する教科用図書について、令和 5 年 8 月 4 日の定例会において採択しました。

<教育委員会の会議以外での教育委員の活動>

教育委員は、定期的に学校を訪問し、学校の経営方針等について説明を受けるとともに、授業の様子や施設の状況等を視察し、学校の実態把握に努めています。また、教育委員会が指定した学校が 1～2 年間かけて研究した成果を発表する研究発表会に出席したほか、新宿区立中学校生徒会役員交流会では生徒会役員の生の声を聞きました。今後も、学校訪問等の機会を通じて、教職員や児童・生徒等の意見を聞きながら、学校現場の実態や、子どもたちを育む多様な資源の状況をふまえ、教育の諸課題に的確かつ迅速に対応していきます。

また、新宿区総合教育会議では、「教育を行うための諸条件の整備その他の地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興を図るため重点的に講ずべき施策について」を議題として区長と意見交換を行い、教育の課題の共有を図りました。

学校訪問実施校数	20 校
教育課題研究校数	2 校
新宿区総合教育会議	令和 5 年 11 月 7 日
新宿区立中学校生徒会役員交流会	令和 5 年 12 月 25 日

＜主な取組＞

- 令和 5 年 5 月 8 日からの新型コロナウイルス感染症の 5 類移行に伴い、学校現場は制限のない通常の教育活動に戻り、各校において様々な行事等が再開しています。令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、子どもたちの学びを止めることなく、様々な工夫を講じながら、教育活動と感染症対策の両立を図りました。この間の取組は「新宿区新型コロナウイルス感染症対応記録」として、今後、同様の感染症が流行した際に適切な対応・対策を行うための道標となるよう取りまとめました。
- ICTを活用した教育の充実については、デジタルドリルの活用により、教員が一人ひとりの反応や学習の記録を確認し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや学習状況に合わせて提供される個別最適な学びを推進しました。また、やむを得ず学校に登校できない児童・生徒に対しては、オンラインによる学習指導を行い、学習機会の確保に努めました。さらに、全校の普通教室にディスプレイ型電子黒板を導入し、授業で活用することにより、多様な学びの展開や児童・生徒の学習意欲の向上につなげました。
- 不登校児童・生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指していけるように、多様で適切な教育機会の確保に努めるとともに、多様な教育機会検討委員会や担当者連絡会、生活指導主任会により、教職員への理解啓発を図りました。また、不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保としては、家庭にひきこもりがちな児童・生徒への ICTを活用した学習支援や、つくし教室への通所を希望しない児童・生徒に対して、つくし教室の職員（メンタルフレンド・ふれあい心の友）が家庭訪問し、相談や支援を行いました。そして、区立図書館を活用した訪問型支援について、新たに地域センターでも支援を開始するなど、不登校児童・生徒の支援の充実を図りました。さらに、令和 5 年 1 月から運用を開始した東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援について、個々の状況に応じて、ICTを活用した支援の充実も図っています。
- 子育て世帯の負担軽減を図るため、令和 5 年 8 月から、多子世帯への学校給食費等助成を実施しました。令和 6 年度からは、区立学校の給食費を無償化するとともに、私立学校就学者等への給食費相当額の支給を実施することを決定し、これに向けた準備を進めました。

- 教員が健康でやりがいを持ち、質の高い教育活動を継続できるよう、令和5年度から部活動指導員の一部を民間委託し、より専門的で質の高い指導を行うとともに、教員の働き方改革を一層推進しました。さらに、令和6年度からの委託による部活動指導員の拡充について検討を進めました。また、国や都の動向をふまえ、区立学校への新たな人員配置について、準備を進めました。授業準備の補助や資料準備等、教員の業務支援を担うスクール・サポート・スタッフを全校に配置、小学校第1～3学年までを対象に副担任相当業務を担うエデュケーション・アシスタントを全小学校に配置し、教育環境の充実を図っていきます。
- 教育委員会では、これまでの取組の成果や教育課題をふまえながら、子どもたちが生涯を切り拓く力を一層伸ばしていけるよう、教育ビジョン個別事業の見直しを行いました。

第5 新宿区教育ビジョン(第二期 計画期間：平成30～令和9年度、個別事業計画期間：令和3～令和5年度)の概要 ～3つの柱と10の施策～

柱1

子ども一人ひとりの「生きる力」をはぐくむ質の高い学校教育の実現

変化の激しい時代を担う子どもたちは、社会において自立的に生きるため、知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を身につける必要があります。子どもの学力や学習の状況、心や体の状況など様々な課題を的確にとらえ、子どもたちの力を着実に伸ばす、より質の高い学校教育を実現します。

施策1 確かな学力の向上

- 子ども一人ひとりの課題に丁寧に対応するとともに、長所や強みを活かすという視点に立ち、すべての子どもの能力を最大限に伸ばす教育を実現していきます。

義務教育で身に付けるべき基礎学力を保证するために、特に基礎的・基本的な学力が十分でない子どもへの支援を充実します。また、伸びる子どもにより発展的な学習を積極的に支援します。

さまざまな調査結果を分析し、教育課程や指導方法等を組織的に見直すとともに、「分かる授業」への工夫・改善を図ることにより、一人ひとりの学力の定着と向上につなげます。

- 調べ学習をはじめとする言語活動を重視した指導により、言語に対する関心や理解を深め、思考・判断等の知的活動やコミュニケーション、感性・情緒の基盤である言語能力を高めます。教育活動全体を通して、体験的な活動や問題解決的な学習を積極的に取り入れ、子ども一人ひとりの実践的な資質・能力を育成します。

児童・生徒の学習意欲を高め、主体的に学ぶ機会を充実するために、授業をよりよく改善し、「主体的・対話的で深い学び」の実現を図ります。

- 1人1台のタブレット端末を整備するGIGAスクール構想の実現により、児童・生徒一人ひとりの状況に応じた個別最適化された学びや他者と協働しながら自ら考え抜く自立した学びを推進し、ICTを効果的に活用した授業改善などにより、一層の学校教育の充実を図ります。
- グローバルな視野を持ち、時代の変化を見きわめながら自らの将来を切り拓く力を芽生えさせ、伸ばすために、さまざまな手法による英語教育、理科教育及びプログラミング教育等の推進により、変化の激しい時代を生きる力を育みます。また、「持続可能な開発目標（SDGs）」の達成に向けて、総合的な学習の時間を中心に、各教科における学習等、あらゆる教育・学習機会をとらえて、「持続可能な社会の創り手」の育成を目指します。

施策2 豊かな心と健やかな体づくり

- 豊かな人間性や社会性を育み、子ども一人ひとりが、かけがえのない自己を肯定的に捉えるとともに、命や平和の大切さを理解し、他者に対する思いやりや感謝の気持ちを言葉にして素直に伝えようとする心を養います。

- 体験的な活動や学校の教育活動全体を通じたキャリア教育の充実を図り、児童・生徒自らが将来や進路等について主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう、資質や能力を育成します。また、優れた伝統と文化を理解し継承するとともに、郷土新宿に愛着を持ち、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育みます。
- スポーツを通じて健康づくりや体力の向上に向けた取組を進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、積極的に運動やスポーツに親しむ習慣や意欲・能力を育成します。
子どもたちの心身のバランスのよい発達のため、家庭と連携し、望ましい食習慣等、健康的な生活習慣の形成を促します。
- 東京 2020 大会の開催を契機として、すべての学校及び幼稚園でさまざまな学習活動や体験の機会を提供します。また、これらの教育活動については、東京 2020 大会後も、子ども一人ひとりの心と体に人生の糧となるようなかけがえのないレガシー（有益な遺産）として残していけるようにしていきます。

施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進

- 幼児期は、生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であり、豊かな情操や基本的な生活習慣、道徳性・規範意識や思考力の芽生え、協同性や自立心を育むことが、子どものその後の成長や学び、社会とのかかわりに大きく影響を与えます。このため、幼児期の教育に必要な環境を整え、遊びや生活を通して子どもたちの健やかな成長を育んでいきます。
- 公私立の幼稚園・保育園・子ども園の連携を推進し、教育・福祉・子ども・保健等の各部門の情報共有を重視するとともに、幼児教育・保育の無償化により、保護者の選択の幅が広がっていることをふまえながら、幼児教育・保育や子育て支援事業の利用の機会を提供していきます。
- 区立の幼稚園・保育園・子ども園が交流や研修等を継続的に進め、それぞれの良さと特性を学び合い、互いの保育内容の一層の充実を図るとともに、交流や研修等について、就学前の子どもの育ちをともに担う私立の幼稚園等にも働きかけていきます。また、区内の子育て支援を担う施設と十分に連携しながら、公私立の幼稚園における子育て支援機能を充実します。
- 幼児教育・保育と小学校教育との滑らかな接続のため、指導及び支援の継続性を重視して接続期のカリキュラムを作成・実行したり、小学校と幼稚園・保育園・子ども園との連携を十分に図り、意見交換や合同研究を通して相互の教育と連続性についての共通理解を深めます。
- 生徒がスムーズに中学校生活をスタートできるよう、小学校段階の教育内容を再度取り上げて繰り返し指導するといった工夫や、小・中学校の教員が相互に授業を参観して意見交換を行ったり、共同して授業を行うなど、相互交流の一層の促進を図ります。また、各教科の連携プログラムを活用し、効果的・効率的な学習内容の接続を図り、確かな学力の向上につなげます。

柱2

新宿のまちに学び、家庭や地域とともにすすめる教育の実現

子どもの教育において、新宿の伝統・文化を生きた教材として積極的にとり入れ、地域に根ざした教育を進めていくことが大切です。また、教育に対する保護者や地域の多様な要請にこたえていくために、家庭・地域・学校がともに学び、ともに育つ関係を実現します。

施策4 地域との連携・協働による教育の推進

- 各校の地域協働学校運営協議会の取組を支援し、活動内容のさらなる充実を図ります。また、小・中学校間や近隣の学校間の連携を展開することで、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。さらに、地域との連絡会を開催することで、多様な人材の参画を促し、地域協働学校を支える人材の確保や周知活動等に取り組んでいきます。
- 地域の教育力を学校につなぎ、教育活動の充実を図るスクール・コーディネーターと、学校運営に地域住民や保護者が参画し、学校と地域が一体となって子どもたちの成長を支援する地域協働学校運営協議会との連携により、地域の教育力の一層の活用を図ります。
- 新宿のまちの特性を活かした教育活動を進めるため、地域協働学校の取組等を活用したキャリア教育を推進するとともに、区民、地域団体、企業や大学等との連携・協働により、芸術等を学ぶ機会として、地域の文化や歴史、芸術等の資源を積極的に活用します。

施策5 家庭の教育力の向上支援

- 保護者が家庭教育の重要性を認識するとともに、孤立することなく子育ての悩みを共有し、安心して家庭教育を行えるよう、学びの機会を提供します。
また、共働き世帯や困難を抱える家庭等、さまざまな家庭のあり方に応じた多様な形態による家庭の教育力の向上を支援していきます。
- 子育ての悩みについて保護者同士が話し合ったり、保護者と教員が共有したりしながら、互いに支え合って家庭の教育力を高めることができるよう、PTAの主体的な活動への支援を充実します。
また、保護者が学校行事等へ参加しやすくなるよう、企業等へ協力を呼び掛けていきます。

施策6 生涯の学びを支える図書館の充実

- 新宿区立図書館基本方針に基づき、「区民にやさしい知の拠点」として、電子書籍等を含む情報資源の活用に向けた検討を行うとともに、区民がより利用しやすいしくみを検討し、魅力ある図書館を実現していきます。
旧戸山中学校の跡地に「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。
- 新宿区のすべての子どもが、あらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動ができるよう、新宿区子ども読書活動推進計画に基づき、家庭・地域・学校・行政が連携を図り、子どもの読書活動の推進に取り組みます。

施策7 子どもの安全の推進

- さまざまな事件・事故や自然災害等の危険から自らの生命を守るために必要な知識や技能を身に付けさせるとともに、安全・安心な社会づくりの意義を理解し、そうした社会づくりに貢献しようとする態度の育成を図ります。

また、インターネット・SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）等の利用に潜む危険を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、児童・生徒の情報モラルを育成するため、学校、家庭等と連携した情報モラル教育を実施します。

- 学校安全計画及び学校危機管理マニュアルを必要に応じて検証・改善するとともに、学校施設や通学路の安全性を確保するため、必要な設備の整備・運用を図ります。

また、新型コロナウイルス感染症については、子どもたちが健康で安全な学校生活が送れるよう、感染拡大防止に努めます。

児童・生徒等の安全に関する課題について学校、家庭、地域が共有するとともに、PTAの主体的な活動や地域協働学校のしくみを活かすなどして、家庭や地域、関係機関等と連携・協働した安全・安心の取組を推進していきます。

柱3

時代の変化に対応した、子どもがいきいき学ぶ教育環境の実現

子どもがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、高い資質・能力を備えた教師が自信をもって指導に当たり、いきいきと活気ある活動を展開する学校を実現します。

施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備

- いじめや不登校にかかわる、各校や教育センターにおける取組のより一層の充実を図ります。
不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とせず、フリースクール等との連携を図りながら、個々の児童・生徒の状況に応じた支援を推進し、多様で適切な教育機会の確保に努めます。
また、研修等により教職員の対応力を高めるほか、家庭に課題がある場合については、地域の関係諸機関や民生委員・児童委員等とのネットワークを活用し、家庭に寄り添った支援を行っていきます。
- 障害のある児童・生徒の増加に伴い、「個の状況に応じた適切な指導」をさらに推進していく必要があります。子どもの将来を見据え生きる力を育むために、学校が保護者と積極的に情報を共有する機会を持ち、他機関との連携を図っていきます。児童・生徒の苦手なことや困難なことなどの特性を把握し、子どもの能力を最も伸ばす支援や指導を行うとともに、一人ひとりの確かな学びを保証する体制を整備していきます。
- 来日した日本語を母語としない外国籍等の幼児・児童・生徒が日本の学校に慣れ、円滑に生活することができるよう、日本語の初期指導を行うとともに、必要な教科学習の支援を行います。
また、日本に在留する外国人の増加に伴い、学齢期の外国籍の子ども数も増えていることから、就学状況の把握に努めるとともに、不就学となっている外国籍の子どもに対する就学を促進していきます。
- 共生社会を担う子どもたちの視野を広げ、社会性を養い、豊かな人間性を育むため、障害のある子どもたちや外国にルーツを持つ子どもたちから学び合うことのできる交流・学習を進めていきます。
- 子どもたちが経済状況等の家庭環境にかかわらず確かな学力や社会性を身に付けることができるよう、放課後等学習支援及び全小学校において学校図書館の放課後等開放を行います。また、学業や進路等、教育上の悩みに対して、専門家による相談体制を整えます。さらに、幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、幼稚園保護者に対する負担軽減を図るほか、就学援助等により、家庭への経済的な負担を軽減し、子どもの学びと育ちの機会を支えていきます。

施策9 学校の教育力の強化

- 校長・園長のリーダーシップのもと、組織的で実行力のある学校・園運営や中・長期的な視点に立った創意工夫ある教育活動の展開を具現化するため、校長・園長の裁量予算の一定額確保や公募制等の人事権の拡充に向けた取組を進めます。

さらに、管理職のリーダーシップの強化や教職員のメンタルヘルスマネジメントも含めた学校経営能力の向上を図る研修を充実します。

- 教員の長時間勤務の実態をふまえ、勤務環境の改善に取り組み、学校現場の実情に応じた具体的な取組を実践するとともに、教員の働き方の意識改革を図ります。これらの取組により長時間勤務を解消し、教員が健康でやりがいを持ちながら質の高い教育活動を継続することで、子どもたちが生涯を切り拓いていく力を一層伸ばしていきます。
- 学習指導要領及び幼稚園教育要領に基づく教育課程及び授業・保育方法の改善や、新たな教育課題への対応、チームとしての学校の実現に向け、教職員それぞれの経験と職層に応じた研修や学校支援アドバイザーによる訪問指導等を体系的に実施し、教員の資質・能力の向上を図ります。特にGIGAスクール構想におけるタブレット端末の1人1台環境を活用した個別最適化学習や協働学習の指導の充実に重点的に取り組んでいきます。

また、校・園内研究や研究発表等を通して、教員の自主的な研修意欲の高揚を評価・奨励し、教員が自ら学ぶ意欲を持つ風土の醸成を図ります。さらには、学校の情報化を進め、「分かる授業」を実践するとともに、教員同士が情報を共有し、相互に教材を開発・活用できる環境づくりを進めます。

施策 10 学校環境の整備・充実

- GIGAスクール構想による、タブレット端末の1人1台環境の整備により、学習活動を一層充実させるとともに、子どもたちの「主体的・対話的で深い学び」につなげていきます。また、全小中学校の学校図書館を放課後等に開放するなど、子どもたちの学びの環境のさらなる整備・充実を図ります。
- 学校施設の長寿命化を基本として策定した学校施設個別施設計画に基づき、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。
- 近年、未就学児数の増加傾向が続いていることから、特に小学校における普通教室の整備・確保を進めるとともに、学校選択制度の見直し後の教育環境の変化を注視しながら、児童・生徒の学習や生活の場にふさわしい学校づくりを進めます。中期的には、再開発等の動向を把握しつつ、平成24年度に策定した「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」で適正規模とした、小学校は12学級から18学級、中学校は12学級以上（当面は9学級）を目指し、これに向けた検討等を行います。

第6 新宿区教育ビジョンに掲げる個別事業の点検及び評価

(1) 点検・評価シート（令和5年度分）

点検・評価シートの見方			
事業目的・事業概要 ※教育ビジョン冊子から抜粋		各事業の目的や主な内容を記載しています。	
※教育ビジョン冊子から抜粋 第二次実行計画事業のみ	令和2年度末の状況（予定）		各事業の令和2年度末における状況を記載しています。
	令和5年度の計画（令和5年度当初時点）		各事業の令和5年度当初時点における令和5年度の計画を記載しています。
	令和5年度末の目標（令和5年度当初時点）		各事業の令和5年度当初時点における令和5年度末の目標を記載しています。
令和5年度 進捗状況	(A)	取組状況、実績（数値）	各事業の令和5年度取組の状況や、実績値等を記載しています。
	(B)	評価、課題	(A)欄に対する評価や目標達成に向けた課題等を記載しています。
1年間の達成度			A:当初の想定または予定していた成果以上の成果をあげた B:当初の想定または予定していた成果をあげた C:当初の想定または予定していた成果をあげられなかった
3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた成果・総合評価			3年間（令和3年度～令和5年度）について、目標の達成状況等をふまえ、成果や総合評価及びその理由を記載しています。
3年間の達成度			A:当初の想定または予定していた成果以上の成果をあげた B:当初の想定または予定していた成果をあげた C:当初の想定または予定していた成果をあげられなかった
改善内容、今後の取組方針			評価結果や課題等をふまえ、改善内容や今後の取組方針を記載しています。

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間 の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
施策1 確かな学力の向上				
1	学力調査を活用した個々の学力の向上 国の調査に加え、小学校2年生から中学校3年生までを対象とした新宿区独自の学力調査（新宿区学力定着度調査）を実施します。教科のねらいや学習内容の定着状況を経年で把握・分析し、指導の改善に役立てることににより、児童・生徒一人ひとりの学力の向上を図ります。	・全小・中学校での新宿区学力定着度調査の実施 中学校3年生（7月） 小学校2年生～中学校2年生（12月） ・分析結果に基づく「学力向上のための重点プラン」の作成・活用（5月・10月・3月） ・「学力向上のための重点プラン」に示した授業改善策の評価・見直し	・新宿区学力定着度調査の結果を個人票として返却することで、児童・生徒や保護者が学習の定着状況を把握し、目標をもって学習に取り組むことにつながりました。また、新宿区学力定着度調査実施後の学習支援とデジタルドリルの連動を図ったことで、個に応じた指導の充実につながりました。 ・デジタルドリルを活用した事後指導については、教員対象の説明会をオンラインで実施し、効果的な進め方を共有することができました。 ・各校の優れた取組を共有し、個に応じた指導を一層充実させていくことが今後の課題です。 ・令和5年度から、「学力向上のための重点プラン」の様式を変更し、各校がタブレット端末の活用状況や工夫した取組を記入できるようにしました。様式の改善により、各校の活用状況を教育指導課が適切に把握し、課題に応じた指導・助言を行い、各校がタブレット端末を活用した指導を確実に実施することにつながりました。 ・内容を学校ホームページに公開したことで、学校の授業改善に向けた取組や成果を保護者や地域と共有することができました。	B
2	学校サポート体制の充実 学習指導要領に沿った教科指導への対応、また、区学力定着度調査の結果から明らかになった中学校の課題の解決に向けた取組を行うなど、各学校の実情に応じたきめ細かな指導を行うために、学習指導支援員を配置します。 また、スクールスタッフや学校ボランティア等の地域の人材を活用し、学校での取組をサポートします。	・学習指導支援員の配置：58人 ・児童・生徒・保護者アンケートにおける学校の授業の満足度：88.2% ・学習指導支援員を対象とした研修の実施（5月）	・学習指導支援員は、各校1人を配置した上で、学校の学力向上に向けた計画等に基づいて追加配置し、適切に活用しました。 ・学習指導支援員を対象とした研修会では、講義や演習を通して、区のICT環境に対する基本的な理解が深まりました。 ・協働学習支援ツールやデジタルドリル等、タブレット端末に搭載されている機能は毎年内容が更新され、機能が進歩している状況であることから、学習指導支援員が授業の中で効果的に活用できるように、研修の内容も毎年見直し、内容の改善を図っていく必要があります。	B
3	放課後等学習支援 授業だけでは学習内容の習得が十分でない児童・生徒や学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対し、放課後等に一人ひとりの学習到達状況に応じたきめ細かな指導ができるよう、各小・中学校に放課後等学習支援員を配置し、基礎学力の定着を図ります。 また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒には、家庭でも自ら進んで学習ができるよう、さらに学習意欲が高まるような声掛けや応用問題等の補助教材を活用した指導をするなど、自学自習のための支援も行います。 さらに、放課後等学習支援におけるタブレット端末の活用に向けた検討を進めていきます。	・全小・中学校で放課後等学習支援を実施 ・チーフ支援員を各校（小学校）に配置 ・延べ参加者数 13,528人（対前年比 5,429人増） 小学校（29校） 5,308人 中学校（10校） 8,220人	・新型コロナウイルス感染症の5類移行後、放課後等学習支援員の配置が困難であった学校においても取組が増え、前年度と比べ小・中学校問わず延べ参加者数が大きく増加しました。 ・放課後等学習支援を通じ、学校の実情に応じて、基礎的な学習内容が定着していない児童・生徒に対してきめ細かな学習指導が行われました。 ・また、学習習慣の定着が見られる児童・生徒には、さらに学習意欲を高める声掛けや応用問題等の補助教材・デジタル教材を活用して自学自習のための支援が行われました。 ・GiGA端末を活用し、放課後等の学習環境を充実させている学校もあり、取組事例を共有する等、より効果的にGiGA端末の活用が図られるよう取り組んでいく必要があります。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
- 令和4年度から新宿区学力定着度調査の事後指導とタブレット端末のデジタルドリルの運動を図ったことで、児童・生徒の習熟状況に応じたきめ細かな指導が可能となり、個に応じた指導の充実につながっています。 - 新宿区学力定着度調査の結果に基づいて「学力向上のための重点プラン」を作成し、授業改善の状況の評価するサイクルが各校に定着したことで、指導方法の工夫・改善につながっています。 「学力向上のための重点プラン」は、タブレット端末の導入に合わせて様式を改善し、各校がタブレット端末の活用状況や工夫した取組を記入できるようになりました。様式の改善によって、各校はタブレット端末を活用した取組を一層推進しており、効果的な実践の普及につながっています。 「学力向上のための重点プラン」に示された内容は、学校評価や学校訪問と連動して取組を確認・評価しており、授業改善の確実な推進につながっています。	B	- 今後も学力定着度調査の結果を客観的な資料として有効活用し、児童・生徒の学力の定着状況を適切に把握した上で、デジタルドリル等による事後指導と日々の授業における個に応じた指導の充実により、学力の向上につなげていきます。 - 今後も新宿区学力定着度調査の結果を丁寧な分析し、個々の教員の授業における改善点を明確にしていきます。改善策については、「学力向上のための重点プラン」に明記し、保護者や地域にも内容を示していくことで、学校の取組に対する理解を深めるとともに、家庭教育とも連携して児童・生徒の学力の向上につなげていきます。 - 新宿区学力定着度調査や「学力向上のための重点プラン」については、今後も柔軟に内容の改善を検討できる体制を整えていきます。	教育指導課 各学校
- 学校の学力向上に向けた計画等に基づき、学習指導支援員を計画的に配置したことが各校の授業の充実につながっており、児童・生徒や保護者の授業に対する肯定的評価の高さにつながっています。 - 令和3年度 86.9% 令和4年度 87.9% 令和5年度 88.2% - 学習指導支援員を対象とした研修を計画的に実施してきたことや各校に配置されたICT支援員との連携を進めたことで、区のICT環境に対する理解が進み、学習指導の中で適切に活用することができるようになりました。	B	「個別最適化された学び」や「協働的な学び」「小学校教科担任制」など、今後の学校教育に求められる課題をふまえて各校が教育計画を策定し、学習指導支援員の効果的な活用を図っていきます。 - 国や東京都、区のエデュケーションをふまえた研修を引き続き実施して学習指導支援員の指導力の向上を図り、新宿区の実態に合わせたサポートをしていきます。	教育指導課
- 新型コロナウイルス感染症の影響により放課後等学習支援が未実施であった学校が一部に見受けられていましたが、5類移行後、放課後学習支援に取り組む学校が増え、延べ参加者数も順調に増えています。 - これらの放課後の取組を通じ、生徒の基礎学力の定着や自学自習のための学習意欲を高められたものと評価します。 令和3年度 - 延べ参加者数 7,631人 - 小学校 3,229人 - 中学校 4,402人 令和4年度 - 延べ参加者数 8,099人 - 小学校 4,009人 - 中学校 4,090人 令和5年度 - 延べ参加者数 13,528人 - 小学校 5,308人 - 中学校 8,220人	B	各校の実情に応じた放課後等学習支援を充実するため、学校図書館の放課後等開放の利用実態を把握するとともに、各校のGIGA端末の取組事例を共有する等、より効果的なGIGA端末活用により自学自習や調べ学習等がしやすい環境となるよう、引き続き取り組んでいきます。	教育支援課 各学校

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間 の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
4	ICTを活用した教育の充実 <第二次実行計画事業 18> 児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備し、学校の授業の中で効果的に活用することで、子どもたちを誰一人取り残すことなく、習熟度に応じた個別最適化された学びや、協働学習による深い学びを実現させるとともに、今後、感染症等による学校の臨時休業等が生じた際は、同時双方向の遠隔授業の実施や児童・生徒と教員との通信手段として活用していきます。 また、子どもたちが将来の社会で生きていくために必要な資質・能力を育むために、再構築したICT環境をより一層有効活用するとともに、各校の教材の共有、プログラミング教育及びデジタル教材を活用した教育活動を支援します。	・タブレット端末の各児童・生徒への配付及び家庭への持ち帰りはじめ、デジタルドリル（ドリルパーク等）、協働学習支援ツール（オクリンク、ムーブノート等）を授業等で活用しました。 ・感染症等による学級閉鎖を実施した際には、オンライン（Microsoft Teams）による学習指導を実施しました。 ・ICT支援員と各校のICT推進リーダーとが自校の課題を整理し、「ICT推進計画」を作成しました。各校のICT推進計画に対して、指導主事等が学校訪問等を通して指導・助言を行いICTの活用を推進するとともに、教育課程への位置付けをより明確としました。 ・ICT支援員の巡回体制拡充により、教員のICT活用技術向上のための研修や、教材等の作成を含む授業支援の充実に繋がりました。 ・教員を対象とした教育の情報化実態等調査において、「教員が授業にICTを活用して指導する能力」に関する質問項目で「できる」「ややできる」と回答した教員の割合：85% ・児童・生徒を対象としたアンケートにおいて、「ICTを活用した教育により、授業や家庭学習等に対する理解や意欲が高まった」と回答した児童・生徒の割合：77.3% ・各区立学校の普通教室に設置している超短焦点プロジェクタを、ディスプレイ型電子黒板に更新しました。導入時に教員を対象とした操作研修を実施することで、授業でのより効果的な活用を促進しました。また、ディスプレイ型電子黒板を活用して多様な学びを展開することで、児童・生徒の学習意欲の高まりにつながりました。	・デジタルドリルの活用により、教員が一人ひとりの反応や学習の記録を確認し、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズや学習状況に合わせて提供される個別最適化された学びを推進しました。また、協働学習支援ツールの活用により、児童・生徒一人ひとりの考え方を相互に共有するとともに、双方向の意見交換を行い、児童・生徒の主体的・対話的で深い学びを推進しました。 ・オンラインを活用した学習指導を実施し、児童・生徒の多様な学習機会を確保する環境づくりに取り組むことができました。 ・新宿区版GIGAスクール構想は、初期設定や運用保守体制の整備等の端末導入期が終わり、学校での授業や各家庭での自宅学習への活用促進が求められる端末活用期へと移行しています。これに伴い、授業中の機器や操作に関するトラブル対応等の新たな学校業務への対応や、各学校の活用事例の共有等が必要となっています。 ・引き続き、感染症等における学級閉鎖のみならず、オンラインを活用した学習指導を行うことやその準備を日ごろから進めることで、各学校でのICT活用をより推進させることが必要です。	B
	令和2年度末の状況（予定） プログラミング教育等の本格実施 児童・生徒1人1台のタブレット端末の整備 ICT支援員の増員 2名 「算数」の指導用デジタル教材の導入（小学校1～6年生）			
	令和3年度の計画 「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ○ 個別最適化学習の推進 ○ 協働学習の推進 ○ 学習機会の確保 端末・ソフトウェア等の運用保守			
	令和4年度の計画 「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ○ 個別最適化学習の推進 ○ 協働学習の推進 ○ 学習機会の確保 ICT支援員による巡回体制の拡充 端末・ソフトウェア等の運用保守			
5	主体的・対話的で深い学びの実現 すべての教科等の学習活動で、主体的・対話的で深い学びを意識した指導を推進し、学習を通して社会で生きて働く知識や技能、多様な考えを理解し形成する思考力・判断力・表現力等や、自ら学ぶ態度や人間性等の資質・能力を育成します。 夏季集中研修会等、区が主催する研修会の実施や教育課題研究校による実践成果の発表等により、主体的・対話的で深い学びの趣旨や実践の工夫を区内の全教職員へ普及・啓発していきます。 また、教員が実践を通して学び合い、優れた授業のイメージを共有し、授業改善への意欲を高めることができるよう、各校の校内研究会やOJTの充実を図ります。	・令和4・5年度教育課題研究校（落合第二小学校、新宿養護学校「教科等におけるICTの活用」）の発表を会場での研究発表とオンラインを併用して開催（10月） ・参加者向けの事後アンケート「自校の取組の参考にできる」に対する肯定的な意見：91.2% ・採用1年目から4年目までの若手教員を対象とした研修において、「主体的・対話的で深い学び」の視点を意識した学習指導に関する研修を計画的に実施 ・児童・生徒・保護者アンケートにおける学校の授業の満足度：88.2% （No.2「学校サポート体制の充実」再掲）	・教育課題研究校は、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づいた授業改善を基盤として、教科等の授業の中で従来型の指導とタブレット端末を組み合わせた実践を重ね、その成果を全校で共有することができました。 タブレット端末については、教科等の指導の中で、場面に応じた活用が進んでいました。今後は、児童・生徒自身の主体的な活用場面をさらに増やしていく必要があります。 ・研修を通して、自己の実践を振り返ったり、他者の実践の良さに気付いたりするなど、若手教員が個々の実践を省察し、授業改善に向けた具体策を考えることにつながりました。	B
	外国人英語教育指導員を活用した英語教育の推進 小学校における英語教育では、低学年から英語に対する興味・関心を高め、身近な言語として感じ、また、英語を活用して積極的にコミュニケーションを図ることができる能力を高めることが重要です。 このことから、外国人英語教育指導員を活用した質の高い授業を全学年で実施することにより、英語教育の充実を図るとともに、中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。 また、地域にある多様な社会的資源との連携を図るなど地域の協力を得ることで、国際社会や異文化への理解を深めながら、英語教育の充実に取り組んでいきます。	・外国人英語教育指導員（以下「ALT」）の全校配置 小学校1・2年生（年間10時間） 小学校3～6年生（年間35時間） 中学校1～3年生（年間70時間） 特別支援学校（14日/年 配置）	・区立小中学校の全学年にALTを配置し、多様な言語活動を取り入れた授業を行ったことで、言語や文化について児童・生徒が体験的に学ぶことができました。 ・英語教育アドバイザーを全小中学校に派遣し、ALTの効果的な活用方法等について、授業観察をふまえた指導・助言を行うことで、教育内容の充実を図りました。	
6	外国人英語教育指導員を活用した質の高い授業を全学年で実施することにより、英語教育の充実を図るとともに、中学校においても、英語の授業や英語の部活動等に外国人英語教育指導員を指導助手として配置し、生徒が英語に触れる機会の充実を図ります。 また、地域にある多様な社会的資源との連携を図るなど地域の協力を得ることで、国際社会や異文化への理解を深めながら、英語教育の充実に取り組んでいきます。			B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・1人1台タブレット端末については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和3年4月に前倒して配備しました。 ・新型コロナウイルス感染症による令和3年度の分散登校、令和4年度の学級閉鎖期間中は、オンラインを活用した学習指導の実施により、学習機会の確保を図りました。 ・教員のICT活用技術向上のため、令和4年度からICT支援員による巡回体制を拡充しました。これらのサポート体制の強化により、教員を対象とした教育の情報化実態等調査や、児童・生徒を対象としたアンケートの肯定的な回答の割合も上昇するなど、ICT環境の充実につながっています。 【教育の情報化実態等調査】 「教員が授業にICTを活用して指導する能力」に関する質問項目で「できる」「ややできる」と回答した教員の割合 令和5年度 85%（令和4年度 81.8%） 【アンケート】 「ICTを活用した教育により、授業や家庭学習等に対する理解や意欲が高まった」と回答した児童・生徒の割合 令和5年度 77.3%（令和4年度 76.5%） ・多様な場面でオンラインを活用した学習指導が定着したほか、デジタルドリル、協働学習支援ツール、ディスプレイ型電子黒板を活用した授業により、児童・生徒の授業理解が深まりました。 ・学級閉鎖期間中の朝の会等における、オンラインでの健康状態の観察や行事指導等、各学校で工夫した好事例の共有により、学校の改善に寄与しています。 ・ICT機器の適切な運用や継続的な活用支援により、教育効果を高める仕組みづくりを行い、新宿区版GIGAスクール構想に基づく教育環境のさらなる発展に向けて、取組の充実を図ることができました。	B	・令和6年度以降も第三次実行計画として位置付け、児童・生徒に1人1台配備したタブレット端末の日常的な活用を一層促進し、各校における「個別最適化学び」「協働的な学び」「学習機会の確保」の充実につなげていきます。 ・ICT支援員による学校へのサポート体制を強化し、学校間での教材の蓄積・共有や、デジタル教材を活用した教育活動等を一層支援していきます。 ・学級閉鎖等が生じた際は、引き続きオンラインによる学習指導や児童・生徒と教員との通信手段としてタブレット端末の効果的な活用を推進していくとともに有効な事例については、各校へ周知し、さらにICTスキルの向上に努めます。 ・今後も、ICT機器、校務用ICT機器の適切な更新を行う必要があります。 ・特別教室へのディスプレイ型電子黒板の導入に向け、準備を行っていきます。	教育指導課 各学校
令和3年度末の状況 「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ○ 個別最適化学習の推進 ○ 協働学習の推進 ○ 学習機会の確保 端末・ソフトウェア等の運用保守 令和4年度末の状況 「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ○ 個別最適化学習の推進 ○ 協働学習の推進 ○ 学習機会の確保 ICT支援員による巡回体制の拡充（3時間→8時間） 端末・ソフトウェア等の運用保守 令和5年度末の状況 「新宿区版GIGAスクール構想」に基づく学校教育の推進 ○ 個別最適化学習の推進 ○ 協働的な学びの推進 ○ 学習機会の確保 ICT支援員による巡回体制の継続 端末・ソフトウェア等の運用保守 端末の追加整備（500台） ディスプレイ型電子黒板の導入（令和5年8月、40校、普通教室）	B	・新宿区版GIGAスクール構想に基づき配備した児童・生徒1人1台タブレット端末の活用は、導入期から端末活用期に移行していくため、児童・生徒の主体的な活用の場を増やし、ICTの利点を最大限に生かしつつ、従来型の指導と双方の利点を重ねた「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めていきます。 ・小学校における教科担任制の導入、「個別最適化された学び」や「協働的な学び」、次期学習指導要領の改訂の方向性など、今後の教育に求められる内容を十分に見極めて教員研修のテーマを設定し、時代の変化に対応した柔軟な研修体制を整え、教員の指導力の向上につなげていきます。	教育指導課 各学校
・3年間を通して区内小中学校の全学年にALTを配置し、各学年で学ぶ内容に応じて多様な言語活動を取り入れた授業を行い、言語や文化について児童・生徒が体験的に学ぶことができました。 ・また、英語教育アドバイザーを全小中学校に派遣して授業の様子を把握し、ALTの効果的な活用方法等について授業観察をふまえた指導・助言を行いました。 ・以上のことから、計画通り英語教育の内容を充実させることができたものと評価します。	B	・引き続きALTを配置し、英語を用いて積極的にコミュニケーションを図ることができる能力の素地・基礎を育みます。 ・英語教育アドバイザーを各校へ派遣し、ALTの効果的な活用や指導方法に関する指導・助言を行う取組を進めていきます。	教育支援課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
7	英検チャレンジ 生徒が自らの英語力を確認し、目標を持って学習に取り組むことができるようにするため、実用英語技能検定（英検）受験を希望する原則中学校2年生を対象として、英検受験にかかる費用について補助します。 合格に向け、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を行い、生徒の英語力の向上につなげます。	・英検の受験機会（検定料の補助）の提供 区立中学校2年生：217名 区立中学校3年生：212名 ・合格に向けた、英語の4つの技能（聞く、読む、話す、書く）による能力の向上を重視した指導を実施	・中学校2年生と、2年時に受験せず3年生で英検を受験した生徒を対象に、検定料の補助を行いました。 ・「英語教育実施状況調査（文部科学省調査）」において、中学校3年生で英検3級程度以上の生徒の割合は61.5%となり、令和5年度の目標値（60%）を達成しました。	B
8	サイエンス・プログラムの推進 児童・生徒の理科（自然の事物・現象）に対する興味・関心を高めるとともに、教員の指導力の向上を図るため、理科教育に優れた経験や技術を持つ人材の派遣や、理科実験教室、理科実験名人の特別授業等、さまざまなプログラムを推進します。 小学校では、観察・実験等の授業支援のため観察・実験アシスタントを配置するとともに、専門性の高い人材を理科実験名人として派遣し、特別なプログラムによる理科実験授業を行います。 中学校では、科学の力が日常生活にいかに関与しているかを学ぶため、大学と連携し先端技術を活用した授業を実施します。 また、教育センターでは、希望者を対象としてさまざまな分野の実験・観察やプログラミング学習を行う理科実験教室を実施します。	・観察・実験アシスタントを配置（小学校8校） ・全区立小学校に理科実験名人を派遣（年間61回） ・早稲田大学との連携による、新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）を実施（全中学校2年生全学級） ・理科実験教室の開催（年間11回、参加児童・生徒：小学生24名 中学校17名）	・観察・実験アシスタントや理科実験名人を活用した授業を行うことで、児童の理科に対する興味・関心が高まりました。 ・理科実験教室やサイエンス・パートナーシップ・プログラム（SPP）により、先端技術を活用した学習を行うことで、児童・生徒の科学に対する関心や意欲の向上につながりました。 ・理科実験教室は、教育センター以外の会場である科学技術館で開催された「青少年のための科学の祭典」にも参加することができ、児童・生徒の理科に対する興味・関心を高めることができました。	B
9	環境教育の推進 環境の保全についての理解や自然環境の保全に寄与する態度を育成するため、みどりのカーテンやビオトープ、太陽光発電システム等が整備された学校施設、児童・生徒に身近な地域の自然環境を活用した栽培や飼育、調査活動等を通して環境学習の取組を推進します。また、こうした学校での環境学習を広く発信するため環境学習発表会を実施し、「持続可能な開発目標（SDGs）」の実現に向けた学校における環境教育の取組を推進していきます。	・「みどりのカーテン」に必要なゴーヤ苗やその他肥料等を全区立学校へ配付しました。 ・環境学習発表会の実施 令和5年度実施対象校：小学校6校 3校ずつグループ校で令和6年1月30日（3校）、2月1日（3校）に発表会を実施	・配付したゴーヤ苗等を活用して、全校において環境教育を推進しました。 ・各校において環境に関する学習に取り組むほか、環境学習発表会については、令和5年度の実施対象校が、3校ずつでグループを組み、オンラインを活用した発表を行いました。学校周辺の環境やSDGs等各校でテーマを設定して調べたり、ゲストティーチャーを招いて学んだりと学びを深め、効果的に環境教育を推進することができました。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
- 英検の受験機会（検定料の補助）について、3年間で区立中学校2年生延べ709名、区立中学校3年生延べ721名に補助を行いました。 「英語教育実施状況調査（文部科学省調査）において、中学校3年生で英検3級程度以上の生徒の割合」は、目標値である60%を全ての年度で達成することができました。 - 以上のことから、計画通り生徒の英語力を向上させられたものと評価します。	B	今後も、英検3級未取得の生徒を対象として「語彙力が2,100語程度で、身近な英語を理解し、使用すること」が求められる英検3級相当の英語力が身に付けられるよう、受験の勧奨を推進していきます。	教育支援課
3年間を通して、延べ小学校24校に観察・実験アシスタントを配置しました。また、全区立小学校に理科実験名人を毎年60回以上延べ187回派遣しました。 - 新宿版サイエンス・パートナーシップ・プログラムでは、早稲田大学と連携して全中学校の第2学年全学級で実施しました。 - 理科実験教室は令和3年度に新型コロナウイルス感染症のため1回中止となった以外は全て予定通り実施でき、3年間で延べ32回実施、小学生延べ87名、中学生延べ55名が参加しました。 - これらの取組を通して、計画通り児童・生徒の理科に対する興味・関心を高められたものと考えます。	B	- 引き続き小学校に理科の専門性の高い人材を観察・実験アシスタントや理科実験名人として派遣し、安全な観察・実験や、児童の関心・意欲を高める授業支援を行います。 - 生徒の科学に対する関心や意欲の向上、理解を深めるため、全区立中学校におけるSPPを継続していきます。 - 理科実験教室については、より多くの児童・生徒が興味・関心を持ち、学習意欲が高められるよう、内容の充実を図ります。また、参加者の増加につながるよう周知の工夫を図っていきます。	教育支援課
- 全区立学校へ毎年度、継続してゴーヤ苗等を配付することで、児童・生徒が自然環境に親しむ機会を設け、環境教育の推進に寄与する取組を行うことができました。 - 全小学校29校を5つのブロックに分け、5校から6校の中で相互に環境学習発表会を実施し、3年間で延べ18校で実施しました。新型コロナウイルス感染症への対応から、オンラインで相互に発表する方法を取り入れ、コロナ禍にあっても学習を止めることなく実施できました。各学校において調べたり学んだりしたことをまとめ、発表し合う中で学びを深めることで、計画通り、環境教育の取組を推進することができたものと評価します。	B	- 環境教育の推進に寄与できるよう、ゴーヤ苗等を各校に継続して配付していきます。 - 引き続き、全小学校29校が5年に1回環境学習発表会を行うことを通して、環境教育を推進していきます。	教育支援課 学校運営課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
施策2 豊かな心と健やかな体づくり				
10	人権教育の推進 人権教育は、子どもたちが人権尊重の意義や内容を正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるようになり、それがさまざまな場面や状況下で具体的な態度や行動に現れるとともに、人権が尊重される社会づくりに向けた行動につながるようにすることが重要です。 そのために、各区立学校で、学校の教育活動全体を通じた計画的な人権教育を推進していきます。区では人権尊重教育推進校を指定し、学校で人権教育を効果的に展開するための取組について研究し、研究発表等を通して成果を各校で共有します。また、人権教育に関する優れた実践を毎年リーフレットにまとめて区内の全教職員へ配付し、実践の普及・啓発を図ります。	・人権教育推進委員会の実施：年間3回 ・人権教育の理解・啓発を図るための人権尊重教育推進委員会日より（リーフレット）の作成、全校への配付 ・人権尊重教育推進校の指定：1校（西新宿中学校） ・令和5年度全国中学校人権作文コンテスト東京都大会作品提出（中学校6校）、人権メッセージ発表（小学校1校）、人権の花運動（小学校3校）を各校で実施 ・全教員を対象としたアンケートにおいて、「人権課題（LGBTや障害者等）に配慮して児童・生徒に接している」と回答した教員の割合：98.8%	・人権尊重教育推進委員会日より（リーフレット）を作成し、幼稚園、小・中学校の実践事例や教職員の人権感覚向上のための取組を紹介し、全校で成果を共有しました。 ・人権課題として「アンコンシャス・バイアス（無意識による思い込み）」をテーマに取り上げ、学校における合理的配慮の重要性や障害者理解に向けた取組をリーフレットに掲載し、全区立幼稚園及び小・中学校で共有しました。	B
11	道徳教育の充実 「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）の時間を中心に、学校の教育活動全体を通して道徳教育を展開します。児童・生徒が自己を見つめ、他者との対話や協働を通して物事を多面的・多角的に考えて自己の生き方についての考えを深め、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むことができるよう、発達段階に即した指導内容の重点化や体験活動の充実を図るとともに、道徳教育推進教師を中心に全教員が協力して道徳教育を行う体制を推進します。 また、道徳授業地区公開講座を実施し、学校、家庭及び地域社会が連携して道徳教育の充実に取り組んでいきます。 さらに、道徳科の学習指導の工夫・改善のために道徳教育に関する教員研修会等を実施し、各校の道徳教育の充実を図ります。	・各校において、道徳教育推進教師を中心に全教員が協力して道徳教育を推進 ・全区立学校で道徳授業地区公開講座の授業公開や意見交換会を実施（小学校29校、中学校10校、特別支援学校1校）	・道徳授業地区公開講座については、感染対策を講じた上で、各校で授業公開や意見交換会を実施し、学校が家庭や地域社会と道徳教育について考える機会となりました。 ・引き続き、児童・生徒や家庭、地域社会の実態をふまえたテーマを考え、道徳授業地区公開講座の内容を充実させていく必要があります。	B
12	平和教育の推進 ＜第二次実行計画事業 64「平和啓発事業の推進」を含む＞ 児童・生徒が平和の尊さを実感的に捉え、平和な社会を築こうとする意欲や態度を育むため、各教科や道徳科、総合的な学習の時間等、教育活動全体を通して平和教育を推進します。 また、戦争体験者DVDの活用や、「平和のポスター展」の作品づくり等を通して、平和や命の尊さを考える取組を行います。	・平和のポスター展を実施 【応募点数】 小学校（29校） 1,302点 中学校（9校）・特別支援学校（1校） 403点 ・平和のポスター作品応募者アンケートにおいて、「平和意識が向上した」と回答した児童・生徒の割合 95.3%	・平和のポスター展では、新宿区立小学校・中学校・特別支援学校から応募のあった1,705点のうち、最優秀賞・優秀賞・優良賞（57点）を区役所本庁舎で展示しました。また、各特別出張所で地域の学校の最優秀賞・優秀賞・優良賞作品を展示しました。ポスター作成を通して平和教育の啓発・普及を図ることができました。 ・「新宿区平和都市宣言」の趣旨に基づき、平和に関する認識を深めるための啓発普及活動を推進することができたことから、計画どおりと評価します。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課						
・社会の状況に合わせ、毎年異なる人権課題をテーマに取り上げて、幼稚園から中学校までの具体的な実践を掲載したリーフレットを作成しました。全ての教員に配付することにより、人権課題に関する多様な実践の共有につながっています。 【各年度で取り上げた人権課題】 令和3年度「インターネットによる人権侵害」 令和4年度「障害者」 令和5年度「アンコンシャス・バイアス（無意識による思い込み）」 ・リーフレットを活用し、職層研修等で継続して研修を実施してきたことは、教員の人権感覚の高まりにつながっています。教員向けアンケートでは、全調査項目中、人権に配慮した指導に対する肯定的評価の割合が最も高い結果となりました。 【教員向けアンケート結果】 令和3年度 98.1% 令和4年度 98.9% 令和5年度 98.8% ・人権尊重教育推進校を中心とした取組は、児童・生徒の人権意識の向上につながっています。	B	・引き続き、新宿区の地域特性や幼児・児童・生徒の実態及び社会状況に応じた人権課題を取り上げ、各校・園の実践を人権尊重教育推進委員会だよりに掲載し、全区立幼稚園及び小・中学校に周知していきます。 ・人権尊重教育推進校における、教員の人権感覚の高まりや児童・生徒の人権意識の向上を図る取組の成果について、より積極的に区立幼稚園及び小・中学校に発信していきます。	教育指導課 各学校						
・道徳教育推進教師を中心として全教員が協力して道徳教育を進める大切が構築されており、各校が特色ある道徳教育を推進しています。 ・道徳授業地区公開講座が計画的に実施され、学校と家庭・地域が道徳教育の目的を共有し、連携して道徳教育を推進しています。	B	多くの保護者や地域の人々が学校の道徳教育に関心をもち、学校と連携して道徳教育を進めていくことができるよう、道徳授業地区公開講座のテーマや実施方法等を引き続き工夫していきます。	教育指導課 各学校						
・令和3年度から令和5年度の3年間を通して、毎年平和のポスター展を実施し、小学校から延べ3,949点、中学校・特別支援学校から延べ1,159点の応募がありました。 ・平和のポスター作品応募者アンケートにおいて、「平和意識が向上した」と回答した児童・生徒の割合は毎年95%を超え、3年間での平均は95.4%と、作品の制作や応募を通じて児童・生徒の平和に関する意識を高めることができました。以上のことから、計画通り児童・生徒に平和の尊さを実感的に捉え、平和な社会を築こうとする意欲や態度を育むことができたものと評価します。 <table><tr><th>令和3年度末の状況</th></tr><tr><td>平和のポスター展の開催（応募総数1,618点）</td></tr><tr><th>令和4年度末の状況</th></tr><tr><td>平和のポスター展の開催（応募総数1,785点）</td></tr><tr><th>令和5年度末の状況</th></tr><tr><td>平和のポスター展の開催（応募総数1,705点）</td></tr></table>	令和3年度末の状況	平和のポスター展の開催（応募総数1,618点）	令和4年度末の状況	平和のポスター展の開催（応募総数1,785点）	令和5年度末の状況	平和のポスター展の開催（応募総数1,705点）	B	我が国の終戦から79年目となり、戦争の体験者が減っている現在、平和都市宣言を行っている本区の児童・生徒が平和に関する意識を高めることができるよう、引き続き平和のポスター展の取組を進めていきます。	教育支援課
令和3年度末の状況									
平和のポスター展の開催（応募総数1,618点）									
令和4年度末の状況									
平和のポスター展の開催（応募総数1,785点）									
令和5年度末の状況									
平和のポスター展の開催（応募総数1,705点）									

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
13	障害者理解教育の推進 東京2020大会のレガシー（有益な遺産）として、児童・生徒が、パラリンピック競技を通して障害への理解や障害者との共生について学ぶ機会とするため、全区立学校で障害者スポーツ選手との交流を交えながら障害者スポーツを体験するなど、障害者理解教育を推進します。その際、障害への理解を深める教育を実施するために、学年を越えて活用できる独自教材を用い、継続的に児童・生徒の心の成長を促します。また、障害者スポーツの体験を通して学ぶことができる障害だけでなく、知的障害等その他の障害に対する児童・生徒の理解についても深めていきます。	・スポーツ体験を中心とする障害者スポーツ体験事業の実施（40校。フラインドサッカー、ゴールボール、ボッチャ、シッティングバレーボール、車いすバスケットボールから選択） ・障害者理解教育推進教材を全校に配布し、事前・事後学習等で活用（40校） ・児童・生徒のアンケートにおいて、「障害のある方々への理解が深まった」と回答した割合：94.2% ・障害者スポーツ体験実施後の学校アンケートにおいて、「児童・生徒は、学習によって障害者スポーツや障害に対する関心が高まった」と回答した割合：100% ・新宿区社会福祉協議会と連携した教育活動（幼稚園1園1回、小学校15校26回、中学校1校1回）	・令和5年度についても、各校が計画通り体験活動と事前・事後学習を行うことができ、児童・生徒の障害に対する理解を深めることにつながりました。 ・今後も東京2020大会後のレガシーとして、共生社会の実現に向けた取組を推進していく必要があります。 ・障害者理解教育推進教材については、各校で計画的に活用されました。令和5年度については、令和6年度からの使用を見据え、聴覚障害やデフリンピックの内容について、デフリンピック運営委員会と連携して改訂作業を進め、配付に向けた準備を整えました。 ・一部の幼稚園及び学校では、新宿区社会福祉協議会との連携により、障害者スポーツ体験以外の体験活動を実施し、さまざまな障害があることや人々が障害と向き合い前向きに生活していることを学びました。令和5年度は、新宿区手話言語条例と関係した取組の充実を図り、新宿区聴覚障害者協会や新宿区手話サークルの講師を学校に派遣し、体験活動や交流の充実を図ることができました。	B
14	主権者教育等の推進 選挙年齢の引き下げをふまえ、主権者として社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の一員として主体的に担う力を、発達段階に応じて養っていきます。また、小・中学生向けに配付している「新宿区自治基本条例パンフレット」等を活用して、児童・生徒に対し自治意識の基礎を育むことができるようにしていきます。 このほか、法の基礎にある理念や原則を学ぶ「法教育」や納税のしくみを学ぶ「租税教育」をはじめ、「年金教育」、「金銭・金融教育」、「消費者教育」等の実社会につながる学習を各校の年間指導計画に位置付け、関係機関と連携を図りながら実施します。	・全区立学校に「新宿区自治基本条例パンフレット」を配付して活用を促し、児童・生徒の自治意識の基礎を育むことができるようにしました。 ・選挙管理委員会と連携した体験事業を実施し、選挙や投票に関する知識等を体験的に学ぶ機会を設けました。（小学校24校、中学校8校。中学校は生徒会選挙支援） ・小・中学校の特別活動や中学校の社会科公民的分野では、身近な課題を基に、よりよい生活のためにルールや決まりを設定することの重要性を学ぶ実践を行いました。 ・全区立学校において、租税教育や消費者教育等と関連した内容を年間指導計画に位置付け、計画的に指導を進めました。	・教科書の内容に合わせて、新宿区が配付している「新宿区自治基本条例パンフレット」や「消費者教育用教材」を活用することで、主権者としての基礎的な知識の理解や社会の一員としての意識の醸成につながりました。 ・選挙管理委員会と連携した体験授業等、関係機関と連携した多様な教育活動を取り入れ、体験的な学びの充実につながりました。	B
15	キャリア教育の推進 児童・生徒が、自らの職業や進路、生き方について考え、目標を持って自立的に生活できるよう、特別活動の時間を中心に各教科等における学習を通じてキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成を図ります。 小学校では、将来の生活や社会、職業等との関連を児童が意識できるよう、「職場見学」や社会人講話等、地域とかわる活動等を行います。中学校では、勤労の尊さや生産の喜びを感じ、自己の能力や興味・関心等についての理解を深める活動として、中学校2年生を対象に「職場体験」活動を実施するとともに、さまざまな取組を通して、生徒が自らの生き方を考え主体的に進路を選択することができるよう、指導や援助を行います。 小学校の「職場見学」や、中学校の「職場体験」については、スクール・コーディネーターや地域協働学校運営協議会が中心となって受け入れ事業所との調整を行い、効果的に実施するとともに、児童・生徒と地域との結び付きを強めています。今後も、地域協働学校の取組等を活用して、地域によるさまざまなキャリア教育を支援し、地域の活性化を図るとともに、キャリア教育の充実を図っていきます。	・中学校における職場体験及び小学校における職場見学の実施 - 中学校全校で職場体験を実施 - 各小学校は各校において職場見学を実施	・令和5年度は、中学校全校で3日間の職場体験を実施することができました。 ・職場見学を行った小学校では、地域協働学校の人材を講師として招き、興味をもった職種講師の方から児童が直接話を聞いたり、交流したりする等、工夫してキャリア教育を推進しました。 ・地域社会とのかかわりを深め、主体的に取り組む態度を育てる活動に取り組んでいる小学校では、歯科医院や出版社等10が所以上に受け入れを依頼し、体験活動を行っています。地域の人と関わることで地域の方々の温かさに触れ、自分の生き方について学ぶことができました。このことから、地域の活性化を図るとともに、キャリア教育の充実を図ることができたものと評価します。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・パラリンピック学校連携観戦やデフリンピックなど、社会の出来事に合わせて、柔軟に障害者理解教育推進教材の内容を改訂し配付したことは、各校の事前・事後学習の充実につながりました。 ・体験活動を軸とした障害者理解教育を継続してきたことで、取組が定着し、各校が学校の特色を生かした指導計画を作成し、実践を進めることができています。 ・児童・生徒のアンケート結果からも、障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育の効果を確かでき、「障害者理解が深まった」と回答した児童・生徒の割合は、毎年90%を超えており、目標値に近い数値となりました。（目標値95%） 令和3年度 97.8% 令和4年度 91% 令和5年度 94.2% ・学校アンケートにおいても、いずれの学校も障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育の学習効果を実感しており、毎年95%以上の学校が肯定的な評価をしています。	B	・東京2020大会のレガシーとして、障害者スポーツ団体や新宿区社会福祉協議会等と連携しながら、障害者スポーツ体験を軸とした障害者理解教育を推進していきます。 ・令和5年度の障害者理解教育推進教材の改訂作業により、デフリンピックや聴覚障害に関する内容を新たに加えました。令和6年度以降は、各校の障害者理解教育での活用を一層促進し、多様な障害への理解や東京2025デフリンピックの機運醸成につなげていきます。 ・引き続き、新宿区社会福祉協議会と強固に連携し、デフリンピックを契機とした聴覚障害者に関する学びや新宿区手話言語条例と関係した取組の充実を図っていきます。 - また、新宿区社会福祉協議会を通じて、新宿区聴覚障害者協会や新宿区手話サークル等との連携を強化し、各校での交流活動の一層の充実につなげていきます。	教育指導課 各学校
・区が作成した教材を全校に配付し、教科等の学びの中で積極的な活用を図ってきたことは、主権者教育の充実につながっています。 ・体験授業等の関係機関と連携した教育活動を実施した学校の取組については、全校で共有を図り、主権者教育の充実に繋げることができました。	B	・引き続き、「新宿区自治基本条例パンフレット」等の区が作成した教材の活用や関係機関と連携した教育活動について、優れた取組を全校で共有し、主権者教育の充実につなげていきます。 ・消費者教育については、成年年齢の引き下げをふまえた教育を小・中学校の社会科や家庭科においてさらに充実させていきます。 ・その他、租税教育等の実社会につながる学習を、引き続き年間指導計画に位置付けて実施していきます。	教育指導課 各学校
・令和3年度・令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けましたが、一部の中学校を除き3日間の職場体験を実施することができました。職場体験ができなかった学校においても、各校で代替活動を行うなど、工夫してキャリア教育を推進することができました。また、令和5年度には中学校全校で実施することができました。 ・職場見学を行った小学校では、地域協働学校の人材を講師として招き、興味をもった職種の講師の方から児童が直接話を聞いたり、交流したりするなど、工夫してキャリア教育を推進しました。 ・以上のことから、計画通りキャリア教育を推進し、社会的・職業的自立に向けた資質・能力の育成を図ることができたものと評価します。	B	引き続き、新宿区商店会連合会、各校の地域協働学校運営協議会等の協力を得ながら、児童・生徒が地域との結びつきを深めながら、多様な経験ができるよう、事業所との調整を行い、効果的な実施につなげていきます。	教育支援課 各学校

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
16	国際理解教育及び英語教育の推進 東京2020 大会のレガシー（有益な遺産）として、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、多様な文化を尊重できる態度を育むため、留学生や地域の外国人等との交流を通じて外国の文化に親しむ機会を設定するなど、グローバルな関心を育む教育活動を支援し、国際理解教育を推進します。 また、児童・生徒が英語だけの環境に身を置き、ネイティブスピーカーである講師との交流やプログラムでの体験を通して自然形で英語に触れ、親しむことで、外国語によるコミュニケーション能力の基礎を養うとともに、グローバルな関心を育みます。	・国際理解教育 総合的な学習の時間等に、海外経験のあるシニアボランティアに協力いただき、国際理解教育、環境教育、キャリア教育等に関する授業を実施しています。 延べ 31時間（2校 8か国の生活や文化等の説明） （No.58 「外国籍の子どもや保護者への教育支援等」総合的な学習の時間における国際理解教育支援 再掲） ・英語キャンプの実施 感染症対策を徹底し、2泊3日の英語キャンプを実施しました。 会場：女神湖高原学園 ①小学生の部：令和5年8月9日～11日（92名） ②中学生の部：令和5年8月12日～14日（69名） 事業に参加した児童・生徒へのアンケートにより、英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答した割合：89.8%	・国際理解教育 国際理解教育については、事業を実施した学校において、充実した授業を実施することができ、授業協力ができたと評価します。 ・英語キャンプの実施 各小中学校に周知用ポスターを配布し、参加者募集のお知らせがより児童・生徒の目に留まりやすくなるよう、周知方法を改善したほか、本番のカリキュラムに英検や高校入試などを見据えた内容を取り入れたことで、中学生の部の参加者が令和4年度に比べ37名増加しました。 参加児童・アンケートでは、9割程度が英語キャンプを通じ、英語を用いたコミュニケーションの楽しさを実感したと回答しており、効果的に外国語によるコミュニケーション能力向上とともにグローバルな関心を育むことができたことと評価します。	B
17	伝統文化・芸術等を学ぶ機会の充実 日本や地域の伝統文化や芸術に親しみ、郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うため、伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ります。 伝統文化理解教育については、小学校で日本の伝統文化の体験教室（日本舞踊・落語・和妻・能楽[狂言]）を実施するとともに、中学校では、各学校の実態に応じて、新宿区の地場産業である染色業の学習や、区内・近隣の劇場施設等を活用した伝統文化（歌舞伎・能楽等）の鑑賞体験、和楽器演奏体験等を実施します。 また、芸術等を学ぶ機会として、区内美術館を活用した美術鑑賞教室や、プロの楽団・劇団による演奏・演劇等の鑑賞教室を実施します。 こうした児童・生徒が伝統文化や芸術等を学ぶ多様な機会を継続していくことで、東京2020大会のレガシー（有益な遺産）として残していけるようにしていきます。	・伝統文化体験教室の実施（小学校29校） 日本舞踊・落語・和妻・能楽（狂言）から一つを実施 ・染色業の学習（中学校10校） ・染色業に関する講演や体験 ・和楽器体験（中学校10校） ・和妻・三味線等 ・和楽器指導のための教員研修を7月21日に実施しました。	・児童・生徒のアンケート結果では、「伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合」（「とても感じた」の割合）は79.2%、肯定的な回答は98.3%でした。 児童・生徒からは、「糸からの研究の成果は偉大で着物が着たくなった」「江戸時代から代々続いてきた職人の染色業への思いに感動した」「着物は日本の大切な文化として世界にも親しまれているので大切にしたい」といった感想が寄せられ、目標の達成に向けて成果を上げることができました。	B
18	幼児・児童・生徒間等の交流活動の充実 友人との良好な関係や集団への積極的なかわりを生み出すために必要な資質や能力を育成するため、幼稚園・保育園・子ども園の幼児と小学校の児童との交流や異学年交流、特別な支援を必要とする児童・生徒との交流及び共同学習等の活動を充実します。	・保幼小連携教育の実施（全小学校） ・異学年交流の実施（全小・中学校） ・異文化理解や共生の態度を育む国際理解教育の実施 全小・中学校 ・特別な支援を要する児童・生徒との交流 副籍の状況 小学校（24校）：46名 中学校（8校）：24名 ・通常の学級と特別支援学級における校内での交流の実施 小学校：6校 中学校：3校 ・新宿養護学校と西新宿小学校・西新宿中学校での交流の実施 （No.60 「副籍交流」「交流及び共同学習」再掲）	・保幼小連携教育の推進として、全小学校と区立幼稚園で保・幼・小・小合同会議等を実施しました。就学前教育と幼稚園・小学校の円滑な接続についての理解を深めると同時に、教員間の連携が図られました。 ・特別な支援を要する児童・生徒との交流については、オンラインでの実施や、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら、児童・生徒の実態に応じて、都立及び区立の特別支援学校との直接交流及び間接交流を行いました。副籍交流により、地域の学校の情報を得ることができた他、多様性を活かした学びを促進することができました。 ・通常の学級と特別支援学級間での交流については、児童・生徒の実態に応じて、学校行事やクラブ活動等において実施しました。 ・新宿養護学校では西新宿小学校・西新宿中学校との交流を行いました。	B
19	児童会・生徒会活動の充実 異年齢の児童・生徒同士で協力し、学校生活の充実と向上を図る児童会・生徒会活動を通して、合意形成を図ったり、意思決定をしたり、人間関係をよりよく形成したりすることができる思考力・判断力・表現力や、多様な他者と互いのよさを活かして協働し、よりよい学校生活をつくろうとする態度等の資質・能力を育成します。 中学校の生徒会活動については、生徒会が主体的に企画・運営する学校行事・ボランティア活動や各校の生徒会役員が交流する機会を継続していくことで、東京2020大会後のレガシー（有益な遺産）を残していけるようにしていきます。	・生徒会役員交流会の実施（全中学校・新宿養護学校の生徒会役員11校・ハイブリッド型での実施※新宿養護のみオンライン参加） ・各学校の生徒会活動を紹介する交流誌の作成及び全生徒への配付	・令和5年度の生徒会役員交流会では、「これまでの経験を活かし、私たちの未来について考えよう」を全体テーマとして、各校の生徒会の特色や取組について紹介し合った後、4つのグループに分かれ、各々のテーマについて協議しました。令和5年度の特徴としては、東京都子供政策連携室からの依頼で、子どもの意見を政策に反映するため「望む人誰もが子育てしやすい東京へ」をテーマに話し合い、都政へ直接意見を述べる機会があり、活発な意見交換が行われました。 ・全員で意見交流することにより役員同士の交流を深め、各校でより良い生徒会活動を行おうという意欲を高めることができました。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
- 国際理解教育 学校の実情に応じて授業支援を適切に行っています。 令和3年度 延べ20時間 令和4年度 延べ28時間 令和5年度 延べ31時間 (No.58 「外国籍の子どもや保護者への教育支援等」 総合的な学習の時間における国際理解教育支援 再掲) - 英語キャンプの実施 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け通所形式によりカリキュラムを実施し、令和4年度以降は感染症対策を徹底し宿泊型での実施を再開するなど、事業継続の取組を工夫しながら英語教育の体験の場を設けることができました。 また、中学生の参加率が低かったことを受け周知方法・内容を工夫することにより、令和5年度は多くの中学生の参加を得ることができました。 以上のことから、英語キャンプを通じ国際理解教育及び英語教育の推進ができたものと評価します。 令和3年度（日帰り） ①小学生の部：76名 ②中学生の部：28名 令和4年度（宿泊） ①小学生の部：92名 ②中学生の部：32名 令和5年度（宿泊） ①小学生の部：92名 ②中学生の部：69名	B	- 国際理解教育については、引き続き、学校の実情に応じて、授業支援を行っていきます。 - 英語キャンプについて、令和6年度も宿泊型の英語キャンプを実施します。 また、中学生にとっても英語学習や国際理解教育に対する興味関心を一層高め、より魅力的なプログラムとなるよう運営事業者と協議しながら内容の充実に努めていきます。 - 今後も、東京2020大会のレガシーとなる取組として、児童・生徒が国際社会や異文化への理解を深めるとともに、英語によるさまざまな国の外国人とのコミュニケーションを通じて、国際理解教育の推進を図るため、各事業を実施していきます。	教育支援課 各学校
「伝統文化の素晴らしさを実感したと回答した割合」で肯定的な回答をした児童・生徒の割合は、3年間を通して90%以上となっており、実際に体験することを通して児童・生徒が伝統文化のよさを感じることができました。 - 伝統文化や芸術等を学ぶ機会の充実を図ったことにより、児童・生徒に郷土である新宿への愛着や伝統文化の継承、地域の発展に寄与したいと思う気持ちを育むとともに、豊かな情操を培うことができたものと評価します。	B	- 伝統芸能の専門家や区内で染色業に携わる職人の方による授業を実施することで、児童・生徒が体験的に伝統文化に触れる機会を提供し、郷土新宿への愛着や伝統文化の理解につながる取組を引き続き全校で行っていきます。 - 今後も、東京2020大会のレガシーとなる取組として、児童・生徒が新宿区に伝わる伝統や文化を学ぶことのできる機会を提供していきます。	教育支援課 各学校
- 副籍交流では、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で都立及び区立の特別支援学校との直接交流は実施できませんでしたが、令和4年度と令和5年度は直接交流と間接交流を並行して行いました。 - 副籍交流は3年間で小学校延べ190名、中学校延べ112名に実施しました。地域の学校の情報を得ることができた他、多様性を活かした学びを促進することができました。 - 通常の学級と特別支援学級間での交流等については、新型コロナウイルス感染症の影響で実施できない時期もありましたが、令和5年度には通常の学級のイベントに特別支援学級の児童が参加するなど、以前とほぼ同程度まで交流を再開することができました。 - 友人との良好な関係や集団への積極的なかわりを生み出すために必要な資質や能力を育成することができたものと評価します。	B	- 幼児・児童・生徒間の交流活動については、幼児と児童との交流活動や縦割り活動等を通して、異年齢の子どもたちが互いに協力・協働する互恵的な活動を実施していきます。 - 特別な支援を要する児童・生徒との交流については、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことができるよう、必要に応じてICTを活用したコミュニケーション等の工夫を行いながら、副籍交流等を実施していきます。	教育指導課 教育支援課 各学校
- 令和3年度のテーマは「生徒が楽しく活動できるように、できることを考えよう！」、令和4年度のテーマは「つながり、かわり、わかり合い、輝く未来を創り出そう！」、令和5年度のテーマは「これまでの経験を活かし、私たちの未来について考えよう」と設定し、その時々で各学校の代表として課題と感じていることを解決するために話し合いを行いました。 - 多様な他者と互いのよさを活かして協働し、よりよい学校生活をつくろうとする態度等の資質・能力を育成することができたものと評価します。	B	異年齢の生徒同士での協力や、学校生活の充実と向上を図るための諸問題の解決に向けた生徒の自主的、自発的な取組等、生徒会活動の目標を達成するため、引き続き生徒会役員交流会の実施や交流会誌の作成により、生徒会活動を支援していきます。	教育支援課 各学校

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間 の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
20	体験的な活動の推進 人や物と実際に触れ合ったり、社会と直にかかわる体験を通して、子どもの豊かな人間性や社会性、自ら学び考える力等、生きる力の基盤を育みます。職場体験、社会奉仕体験、交流体験、文化体験等のさまざまな体験活動を各校で教育課程に位置付け、計画的に推進します。 また、合唱や演奏、英語による体験活動、環境に関する学習発表等、児童・生徒が保護者や地域の方へ学習の成果を発表したり、多様な他者と協働したりする機会を支援するとともに、各校の進んだ事例を共有し、工夫・改善につなげます。	【体験的な活動の実施】 ・中学校生徒演奏発表会 ・小学校音楽鑑賞教室 ・中学校音楽鑑賞教室 ・劇団四季によるこころの劇場 ・小学校演劇鑑賞教室 ・小・中学校移動教室 ・英語学芸発表会 ・小学校音楽の集い	感染症対策等を行いながら、各種体験活動を実施しました。学校代表や各部会の委員の協力により、円滑に行うことができ、学校外での体験や交流を通して、他者との関わりや学びを深めることができました。	B
21	移動教室等における自然体験活動の実施 児童・生徒の情操の育成、心身の鍛錬、集団生活体験による社会性の育成等を目的として、移動教室等での自然や文化等に親しむ体験活動を実施します。 小学校の移動教室では、日光・館山・伊那で地域の特性を活かした生活や文化、社会活動を中心とした活動を行い、中学校及び小・中学校特別支援合同移動教室では女神湖高原学園を活用した自然体験を中心とした活動を実施します。 また、夏季休業中の自然体験活動（夏季施設）として、希望者（主に5年生）を対象に、女神湖高原学園でハイキングや飯こう炊さん等の野外活動等を行います。 区外学習施設として使用している女神湖高原学園は建設から20年以上が経過しています。平成29年2月に策定された公共施設等総合管理計画では、女神湖高原学園について「将来的に区有施設は廃止し、大規模な改修や建替えの時期に合わせ、民間サービスへ移行する」「区有施設を保有せずに事業を継続する方向性について検討を行う」とされています。こうした方針をふまえ、今後の施設のあり方と、より教育効果の高い体験活動の実施手法について検討していきます。	感染症対策等を徹底し、各宿泊行事を実施しました。 【夏季施設（5年生）】 ○女神湖高原学園（29校）：1,521名 【小学校移動教室（6年生）】 ○館山（5校）：197名 ○日光（18校）：1,059名 ○伊那（5校）：191名 ○河口湖（1校）：48名 【中学校移動教室（10校）】 ○女神湖高原学園（1年生）：919名 ○女神湖高原学園（2年生・スキー）：861名	・感染症対策等を徹底したうえで各宿泊行事を行い、体験活動を実施することができました。 ・移動教室については、令和4年度まで館山、日光、伊那の3箇所で開催していましたが、児童数の増加や宿泊先の状況により、次期候補地として新たに河口湖を追加しました。モデル校を選定のうえ移動教室を実施し、検証につなげることができました。 ・「夏季施設」や「小学校移動教室」の今後のあり方を検討するため、小学校長会と「移動教室等検討会議」を設置し、令和6年度以降の実施方法を検討し方向性を定めることができました。	B
22	部活動運営支援事業 平成30年6月に策定した「新宿区立学校における部活動ガイドライン」をふまえ、部活動指導員を配置し、児童・生徒の部活動等を支援します。	・部活動指導員の配置 令和5年度から部活動指導員の配置業務の一部を運営事業者に委託し、30部活動に部活動指導員を配置しました。 部活動指導員（会計年度任用職員）：3人 部活動指導員（委託）：30部活動（うち運動部19、文化部11） 部活動指導員（委託）配置校数：小学校9校、中学校9校 【部活動指導員導入後のアンケート結果】 ・部活動指導員を入れたことで部活動の質や参加意欲が上昇したと感じた児童・生徒の割合 87%（目標値85%） ・校務に充てる時間や休暇をとる機会が増えた、または部活動の負担が減少したと感じた教員の割合 95%（目標値85%） ・部活動支援研修の実施 8月18日（金）部活動指導員17人 ・地域部活動に関する調査・検討 国・都のガイドラインの改定をふまえ、「新宿区立学校における部活動ガイドライン」を改定しました。	・新たに部活動指導員の一部委託化を実施し、学校需要に応じた部活動等を支援することができました。民間提案制度の効果検証のため、児童・生徒、教員を対象にアンケートを実施し、いすれも目標値を達成することができました。この結果をふまえ、部活動指導員の配置が部活動の質の向上及び教員の負担軽減につながったものと評価します。 ・令和5年度より新たに導入した部活動指導員委託業務について、学校からの聞き取りや提案事業者と打ち合わせを行い、令和6年度以降の60部活動の委託実施に向け協議し方針を決定しました。 また、2月～3月に、各学校（全小・中学校）に部活動指導員需要調査を行い、各校とヒアリングを行いながら部活動指導員の配置を決定しました。	A
23	スポーツへの関心と体力の向上 児童・生徒が運動の楽しさに触れ、自ら運動に親しむことができるよう、引き続き、小学校及び中学校で「スポーツギネス新宿」を実施します。 （中学校では授業やその合間に実施できるダブルタッチを中学校版「スポーツギネス新宿」に位置付けています） 記録向上等に挑戦することで、児童・生徒のスポーツへの関心と体力の向上を図ります。 また、就学前から中学校までの子どもの体力の現状を把握・分析し、より一層効果的な体力づくりを推進するため、国と東京都が実施している全小・中学校を対象とした体力テストに加え、区独自に就学前の幼児を対象とする体力テストを実施します。	・「スポーツギネス新宿」を全小・中学校で実施 ・小学校では、成績優秀者を各校で表彰。（3月）中学校では、時間内での跳躍回数を競うスピード競技と音楽に合わせてダブルタッチを用いたダンスを行うパフォーマンス競技で構成するダブルタッチチャレンジを実施し、成績優秀者の演技の様子をDVDに収録し、全中学校に配布（3月） ・小・中学校の体力テストと幼稚園を対象とした区独自の体力テストを実施（全幼稚園、全小・中学校） ・小学校体育科における「体育指導リーフレット」を作成し、配布（3月、全小・中学校） ・令和5・6年度教育課題研究校として「基礎体力の向上」をテーマに花園小学校と淀橋第四小学校を指定（通年）	・小学校の「スポーツギネス新宿」では、児童がタブレット端末から直接エントリーできるようし、教師の入力負担軽減と児童の意欲向上につながりました。 ・中学校の「スポーツギネス新宿」では、全ての学校にダブルタッチの講師を派遣するとともに、記録会で好記録を残した学校の演技の様子をDVDに収録し、生徒の取組意欲の向上につなげました。 ・幼稚園や小・中学校では、体力テストの結果を分析し、各校・園の課題に応じて計画的に体力向上の取組を進めました。 ・「体育指導リーフレット」では、体育科の主な領域を網羅した指導の手引書を作成し、各校における体育指導の充実につなげました。手引きにはQRコードを記載し、各校や区教育研究会が作成した体力向上に係る動画等を教員がタブレット端末で視聴できるようにしました。 ・教育課題研究校では、体力向上に向けた効果的な取組について研究を推進し、令和6年度の発表に向けた準備を計画的に進めることができました。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
- 令和3年度は、中学校生徒演奏発表会は予定通り実施できたものの、英語学芸発表会や小学校音楽の集いは中止となりました。その他の行事については、学校でのアウトリーチによる音楽鑑賞教室や動画による演劇鑑賞教室を行いました。令和4年度からは新型コロナウイルス感染症への対策を行いながら、予定通り体験的な活動を実施することができました。 - 児童・生徒が他者との関わりや、それぞれの学びを深め、豊かな人間性や社会性、自ら学び考える力等、生きる力の基盤を育むことができたものと評価します。	B	- 文化体験や児童・生徒間の交流等効果的な体験活動ができるさまざまな発表会や、自然との触れ合いや集団生活を体験できる移動教室等を継続して実施していきます。 - 令和5年11月から新宿区立文化センターが大規模改修に入っているため、令和6・7年度の実施方法や代替方法等を検討し対応していきます。	教育指導課 教育支援課 各学校
- 令和3年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、宿泊行事を日帰り代替行事とするなど、可能な範囲で体験活動を実施することができました。 - 令和4年度以降は感染状況に応じ、事前に新型コロナウイルス感染症検査ができる体制を整え、コロナ禍において安全安心に参加できるよう対策を講じました。 - 令和5年度は宿泊行事の実施に加え、諸課題をふまえ小学校長会とPTを立ち上げ次年度以降の方向性を決めることができました。 - 以上により児童・生徒の情操の育成、心身の鍛錬、集団生活体験による社会性の育成が図られたと評価します。 令和3年度（代替行事等） 【夏季施設（5年生）】 ○女神湖高原学園（29校）：中止 【小学校移動教室（6年生）】 ○館山・日光・伊那：中止 →日帰り代替行事（よみうりランド）：29校 1,513名 【中学校移動教室（10校）】 ○女神湖高原学園（1年生）：中止 →日帰り代替行事（テーブルマナー研修ほか）：10校 936名 ○女神湖高原学園（2年生・スキー）：中止 ※令和4年度、5年度は宿泊行事を実施。	B	- 今後も、宿泊行事を安全に事業が実施できるよう取り組んでいます。 - 令和6年度より、これまで「夏季施設」として実施していた女神湖高原学園での宿泊行事を教育課程に位置付け、「移動教室」として実施しています。引き続き、小学校長会と「移動教室等検討会議」を設置し、小学校の移動教室等における諸課題の解決に向け、協議を進めていきます。	教育支援課
- 令和3年度は、部活動指導員の配置において例年、課題となっていた「学校の要望と指導員への応募者の専門性とのミスマッチの解消」や「指導員の継続的・安定的な配置が定着しない」などの解決に向け検討を行い、令和4年度に区で実施する予定の民間提案制度エントリーへの準備を進め、いくつかの民間事業者へ対しヒアリングを行いました。 - 令和4年度は、民間提案制度における事業者からの提案を受け、業務委託仕様書を作成し公募型プロポーザル方式で部活動指導委託事業者を選定しました。 - 令和5年度は、さらなる部活動支援の充実のため、学校への需要調査をふまえ、令和6年度からの委託を30部活動から60部活動に増やすための準備を進めることで、より一層学校が求める人材を継続的に確保し、魅力ある学校づくり、教員の働き方改革に寄与できたものと評価します。 【部活動指導員配置実績】 令和3年度 ・部活動指導員（甲）：2人 ・部活動指導員（乙）：5人 ・配置数：10部活動（兼部あり） 令和4年度 ・部活動指導員（甲）：3人 ・部活動指導員（乙）：8人 ・配置数：11部活動 令和5年度 ・部活動指導員（会計年度任用職員）：3人 ・部活動指導員（委託）：30部活動	A	- 委託による部活動指導員の成果や運営事業者の履行状況の検証を行うため、事業者との定期的な協議や各校への巡回指導等を通じて、適切な指導体制を確保します。 - 今後も学校が求める人材を継続的に確保し、魅力ある学校づくり、教員の働き方改革の推進に寄与していきます。 - 国や都が進めている地域移行の取組については、国や都、また先進自治体の取組を注視しながら、区民・地域団体・スポーツ団体等で構成する「スポーツ環境会議」等とも定期的に情報の共有を図るとともに、小・中学校長等で構成する「地域部活動検討部会」と意見交換を行っていきます。	教育支援課
- 小・中学校とも「スポーツギネス新宿」の取組が定着し、各校が児童・生徒の実態に合わせて取組内容に独自の工夫を加え、内容の充実に努めています。 - 体力向上推進委員会では、小学校の「スポーツギネス新宿」の中でエントリー数の少なかった種目を見直し、児童が取り組みやすい種目に変更するなど、内容の改善を図りました。 - 幼稚園と小・中学校が体力テストの結果を分析したことで、客観的なデータに基づいて各校・園の課題を整理し、課題に対応した取組を確実に教育課程に位置付けることができました。 - 児童・生徒の実態や区の状況に合わせた冊子やリーフレットを作成・配付し、各校に活用を促したことは、各校が体力向上に向けた新たな実践を考える契機となりました。 - コロナ禍の影響により、児童・生徒の体力が全国的に低下する状況となっていますが、令和5年度から教育課題研究校で「基礎体力の向上」をテーマとした研究を行い、成果発表に向けた準備を進めるなど、体力向上に向けた取組を計画的に進めることができました。	B	- 小学校の「スポーツギネス新宿」について、令和5年度から児童がタブレット端末から直接エントリーできるようにしましたが、各校の活用率はまだ低い状況です。年3回以上活用の周知を行うとともに操作方法の改善をさらに進めていきます。 - 今後も、体力テストの結果について分析し、体力向上への取組の充実につなげていきます。 - 作成したリーフレットについて、体育担当教員を対象とした実技研修で活用し、各校の体力向上と安全指導の充実につなげていきます。 - 令和5年度から進めてきた「基礎体力の向上」研究について、体力調査の分析や効果的な取組を実践研究を重ね、令和6年10月に研究発表し、成果を他校と共有していきます。	教育指導課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
24	食育の推進 学校における食の教育を充実させるため、教員・栄養職員の中に食育推進リーダーを育成し、食育推進のための校内指導体制を整備します。また、学校独自の食育活動として、朝食メニューコンテストにより子どもが自ら献立を考え、食材への理解を深めながら健康的な食習慣を身に付けたり、内藤かぼちゃや鳴子うり等の伝統野菜の栽培・調理を通じて、地域の名産品や食にかかわる歴史等を学ぶなど、多様な食育活動を支援していきます。	- 年間2回の食育リーダー連絡会を実施（6月、1月） - 生活科や総合的な学習の時間等を活用し、各校において野菜の栽培や米作り、地域の名産品を活用した学習等を実施（全幼稚園、全小学校） - 令和4年度に改訂した「新宿区学校食育計画」を基に、各校・園が学校食育計画を作成し、年間を通した計画的な食育を実施（全幼稚園、全小・中学校）	- 食育リーダー連絡会の第1回では、「食育における外部人材の活用」等をテーマとし、効果的な食育の進め方について協議しました。第2回は、講師を招聘し、「学校食育計画と校種間の連携、食育の推進」について学びました。連絡会の実施により、各校の食育推進リーダーが食育の理論や実践に関する理解を深めることにつながりました。 - 各校が教科等の学習と関連させ、計画的に食育の学習を進めたことで、地域の資源を生かした特色ある活動が各校で展開され、幼児・児童・生徒の食に関する理解の深まりにつながりました。	B
25	子どもの生活習慣病の予防 小児期から始まっているとされる生活習慣病の早期発見・早期治療と健康的な生活習慣を身に付けるための契機とすることを目的に、区立小中学校は4年生以上、区立中学校は全生徒を対象に、希望する児童・生徒に対し小児生活習慣病予防健診を実施します。 要医療と判定された児童・生徒の保護者に対しては、新宿区医師会から発行される紹介状を交付し、専門医療機関での治療を勧奨します。要指導と判定された場合は、生活習慣改善のために各家庭で取り組んでもらう事項を記載したリーフレットを交付するとともに、区内4か所の保健センターで実施している健康・栄養相談の利用を勧奨します。	- 小中学校及び特別支援学校を通じて健診対象の全児童・生徒及び保護者あてに健診実施通知を配付し、受診勧奨を実施しました。また、通知は英語、中国語、ハングルに翻訳し、外国籍の保護者にも理解できるよう配慮しました。 - 健康診断は、夏季休業期間において、区内指定医療機関等での健診及び集団健診を7月下旬と8月中旬に実施しました。受診率については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響を受けた令和4年度と比較し、上昇しました。 【実績】 ○小学生 令和5年度 3.27%（令和4年度 2.09%） ○中学生 令和5年度 1.21%（令和4年度 1.06%）	- 令和5年度の受診率については、新型コロナウイルス感染症の流行の影響により受診機会が限定的となった令和4年度と比べ、当初の予定通り受診機会を確保できたこともあり上昇しました。 - コロナ禍から引き続き、受診に関する保護者からの問合せは多くあります。保護者の間でも子どもの健康や生活習慣への関心は年々高まっていることから、受診が必要な児童・生徒の受診等も含め、受診率の向上に繋げていく必要があります。	B
26	スクールカウンセラーの配置 全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行い、児童・生徒の状況や解決すべき課題の把握に努めます。また、教職員に対して助言や提案を行い、教職員と連携した校内体制の充実を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。	- スクールカウンセラーを全小・中学校に週2～4日程度派遣（区費による配置18人、都費による配置42人） - 都及び区スクールカウンセラーによる連絡会の実施（年3回） - 各学校・園の教育相談担当者・区スクールカウンセラー、教育相談室職員を対象とした教育相談研修会の実施（年3回）（No.61「専門人材を活用した教育相談体制の充実」スクールカウンセラー配置の再掲）	- 新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる日常生活や親子関係等の悩みについてもスクールカウンセラーが対応し、児童・生徒や保護者を対象としたカウンセリングを行いました。 「学校評価等を活用した学校長への質問紙調査結果（学校と関係機関の十分な連携ができていると回答した割合）」は91.1%で、概ね専門人材を活用した教育相談体制の確保ができました。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・食育リーダー連絡会を開催することで、各校・園の食育担当者が他校と実践を共有し、新宿区立学校食育計画に基づいた取組を理解することにつながりました。また、専門家による講義を行ったことで、食育に関する専門的な知識や実践について見識を深めることができました。 ・令和4年度に幼稚園及び小・中学校の教員を委員とした食育推進委員会を開催し、「新宿区学校食育計画」を改訂し、SDGs等社会の課題に応じた内容を取り入れ、各校・園が策定する学校食育計画に反映させ、各校が時代の変化に対応した食育計画を立てていくことにつながりました。	B	・今後も、社会情勢や学校・園のニーズをふまえた内容で食育リーダー連絡会（年間2回）を実施し、食育の充実につなげていきます。 ・改訂した「新宿区学校食育計画」の内容が各校・園の食育計画に反映され、食育が計画的に進められるように、必要に応じて各校・園に対して指導や助言を行っていきます。	教育指導課
・令和3年度及び4年度については、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、受診機会が限定的となったこともあり、受診率に一定程度の影響を及ぼしたものとされます。令和5年度においては、当初の予定通りの受診機会を確保することができた結果、コロナ前とほぼ同水準の受診率となりました。 【実績】 ○小学生 令和5年度 3.27%（令和元年度 3.29%） ○中学生 令和5年度 1.21%（令和元年度 1.42%） ・子どもの健康や生活習慣への関心が年々高まっている昨今の状況をふまえて、より多くの児童・生徒が健診を受診するように勧奨を継続していく必要があります。	B	・子どもの生活習慣病について、さらなる啓蒙を進めていく必要があると認識しており、リーフレットの効果的な配付方法等について、改善を進めていきます。 ・新宿区医師会の協力の下、健診のあり方について医学的見地をふまえた検討を続けていきます。 ・以上の取組を進めて、今後も健診の対象者の受診が増加するように勧奨を継続していきます。	学校運営課
・学校行事への不安や、日常生活や親子関係等の悩みについてスクールカウンセラーが対応し、児童・生徒や保護者を対象としたカウンセリングを行いました。 ・「学校評価等を活用した学校長への質問紙調査結果（学校と関係機関の十分な連携ができていると回答した割合）」の3年間の平均は91.8%であり、専門人材を活用した教育相談体制の確保が概ねできたものと評価します。	B	児童・生徒の不安や悩みにスクールカウンセラーが相談に応じ、心の健康問題に対応していきます。	教育支援課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間 の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
施策3 就学前から中学校までのつながりのある教育の推進				
27	公私立幼稚園における幼児教育等の推進 幼児教育・保育の無償化が始まり、公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより保護者の選択の幅が広がる中、区立幼稚園及び区内の私立幼稚園に対して、幼稚園需要への対応及び質の高い幼児教育を提供するための支援を行うことで、公私立幼稚園における幼児教育等の充実を図ります。 また、子ども・子育て支援事業計画で設定した幼稚園における3年保育や預かり保育の需要に対して、公私立幼稚園が緊密な連携のもとに対応していきます。	- 区立幼稚園の預かり保育利用者の満足度 94.6%（アンケート調査による） - 区立幼稚園4園における預かり保育の延べ利用者数 令和5年度 7,931人（令和4年度 7,608人、323人（4.2%）増） - 区立幼稚園全14園における幼児教育の充実事業の実施回数と延べ利用者数 令和5年度 401回、5,096人（令和4年度 355回、5,222人） - 施設等利用給付認定申請（令和6年3月31日時点） 1号認定申請 928件（前年度 1,020件） 2号認定申請 310件（前年度 302件） - 区内私立幼稚園に対しては、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小していた園行事に対する助成や、物価高騰に対する助成を行いました。 - 区立幼稚園の翌年度入園申請（当初）期間中（5年11月2日～7日まで）における新3歳児の入園児数は、前年度比31名減の136名で、1学級の編制に必要な園児数8名を下回る園が3園という厳しい状況でした。その後、再募集・周知に努めた結果、1園は8名まで新入園児数が増加し、新3歳児での休学級数は2園にとどめることができました。また、私立幼稚園についても、区立幼稚園と同様に新入園児の確保が厳しい状況である事を確認しました。	- 区立幼稚園の預かり保育は、例年と比較して3歳児の利用が増加したことにより、園児数が減少する中であったも前年度から利用者数が増加しました。 - 区立幼稚園の教育時間終了後に実施する幼児教育の充実事業は、園児数減少の影響から延べ利用者数は減少となりましたが、保護者アンケートの結果では、ほぼ全ての保護者が利用してよかったとの回答を得ることができました。 - 区立幼稚園の園児数確保に向け、PR動画を作成し区公式SNS上で放映したり、合同入園説明会を開催するなど、新たな周知方法を試みたものの、園児数の確保は厳しい状況にあります。また、私立幼稚園についても、私立幼稚園ガイドを令和5年度から新たに発行し、園児数確保のための支援を実施するなど、周知強化を図りました。	B
28	幼稚園子育て支援事業の実施 区立幼稚園では、未就園児を対象に西戸山幼稚園でつどいのへや事業（地域子育て支援拠点事業）を実施しているほか、全園で子育て相談、園庭開放等を実施しています。また、区内の私立幼稚園でも多くの園で子育て相談や園庭開放等の子育て支援事業を実施しています。	- 西戸山幼稚園で「つどいのへや」を週4回開設し、子育て支援事業を実施しました。 延べ利用者数 1,610名（令和4年度1,481名、129名の増） - 区立幼稚園各園での施設開放及び講座・講習を実施しました。 - 私立幼稚園が実施する一時預かり事業に対する助成について、令和5年度から助成内容を充実させることにより、区内私立幼稚園2園で、より長時間の預かり保育を提供できるようになりました。 - 令和5年11月から、区内私立幼稚園が実施する未就園児預かり事業に対する助成を開始し、未就園児保護者に対する子育て支援を行いました。 実施園数 1園（他、開設準備経費の助成1園） 延べ利用者数 242名 - 区内私立幼稚園園長会や指導検査等の機会を通じ、各園が独自に実施している子育て支援事業の把握に努めるとともに、区内私立幼稚園が主催する「子育てフェア」への支援を行いました。	「つどいのへや」では、新型コロナウイルス感染症の5類移行後、在園児との交流の機会を設けたり、昼食時間の開室を再開したりと、コロナ禍前の活動に戻し、事業の充実に取り組んだことにより、利用者数が前年度から増加しました。 - 多くの親子が利用することで、新型コロナウイルス感染症の流行により孤立していた未就園児の保護者が、気軽に子育てで相談をしたり、子育ての仲間と交流できる場を提供することができました。 - 一時預かり事業や未就園児預かり事業に対する助成を拡充または新設することで、区内私立幼稚園における子育て支援事業の充実を図ることができました。また、区内私立幼稚園が独自に実施している子育て支援事業については、引き続き指導検査の機会を通じて把握に努め、周知を図っていく必要があります。	B
29	就学前教育合同研修等の充実 区立及び私立の幼稚園・保育園・子ども園の職員同士が合同研修や交流保育を通じて実践的な事例や情報の共有化を図ることにより、相互理解を深め、意識を高めることで、それぞれの園がより深い就学前教育の場となるように、取組を充実します。	- 子ども家庭部と連携し、就学前教育合同研修を実施（全6回） - 公開保育を実施（10月※6月は学級閉鎖のため公開は中止）	- 就学前教育合同研修では、特別支援、保護者対応等の理論研修、手作り玩具のつくり方等の実技研修を行い、参加者の専門的な知識・技能の向上につなげました。 - 公開保育は、講師の講演や協議会を実施したことで、参加者の相互理解や意識の向上につながりました。6月の公開保育は学級閉鎖のため中止となりましたが、代替措置として、11月の研修会で実践内容を報告しました。	B
30	スタートカリキュラムの実施や指導方法の改善 小学校入門期（1年生1学期）の児童の学校生活への適応や学習習慣の確立を図るとともに、就学前教育と義務教育の円滑な接続を推進します。 幼児期の教育は、「健康」「人間関係」「環境」「言語」「表現」の5領域のねらい及び内容に基づく遊びや生活等の活動全体を通して、幼稚園教育要領に示された「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を念頭に、生涯にわたる人格形成の基礎を培うものです。一方、児童期の教育は、各教科等の学習内容を系統的に配列した教育課程に基づき、児童・生徒の生きる力を育てていきます。こうした幼児期と児童期の円滑な接続を目指し、小学校に入学した子どもが、幼稚園・保育園・子ども園等の遊びや生活を通した学びと育ちを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していくための「スタートカリキュラム」を実施していきます。	- スタートカリキュラムの確実な実施（全小学校） - スタートカリキュラムを実施するための教科横断的な指導体制の整理（全小学校） - スタートカリキュラムの内容の点検と見直し（全幼稚園、全小学校）	- 共通様式により、全ての小学校と併設幼稚園がスタートカリキュラムの内容を共有し、幼児期の保育内容を生かした小学校接続期の教育活動を計画することができました。 - 指導体制の整備やカリキュラムの内容の点検や見直しが計画的に進められ、各校のスタートカリキュラムの内容の充実につながりました。	B
31	保・幼・子・小合同会議の実施 区立小学校では、就学前教育との円滑な接続を図るため、全小学校の学校公開時等に、保育・幼児教育施設の関係者とともに、卒園した新入生の授業の様子を観察しながら子どもの実態や指導のあり方について相互理解を深め、意見交換や合同研究を行う機会として保・幼・子・小合同会議を実施します。 この会議を通じて、アプローチカリキュラムやスタートカリキュラムについても、幼児や児童の実態に合ったものになるよう、改善のための協議を進めていきます。	各校で合同会議を予定通り実施。（年間2回以上）	合同会議を通して、子どもの実態や指導の在り方についての相互理解が進み、スムーズな連携につながりました。また、スタートカリキュラムについても、幼小の接続を意識して協議し、内容の改善につながりました。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
- 令和2年度から開始する予定だった区立幼稚園における幼児教育の充実事業については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度途中まで実施することができませんでした。感染症対策の徹底により、令和4年5月からは継続して事業を実施することができ、区立幼稚園における教育時間外の特徴ある活動として定着したものと評価しています。 - 私立幼稚園については、新型コロナウイルス感染症対策の物品購入に対する助成、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小していた園行事充実に対する助成、送迎バス等の安全対策への助成及び物価高騰に対する園運営への支援として、食料料費や光熱費、燃料費に対する助成等、状況の変化に応じて機動的に支援を行うことができました。 - 公私立幼稚園ともに園児数が減少傾向にあることから、さまざまな方策により周知活動を行い、一人でも多くの子供が幼稚園に入園し、幼児教育を受けられるよう積極的な取組を推進できました。	B	- 区立幼稚園における幼児教育の充実事業については、令和6年度から各園の月当たりの実施回数を令和5年度までの3回程度から6回程度へと実施回数を増やすことにより、特色ある幼児教育のさらなる充実を図ります。 - 区立幼稚園の園児数減少については、引き続き地域イベントや保健センター3歳児健診等での周知活動を継続するとともに、新たなPR動画を作成しSNS上で放映するなど、幅広い世代に対して、区立幼稚園を認知してもらうための周知を行っています。一方で区立幼稚園が新宿区の幼児教育で担う役割を明確化し、今後の園児数動向への対応だけでなく、国や都の動向も注視しながら、子育て支援に繋がる取組等も研究していきます。 - 私立幼稚園については、今後も園児の健康管理や安全安心のための助成を継続することにより、教育環境のさらなる充実を支援していきます。また、私立幼稚園の特色ある幼児教育の実施に対する助成についても継続することにより、新宿区における幼児教育のさらなる向上を推進します。	学校運営課
「つどいのへや」は、新型コロナウイルス感染症の感染状況によって中止した期間もありましたが、令和4・5年度の利用者はコロナ禍前と比較しても大幅に増加しています。（参考：令和元年度延べ利用者数 827名） - 遊び、製作及びイベント等の実施内容の充実を図るとともに、在園児の弟や妹が参加しやすいように開始時間が早い日を設定するなどの工夫をすることにより、多くの親子が集う地域の子育て支援の拠点として機能しています。利用者の増によりさまざまな意見も集まるようになり、その意見を取り入れることでより魅力的な場としていく好循環も生まれるようになりました。 - また、区立幼稚園全園で実施している園庭開放事業等の未就園児の親子が参加する事業においては、各園で参加を促すアピール性の高いチラシを作成するなど、より多くの参加が得られるような取組を推進しています。 - 未就園児預かり事業など、区内私立幼稚園が実施する子育て支援事業に対する助成を新たに開始したことによって、より多くの親子が私立幼稚園の実施する子育て支援事業に参加できるようになりました。	B	「つどいのへや」や区立幼稚園各園が実施する未就園児の会の充実を図ることによって、地域に根ざした幼児教育施設として区立幼稚園の認知度を高め、より幅広く多くの親子に子育て支援のアプローチができるようにします。 - 未就園児預かり事業について、複数の私立幼稚園が実施を希望していることから、実施に向けて施設整備等への支援を行うことで、未就園児親子に対する子育て支援のさらなる充実を図ります。 - 公私立幼稚園が子ども家庭支援センター、保育園、子ども園等と連携することにより、地域における子育て支援事業のさらなる充実を図ります。	学校運営課
- 理論研修や実技研修等、幼児教育の状況や就学前教育に関わる幼稚園教諭や保育士等のニーズに基づいた研修を実施し、参加者の知識や技能の向上につなげました。 - 公開保育は、感染症対策として人数を制限したり、実施形態を変更したりするなど開催方法を工夫して実施し、研究成果を参加者と共有し、就学前教育についての理解を深めることにつながりました。	B	今後子ども家庭部と連携し、参加者のニーズや新宿区の課題、幼児教育に求められる教育課題の把握に努め、就学前教育合同研修の内容の充実を図っていきます。	教育指導課
スタートカリキュラムが計画的に小学校で実施されました。スタートカリキュラムの導入後は、定期的に小学校と就学前教育施設（幼稚園・子ども園、保育所等）が合同会議を実施し、内容について協議を重ね、カリキュラムの改善と見直しを進めることができました。改善したカリキュラムの実施により、小学校の新1年生が入学後の小学校生活に順応しやすい環境を整えることにつながりました。	B	引き続き、保・幼・子・小合同会議の機会等を活用し、併設幼稚園だけでなく、区内の保育所や保育所型子ども園、私立幼稚園と小学校が連携を深め、スタートカリキュラムの充実や指導方法の改善につなげていきます。	教育指導課
年間2回程度実施する合同会議が計画的に実施され、子どもの実態や指導の在り方について、情報共有が進みました。綿密な情報共有により、就学前教育と義務教育の接続に関する理解の深まりにつながりました。	B	保育所や保育所型子ども園、私立幼稚園の意見も確認しながら、合同会議における協議内容をより充実させていきます。	教育指導課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況		1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
32	入学前プログラムの実施 小学校入学という新しい環境への不安や悩みを持つ入学予定の児童と保護者に向けて、保護者同士の交流や子ども同士の仲間づくりを促して円滑な入学を支援します。	・1月～2月に新1年生保護者会と同日あるいは別日に保護者向けプログラム・子ども向けプログラムを実施しました。 （全小学校29校）	・安全に事故なく、全校で入学前プログラムを実施できました。 ・実施後に、保護者から有意義であったという意見を多くいただきました。 ・昨年度の課題をふまえ、委託業者と協議のうえ、子ども向けプログラムの講師の変更、保護者向けプログラムで家庭教育ワークシートの活用等を実施し、プログラム内容の充実を図りました。 ・引き続き、魅力的なプログラムを提供するために、各校の実情に合わせた実施形態の在り方を検討していく必要があります。	B
33	小中連携教育の推進 中学校を中心としたグループごとに、年間2回以上の小・中学校の教員による情報交換や授業参観等の機会を活用して相互理解を深めるとともに、小・中学校の教員による共同授業や中学校教員による小学校での出前授業等の特徴的な実践の成果を共有し、各学校の学習指導や生活指導の充実を図ります。	小中連携の日（情報共有や授業参観、協議会等）を予定通り実施。（年間2回以上）	・小中連携の日に合わせ、教務主任会や生活指導主任会、研究主任会等の機会を利用して、情報交換を密に進めてきたことで、実践の成果の共有につながりました。 ・小・中学校間の情報交換を定期的に行ったことで、タブレット端末の活用や生活指導、キャリア教育等について、他校の取組を参考にしながら、適切に対応を進めることができました。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
令和3年度から事業を業務委託し、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響から事業を中止としましたが、4年度、5年度と改善しながら、子どもの仲間づくりと保護者の子育て支援を目的としたより良いプログラムを実施できたことから、参加者から肯定的評価を得ることができ、目的を達成できたものと評価します。	B	引き続き、各年度の反省を活かしてより魅力的なプログラムを提供するため内容の充実を図るとともに、各校の実情に合わせた実施形態の在り方について検討していきます。	教育支援課
・小中連携については、学習指導要領の改訂やさまざまな教育課題に合わせて、柔軟に情報交換のテーマを設定し、学校が必要とする情報を共有することにつながりました。 ・定期的に相互の授業を参観し合うことで、小・中学校の接続を意識して授業改善について協議し、校種に応じた学習指導における改善事項を整理し、共有することができました。定期的な情報共有により、校種に応じた指導方法の改善や見直しにつながりました。	B	・今後も小中連携の日や各種研修会での情報交換の機会を定期的に設定し、相互理解と学校間の円滑な接続を図っていきます。 ・タブレット端末の効果的な活用については、小中連携の日のテーマの一つとして位置付けていくよう、引き続き学校に働き掛けていきます。 ・令和6年度から全区立小学校で教科担任制が導入されることから、小中連携の日のテーマに「教科担任制の円滑な実施」についても加え、教科担任制を通じた小中の円滑な接続にもつなげていきます。	教育指導課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間 の 達成度																				
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題																					
施策4 地域との連携・協働による教育の推進																								
34	地域協働学校の充実 ＜第二次実行計画事業 13「地域協働学校（コミュニティ・スクール）の充実」＞ すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことをふまえ、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びの環境をつくります。また、地域住民や保護者のほか、地元企業や大学関係者、私立中学・公私立高等学校、青少年育成委員会等の地域団体等、多様な人材が参画し、子どもたちの成長にかかわることで、開かれた学校づくりをさらに推進していきます。 そのほか、それぞれの学校において、地域との連携を促進するためにこれまで学校運営協議会に参加する機会のなかった地域住民のほか、文化・芸術団体等の地域団体やNPO、地元企業、大学・専門学校等への呼び掛けにより、学校運営協議会と地域との連絡会を毎年度5地区程度開催することで、多様な人材の参画を促し、人材確保や周知活動等に取り組むことで、地域と学校の連携をさらに推進し、地域が一体となって子どもたちを育む環境づくりを推進していきます。 加えて、小中連携型地域協働学校を実施し、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することにより、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげます。 <table><tr><th colspan="2">令和2年度末の状況（予定）</th></tr><tr><td>学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価 （A～C評価）がAまたはB評価である割合</td><td>95%</td></tr><tr><th colspan="2">令和3年度の計画</th></tr><tr><td>学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 5地区（小学校区単位） 小中連携型地域協働学校の実施 2地区</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">令和4年度の計画</th></tr><tr><td>継続</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">令和5年度の計画（令和5年度当初時点）</th></tr><tr><td>継続</td><td></td></tr><tr><th colspan="2">令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）</th></tr><tr><td>学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価 （A～C評価）がAまたはB評価である割合</td><td>95%</td></tr></table>	令和2年度末の状況（予定）		学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価 （A～C評価）がAまたはB評価である割合	95%	令和3年度の計画		学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 5地区（小学校区単位） 小中連携型地域協働学校の実施 2地区		令和4年度の計画		継続		令和5年度の計画（令和5年度当初時点）		継続		令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）		学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価 （A～C評価）がAまたはB評価である割合	95%	①地域協働学校運営協議会への支援 ・地域協働学校運営協議会への参加（参加実績39校、延べ350回） ・小中連携型地域協働学校周知用リーフレット作成及び配付（発行部数 18,500部） ②地域協働学校運営協議会と地域との連絡会 ・小学校 4校 ③小中連携型地域協働学校 ・小中保護者交流会の実施（四谷地区1回） ・小中連携協議会の実施（西新宿地区2回） 令和5年度 ○指標名 学校関係者評価の結果 ○指標の定義（単位） 学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価（A～C評価）がAまたはB評価である割合（％） ○目標値 95.0% ○実績値 97.4% ○達成度 102.5%	・地域協働学校運営協議会への支援については、委員への理解啓発として、委員の興味関心の高いテーマ絵本の読み聞かせについて研修会を実施し、学校と地域とが連携・協働して子どもたちの豊かな学びを育む環境づくりを推進することができました。 ・「学校運営協議会と地域との連絡会」については、開催希望校5校に対し、4校が実施し、残り1校は事業の実施時期が春（5月以降）となるため令和6年度に実施することになりましたが、多様な人材の参画を促し、より開かれた学校づくりを推進することができました。 ・小中連携型地域協働学校については、四谷地区では、学校・地域・保護者が連携した自主的な取組として小中保護者交流会を令和5年10月に実施しました。西新宿地区では、第1回小中連携協議会を令和5年5月に開催し、各校の取組の情報共有を図りました。第2回小中連携協議会を令和6年3月に開催し、各校の取組を共有するとともに、3校が連携した事業を検討し、令和6年6月に西新宿中学校の部活動紹介事業を実施することが決まりました。引き続き、各校と情報共有を行いながら方針及び実施内容を進める必要があります。 ・これらのことから、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、互いの顔が見える関係を強化することができました。	B
令和2年度末の状況（予定）																								
学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価 （A～C評価）がAまたはB評価である割合	95%																							
令和3年度の計画																								
学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 5地区（小学校区単位） 小中連携型地域協働学校の実施 2地区																								
令和4年度の計画																								
継続																								
令和5年度の計画（令和5年度当初時点）																								
継続																								
令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）																								
学校関係者評価のうち「地域連携」に対する評価 （A～C評価）がAまたはB評価である割合	95%																							
35	学校評価の充実 区立学校では、①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）により学校評価を実施し、その結果をふまえ学校運営の改善につなげています。 また、第三者評価を実施した翌年度に教育委員会による学校訪問を実施し、前年度に指摘された課題等について、学校の取組が改善に結び付いているかを確認し、指導・助言を行います。小中連携型地域協働学校については、第三者評価委員が小中連携協議会に参加し、関係する小・中学校に対して、指導・助言を行います。	・第三者評価委員による学校訪問を計画通り実施（20校。それぞれ、第三者評価委員の学校訪問対象校への訪問2回、学校運営協議会訪問1回） ・教師、児童・生徒、保護者による自己評価、学校関係者の評価を実施（全小・中学校） ・幼稚園における園評価を実施（全区立幼稚園） ・小中連携型地域協働学校に対する学校評価を計画通り実施 ・第三者評価時の校長アンケートで「学校運営の改善につながった」と回答した割合：95%	・令和4年度の第三者評価で指摘された事項については、令和5年度の教育課程に改善策が示され、教育委員会による学校訪問の際に改善状況を確認しました。 ・第三者評価では、計2回の訪問の中で、授業観察やヒアリング等を計画的に実施し、学校の取組を適切に評価することができました。 ・幼稚園についても園評価共通様式を活用し、園評価に基づく教育活動の評価・改善の取組を計画的に進めることができました。 ・今後も各校の教育活動について、第三者評価や内部評価を活用して適切に取組を評価し、改善につなげていく必要があります。	B																				
36	スクールスタッフの活用 地域特性を活かした教育活動を展開するため、学校にスクールスタッフを派遣し、児童・生徒の理解に応じて複数の指導者が連携して指導するなどの授業支援をはじめ、クラブ・部活動の外部指導、学校図書館における読書活動支援等、さまざまな学校教育活動を支援します。	スクールスタッフ延活動回数 10,003回（対前年比1,109回減） 【内訳】 ・ティームティーチング等事業支援 846回 ・学校図書館支援 1,280回 ・芸能、技術指導 164回 ・特別支援学級等支援 1,602回 ・幼稚園保育支援 647回 ・クラブ、部活動支援 3,468回 ・放課後等学習支援 1,578回 ・校外学習等の引率支援 13回 ・プール指導 405回	学校に必要な人材を地域から受け入れ、さまざまな学校教育活動のために幅広く活用され、地域特性を活かした教育活動支援ができました。	B																				
37	スクール・コーディネーターの活動 スクール・コーディネーターを各小・中学校に1名ずつ配置し、学校の要望に沿って総合的な学習の時間等の講師として地域の方を紹介するなど、小・中学校に地域の団体や人材の教育力を橋渡しして教育活動や体験学習の充実を図るとともに、PTAの自主事業や家庭教育学級・講座等の家庭教育活動を支援するなど、学校と家庭・地域との連携を進めます。 すべての区立小・中学校が地域協働学校となったことに伴い、今後は地域協働学校運営協議会と連携しながら、活動を推進していきます。	・各小・中学校にスクール・コーディネーターを配置（37校）しました。 ※2校で前任者の退任による後継候補者を選定中です。 ・研修については、外部講師によるテーマ「地域と連携した組織づくりについて」の講演及びスクール・コーディネーターによる活動事例発表と意見交換を実施しました。	・スクール・コーディネーターを配置することで、学校の求めに応じて地域の体験活動や学習活動を支援・充実させ、地域に開かれた学校づくりに貢献しました。 ・地域協働学校運営協議会の委員の一人として協議会に参加し、学校と地域の連携促進や学習支援等の充実を図りました。 - 引き続き、地域協働学校との連携が円滑に行われるよう支援する必要があります。	B																				

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課						
・各年度研修会を実施したことで、委員の資質向上につながりました。また、全区立小・中学校の保護者及び各校の協議会にてリーフレットの配布等事業周知を実施したことにより、幅広い層へ理解啓発をすることができました。 ・「学校運営協議会と地域との連絡会」を実施したことで、さまざまな地域人材の参画が得られ、学校の支援者を増やすことにつながりました。 ・小中連携型地域協働学校については、令和4年度から新たな地区として西新宿地区を加え、小中連携協議会での情報共有や連携できる支援活動について協議を行いました。四谷地区では、四谷中学校生徒会主導で近隣小学校との交流を図り、地域と連携した清掃活動等について協議しました。四谷地区及び西新宿地区で小中連携型地域協働学校を実施したことで、学校間やそれぞれの地域と連携を深めることができました。	B	・引き続き、学校運営協議会と地域との連絡会で培ったノウハウを活かして地域の多様な人材の参画を促すための支援を行う必要があるため、今後も学校と地域が連携・協働し、子どもの豊かな学びの環境をつくる地域協働学校の運営を支援します。 ・これらの取組により、地域ぐるみで子どもの一貫した成長を支え、今後の地域社会を担う人材の育成へとつなげていきます。	教育支援課						
<table><tr><th>令和3年度末の状況</th></tr><tr><td>学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 4校（津久戸小、落合第一小、落合第三小、柏木小） ※新型コロナウイルス感染症の影響により1校延期 小中連携型地域協働学校の実施 2地区（四谷地区、西新宿地区）</td></tr><tr><th>令和4年度末の状況</th></tr><tr><td>学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 5校（落合第六小、富久小、戸塚第三小、戸山小、西新宿小） 小中連携型地域協働学校の実施 2地区</td></tr><tr><th>令和5年度末の状況</th></tr><tr><td>学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 4校（花園小、東戸山小、大久保小、西新宿中） 小中連携型地域協働学校の実施 2地区</td></tr></table>	令和3年度末の状況	学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 4校（津久戸小、落合第一小、落合第三小、柏木小） ※新型コロナウイルス感染症の影響により1校延期 小中連携型地域協働学校の実施 2地区（四谷地区、西新宿地区）	令和4年度末の状況	学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 5校（落合第六小、富久小、戸塚第三小、戸山小、西新宿小） 小中連携型地域協働学校の実施 2地区	令和5年度末の状況	学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 4校（花園小、東戸山小、大久保小、西新宿中） 小中連携型地域協働学校の実施 2地区			
令和3年度末の状況									
学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 4校（津久戸小、落合第一小、落合第三小、柏木小） ※新型コロナウイルス感染症の影響により1校延期 小中連携型地域協働学校の実施 2地区（四谷地区、西新宿地区）									
令和4年度末の状況									
学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 5校（落合第六小、富久小、戸塚第三小、戸山小、西新宿小） 小中連携型地域協働学校の実施 2地区									
令和5年度末の状況									
学校運営協議会への活動支援 学校運営協議会と地域との連絡会の実施 4校（花園小、東戸山小、大久保小、西新宿中） 小中連携型地域協働学校の実施 2地区									
・①教職員による内部評価、②保護者・地域住民等による学校関係者評価、③学識経験者等による第三者評価（2年に1度実施）による学校評価が機能し、各校の教育課程の改善・充実につながっています。 第三者評価時の校長アンケートで「学校運営の改善につながった」と回答した割合 令和3年度 90% 令和4年度 100% 令和5年度 95% ・令和2年度に導入した幼稚園の園評価が令和3年度以降定着し、全園が園評価に基づいて教育課程を見直し、次年度に向けて改善していくサイクルが定着しました。	B	・小中連携型地域協働学校における学校評価の在り方について、引き続き検討し、内容の充実を図っていきます。 ・学校評価を実施していく上で、「主体的・対話的で深い学びの視点に基づく授業改善」、「個別最適化された学び」や「協働的な学び」の推進等、学校教育に求められている視点を適切に評価の視点として位置付け、学校の教育活動の改善・充実につなげていきます。	教育指導課						
・令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で学校の活動も制限を受けたこともあり、スクールスタッフの活動回数が少なかったと思われますが、令和4年度以降はその影響も少しずつ解消されました。スクールスタッフがさまざまな教育活動で支援できていると評価します。 令和3年度：スクールスタッフ延活動回数 8,809回 令和4年度：スクールスタッフ延活動回数 11,112回 令和5年度：スクールスタッフ延活動回数 10,003回	B	例年、学校に必要な人材を地域から受け入れ、さまざまな学校教育活動のために幅広く活用されており、今後も適切かつ効果的な制度となるように対応していきます。	教育支援課						
・学校の求めに応じた地域の体験活動や学習活動の充実を図るため、各小・中学校にスクール・コーディネーターを配置し、地域協働学校運営協議会と密接な連携をとることができました。 ・スクール・コーディネーターの定例会（原則月1回）や研修会等の開催を支援することで、情報収集や交換、共有の場を提供し、コーディネーターとしての活動を支援することができました。	B	・引き続き、定例会や研修会の開催を支援し、教育課程や学校行事等のさまざまな場面で活躍できるよう、活動を支援していきます。 ・また、後継候補者を選定している学校においては、配置できるよう適宜支援を行っていきます。	教育支援課						

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間 の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
施策5 家庭の教育力の向上支援				
38	多様な形態による家庭の教育力向上支援の実施 時代の変化を捉えた家庭の教育力の向上を図るため、多様な形態による支援を実施します。 家庭において果たす役割を保護者自ら考える機会とするため、PTAとの連携により、望ましい生活習慣や成長段階に応じた子どもへの接し方等、多様なテーマで「家庭教育講座」を実施します。また、休日等保護者の参加しやすい日程や形態で「家庭教育支援セミナー」を実施するとともに、学齢期の子どもと保護者が必要とする情報を提供する機会を設けます。 さらに、講座等に参加できない保護者に家庭教育について考えるきっかけとしてもらうための小冊子「家庭教育ワークシート」を作成して配布・活用するとともに、家庭学習の習慣化を目的として、学習習慣の大切さや家庭学習の方法等についてまとめた「家庭学習のすすめ」を作成・配布します。 さまざまな困難を抱える家庭への家庭教育支援のため、PTA研修会等の機会を通じて子どもや家庭に関する区の施策を紹介したり、スクールソーシャルワーカーを派遣して学校と関係機関との連携を支援したりするなど、関係部署と連携しながら取組を進めていきます。	・家庭教育講座の実施 各校・園単位PTA等の家庭教育講座について、対面形式の講座やオンラインによる講座を25回実施しました。（幼稚園・子ども園12園、小学校9校、中学校4校） ・家庭教育支援セミナーの実施 休日等保護者の参加しやすい日程や形態で、学齢期の子どもと保護者等を対象にセミナーを企画し、対面形式での親子参加型セミナーを4回実施しました。 ・「家庭教育ワークシート」の作成 保護者会等に出席できない保護者にも家庭教育について考えてもらう機会を作るため、家庭教育に関する小冊子を作り、区内幼稚園、小・中学校等の保護者に配布しました。（計16,300部） ・「家庭学習のすすめ」の配布 家庭学習の習慣化に向け、学習習慣の大切さや保護者の子どもとの関わり方等について伝える印刷物を区立小・中学校の保護者に配布しました。（計15,600部）	・家庭教育講座については、PTAに対する「実施の手引き」をわかりやすく改訂するとともに、区ホームページに公開して周知しました。保護者による主体的な学習機会の充実が図られたことにより保護者の家庭教育力の向上に寄与できました。 - また、オンライン形式での講座も活用し、実施回数が前年度22回から今年度は25回に増えました。 ・家庭教育支援セミナーについては、学齢期の子どもと保護者等が必要とする情報を提供したり、保護者間で共有したりする機会となるよう企画を進めました。 - 今後も講座やセミナーは、対面・オンラインともに実施時の状況等を考慮して、効果が最大となるような実施方法を検討する必要があります。 ・家庭教育ワークシートについては、時代の変化や家庭状況の実態をふまえ、保護者が取り組みやすいようにワークやメッセージの内容を検討し、改訂しました。また保護者会等で活用してもらうため、教員向け動画を作成し、学校に周知しました。 - 今後も、学校や保護者に向けてさらなる周知の方法を検討し、より多くの活用を促す必要があります。 ・家庭学習のすすめについては、時代の変化や新宿区ならではの家庭状況の実態を捉え、関係機関と連携して作成した印刷物を各校の保護者に配布しました。 - 今後も、多様な家庭に配慮し、より効果的な伝え方を検討していく必要があります。	B
39	PTA活動への支援 保護者と教員が支え合い、学び合うことを通じて子どもの健全な育成を図っていくために、時代に即した組織運営の効率化や広報紙の作成の支援等をすることにより、PTAのより良い組織づくりを支援していきます。 また、PTA活動の充実や活性化を目指して、PTA役員等を対象に、講演会やワークショップを通して学び合う機会を提供するための研修会を実施します。 さらに、PTAの主体的な活動により、保護者自身の家庭教育に対する意識を高めるために、小学校PTA連合会等との共催により、「地域との協働事業」「親力養成事業」「子どもの健全育成事業」等の家庭教育支援事業を推進します。	・PTA活動の周知・理解促進のため、区立幼稚園及び小・中学校の新入園児及び新入生の保護者向けにリーフレットを作成・配布 ・専門家派遣研修 （幼稚園1園、小学校2校、中学校1校）[うち小学校2校オンライン] ・PTA研修会（PTAや保護者の会等の役員・保護者を対象とした研修会）の実施 （8回、参加者延べ612人）[うち5回オンライン] ・地域との連携による家庭教育支援事業（PTAの主体的な活動） 「地域との協働事業」 3校 「親力養成事業」 1校 「子どもの健全育成事業」 17校 ・ゆめじぎょう（1事業、参加者693人）	・専門家派遣研修やPTA活動を支援するリーフレットの作成をはじめ、オンラインと配信を併用した研修会を実施するなど、支援の充実に向けた取組を強化したことにより、PTA活動への支援につながりました。 ・小学校PTA連合会との共催による家庭教育支援事業についても、引き続き実施し、子どもの健全な育成を図る「ゆめじぎょう」では4年ぶりに対面での開催となりました。その他にも多種多様な事業を実施したことで、PTA活動の充実を図りました。 ・PTA活動に対する考え方が多様化していく中で、保護者の負担軽減の取組や個人情報保護の取組等、各PTAが抱える課題に対して支援をさらに充実していく必要があります。	B
40	保護者の学校行事等への参加促進 企業に働きかけることにより、ワーク・ライフ・バランスやボランティア休暇の理念を普及するなど、保護者の授業参観やPTA活動への参加を促進します。	保護者の就業先の事業主宛て文書「保護者の家庭教育参加のための協力について」を配付（全幼・小・中学校PTAへ書面やデータで配付し、各PTAが希望者に配付）するとともに、東京商工会議所新宿支部を通じ、各事業主へ配付しました。	「保護者の家庭教育参加のための協力について」は、PTA及び東京商工会議所新宿支部からの要望に基づき、区のHP上にも掲載して閲覧したり、適時印刷を行えるようにして、PTA活動に参加しやすい環境を整えました。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・家庭教育講座については、コロナ禍でオンラインを利用したところ、3年間で54回と多様なテーマで実施され、保護者による主体的な学習機会の充実が図られるように支援してきました。 ・家庭教育支援セミナーについては、休日や平日の夕方等保護者の参加しやすい日程で、3年間で10回実施し、学齢期の子どもの保護者等が必要とする情報を提供しました。 ・家庭教育ワークシートについては、幼児期から中学生までの過年度に発行した冊子の改訂について検討してきました。 また、他の事業と合わせて多様な形態による家庭教育の支援を一層進めました。 ・家庭学習のすすめについては、全小・中学校の児童・生徒の各家庭に「家庭学習のすすめ」を配布し、学習習慣の大切さや家庭学習の方法等について、一層の理解促進を図りました。	B	・家庭教育講座については、保護者が主体的にテーマを設けて運営する学習機会であることから、今後も引き続き充実を図ります。 ・家庭教育支援セミナーについて、対面形式とオンライン形式を状況に応じて実施し、対面形式については休日や平日の夕方等保護者の参加しやすい日程で開催することで、家庭教育の向上支援を実施していきます。 ・家庭教育ワークシートについては、さらなる活用方法について検討するとともに、時代に合った冊子となるよう内容を見直し、より満足度の高いものに改善していきます。 ・また、家庭学習のすすめについては、家庭教育ワークシートとの相乗効果が生じるよう検討します。	教育支援課
・各PTA連合体の会議に職員が参加し、それぞれのPTAが抱える課題についてアドバイスを行ったり、情報提供を行うことで活動の支援を行いました。個人情報保護等の取組やPTA規約の改定に対しては専門家を派遣して支援を充実しました。 ・小学校PTA連合会等との共催による家庭教育支援事業については、3年間で55件（うち3件中止）の事業を実施し、小学校PTAならではの特色を生かした活動を支援しました。	B	・PTA活動を支援するリーフレットを毎年配布し、周知するとともに、各PTAの課題解決のために専門家の派遣を行うなど、PTA活動が円滑かつ効果的に実施できるよう、引き続き検討していきます。 ・小学校PTA連合会等との共催による家庭教育支援事業については、PTA活動の充実に向けた支援が保護者全体の家庭の教育力向上につながることから、引き続き事業を継続していきます。 ・子どもの健全な育成を図っていくために、よりよいPTAの組織づくりを支援していきます。	教育支援課
「保護者の家庭教育参加のための協力について」は、PTAからの配付の要望、また、東京商工会議所新宿支部からも配付の要望があり、着実にワーク・ライフ・バランス等の理念の普及が図られています。	B	今後もワーク・ライフ・バランス等の理念を普及し、保護者が学校行事やPTA活動に参加しやすくなる環境づくりを進めていきます。	教育支援課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間 の 達成度										
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題											
施策6 生涯の学びを支える図書館の充実														
41	魅力ある情報資源の整備充実（電子書籍等） 電子書籍等は、図書や視聴覚資料等、従来の図書館資料に加え、図書館に出向くことなく提供が可能であり、図書館サービスのアクセシビリティ向上に資するものです。こうしたメリットを活かせるよう、区立図書館における電子書籍の導入及び地域資料の電子化等を検討していきます。 また、図書館ホームページを活用し、図書館独自で作成できる電子情報の提供に取り組みます。	- 電子書籍等の導入については、前年度に引き続き行った先行自治体へのヒアリング結果等をふまえ、予算要求を行いました。 - 地域資料の電子化については、民間提案制度を利用しましたが、エントリーした事業者がなく、図書館独自で対応可能な事業者を調査しました。	- 令和5年7月の区民意識調査を活用し、区民が期待する図書館サービスの内容や、電子書籍の利用等に関する情報収集を行いました。その結果、期待する図書館サービスの第1位は「電子書籍（図書・雑誌）の提供」であることが確認できました。 - このことから、令和5年度に予定していた事業目的は達成できたものと評価します。 - 今後は、収集した情報を活用し、区民が期待する電子書籍等の導入に向け詳細なサービス内容を精査していく必要があります。	B										
42	区民の視点からの図書館サービスのあり方検討 区立図書館は、広く一般の利用に供する使命を持つ公共施設として、効果的なサービス提供に努めてきました。 一方、電子書籍等の導入に向けては、誰もがインターネット上で予約、貸出、返却ができることから、区民の利用機会の確保に向けた検討が必要です。このため、今後の図書館サービスの内容や対象とする利用者の範囲等について、他自治体の現状や図書館運営協議会の意見をふまえながら、区民の視点から検討していきます。また、図書館利用登録の更新制度の導入についても検討を進めていきます。	- 図書館利用登録の更新制度については、引き続き窓口やホームページ・ポスター・チラシによる周知を行いました。 - 区民優先サービスについては、他自治体の現状や図書館運営協議会の意見をふまえながら検討を進めました。	- 区民優先サービスの導入にあたっては、図書館運営協議会の意見をふまえ、具体的なサービスの内容や対象とする利用者の範囲について検討を行ったことから、令和5年度に予定していた事業目的は達成できたものと評価します。 - 今後は、図書館運営協議会での意見交換を継続するとともに、図書館内部のサービス業務連絡会において、サービス内容の詳細について検討を進めていく必要があります。	B										
43	新中央図書館等の建設 ＜第二次実行計画事業 61＞ 「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設を目指します。 <table><tr><td>令和2年度末の状況（予定）</td></tr><tr><td>新中央図書館等の建設検討</td></tr><tr><td>令和3年度の計画</td></tr><tr><td>新中央図書館等の建設検討</td></tr><tr><td>令和4年度の計画</td></tr><tr><td>継続</td></tr><tr><td>令和5年度の計画（令和5年度当初時点）</td></tr><tr><td>継続</td></tr><tr><td>令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）</td></tr><tr><td>新中央図書館等の建設検討</td></tr></table>	令和2年度末の状況（予定）	新中央図書館等の建設検討	令和3年度の計画	新中央図書館等の建設検討	令和4年度の計画	継続	令和5年度の計画（令和5年度当初時点）	継続	令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）	新中央図書館等の建設検討	「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づき、今後の社会経済状況、ICTの急速な進展もふまえ、図書館運営協議会において意見交換を行ったほか、近年建替えを行った公立図書館（杉並区立中央図書館）の視察を実施しました。	- 図書館運営協議会における意見交換については、今後の社会経済状況やICTの急速な進展等をふまえて実施したことから、計画どおりと評価します。 「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館等の建設の検討について、引き続き、区が中心となって進める必要があります。	B
令和2年度末の状況（予定）														
新中央図書館等の建設検討														
令和3年度の計画														
新中央図書館等の建設検討														
令和4年度の計画														
継続														
令和5年度の計画（令和5年度当初時点）														
継続														
令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）														
新中央図書館等の建設検討														
44	子ども読書活動の推進 「第五次新宿区子ども読書活動推進計画（令和2年度～5年度）」に基づき、計画に掲げる基本目標「自ら読書を楽しみ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現を目指して子ども読書活動を推進します。このために、子どもたちがあらゆる機会と場所において自主的に読書活動ができる環境の充実や、子どもの成長や発達段階、特別な支援など個々の状況に応じた読書活動の支援に取り組むとともに、子どもたちがより多くの本に出会い読書習慣を醸成できるよう、家庭と地域、図書館、学校等との連携をより進め、読書活動推進の基盤整備を図ります。	①新型コロナウイルス感染症に伴う休止事業の再開 ボランティア向け講習会や各種イベントといった休止事業については、国・都・区の方針をふまえ、学校やボランティアと連携しながら順次再開しました。 ②学校や関係機関との連携 近隣の学校と連携し、生徒の選定による図書展示を実施しました。 ③「第六次新宿区子ども読書活動推進計画（令和6年度～9年度）」の策定 区内の児童、生徒、保護者等を対象としたアンケートを実施しました。また、11月から12月にかけてパブリック・コメントを実施したほか、子ども読書活動推進会議の委員意見を参考に、令和6年3月に計画を策定しました。	- 左記①②③の取組みを適切に実施したことから、令和5年度に予定していた事業目的は達成できたものと評価します。 - 今後は、「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」を着実に推進するため、学校や関係機関、地域図書館との連携を深めていく必要があります。	B										
45	絵本でふれあう子育て支援事業 乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子が触れ合い楽しく育児ができるよう、保健センターで実施している乳幼児健診（0歳児健診と3歳児健診）の際に、親（保護者）と子に対して読み聞かせと絵本の配付（3歳児へは図書館で配付）を行い、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援します。	①絵本の配付について 0歳児、3歳児とも従前どおり通年実施しました。 ②読み聞かせについて 保健センターで行っていた読み聞かせについては、こども図書館に会場を移して実施しました。 令和6年度以降については、保健センターやボランティアと調整し、0歳児は保健センターでの実施を再開することとし、3歳児はこども図書館及び地域図書館で代替実施することとしました。	- 絵本の配付について、0歳児、3歳児とも適切に実施しました。また、読み聞かせについては、こども図書館で実施するとともに、令和6年度からの保健センターでの再開等について調整しました。 - これらのことから、令和5年度に予定していた事業目的は達成できたものと評価します。 - 今後もボランティアや保健センターとの連携を密に取りながら、子どもが読書に親しめる環境づくりを進める必要があります。	B										

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課						
- 電子書籍等の導入については、先行自治体や事業者への調査、全国図書館大会からの情報収集を行ったほか、区民意識調査の結果をふまえ、予算要求につなげました。導入時期としては、図書館情報システム機器の更新と合わせた令和7年1月を予定しています。 - 地域資料の電子化については、区立図書館に著作権のある資料の電子化について、対応可能な事業者を調査するなど、準備を進めました。 - これらのことから、魅力ある情報資源の整備充実に向け、一定の成果を上げることができたものと評価します。	B	- 電子書籍等の導入については、今後行われる図書館情報システム機器の更新に合わせて準備を進めていきます。公共図書館向けコンテンツ（資料）の選定については、絵本や児童の読み物、学習・資格取得参考書、料理等の趣味実用ジャンルを中心に、多くの区民が利用しやすい資料の選定を目指します。 - 地域資料の電子化については、引き続き、対応可能な事業者との調整を進めていきます。	中央図書館						
- 令和4年10月から図書館利用登録の更新制度を導入し、窓口やホームページ等で利用者への周知を行いました。 - 区民優先サービスについては、他自治体の現状について調査したほか、図書館運営協議会の意見等をふまえながら検討を進めました。 - これらのことから、図書館利用登録の更新や区民優先サービスの導入に向け、一定の成果を上げることができたものと評価します。	B	- 図書館利用登録の更新制度については、引き続き窓口やホームページ等での周知を継続して行います。 - 区民優先サービスについては、電子書籍の導入や登録要件の確認完了に合わせて導入を目指します。具体的な内容については、引き続き内部での検討を進めていきます。	中央図書館						
近年建替えを行った公立図書館の視察や、図書館運営協議会における意見交換等、公立図書館を取り巻く環境の変化をふまえた情報収集・検討を継続的に実施したことから、「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館の建設に向けて一定の成果を上げることができたものと評価します。 <table><tr><td>令和3年度末の状況</td></tr><tr><td>新中央図書館等の建設について図書館運営協議会で意見交換</td></tr><tr><td>令和4年度末の状況</td></tr><tr><td>近年建替えを行った都内自治体の図書館を視察 視察内容を図書館運営協議会において情報共有</td></tr><tr><td>令和5年度末の状況</td></tr><tr><td>近年建替えを行った都内自治体の図書館を視察 視察内容を図書館運営協議会において情報共有</td></tr></table>	令和3年度末の状況	新中央図書館等の建設について図書館運営協議会で意見交換	令和4年度末の状況	近年建替えを行った都内自治体の図書館を視察 視察内容を図書館運営協議会において情報共有	令和5年度末の状況	近年建替えを行った都内自治体の図書館を視察 視察内容を図書館運営協議会において情報共有	B	新中央図書館等の建設については、「新宿区公共施設等総合管理計画」に基づく区有施設マネジメントや社会経済状況、また、ICTの急速な進展等を見据えて、引き続き検討していきます。	中央図書館
令和3年度末の状況									
新中央図書館等の建設について図書館運営協議会で意見交換									
令和4年度末の状況									
近年建替えを行った都内自治体の図書館を視察 視察内容を図書館運営協議会において情報共有									
令和5年度末の状況									
近年建替えを行った都内自治体の図書館を視察 視察内容を図書館運営協議会において情報共有									
「第五次新宿区子ども読書活動推進計画」に基づき、計画に掲げる基本目標「自ら読書を楽しむ、学び、成長する新宿の子どもたち」の実現のため、各種事業を推進しました。 - 新型コロナウイルス感染症に伴い休止した事業については、状況をふまえながら順次再開しました。 「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」については、パブリック・コメントの意見等をふまえ、令和6年3月に策定しました。 - これらのことから、子ども読書活動の推進に向け、一定の成果を上げることができたものと評価します。	B	今後は「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」に掲げた目標「自ら読書を楽しむ、学び、成長する新宿の子どもたち」をふまえ、子どもの読書活動推進に向けて各事業、取組みを実施していきます。	中央図書館						
- 読み聞かせについては、新型コロナウイルス感染症に伴い令和2年度から保健センターでの実施を休止していましたが、令和5年3月からこども図書館を会場として実施しました。また、令和6年度からは0歳児について保健センターで再開できるよう調整を行いました。 - 絵本の配付については、従前どおり実施することができました。 - これらのことから、絵本でふれあう子育て支援に向け、一定の成果を上げることができたものと評価します。	B	今後も引き続き、乳幼児の心健やかな成長を促すため、親子が触れ合い楽しく育児ができるよう、保健センターでの読み聞かせと絵本の配付等を実施し、子どもが読書に親しめる環境づくりを支援していきます。	中央図書館						

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
46	学校図書館の充実 子どもの読書活動を推進し、学校図書館を調べ学習等の教育活動に一層活用するため、司書等の資格を有する学校図書館支援員を全校に配置（週2回程度）し、司書教諭や学校図書館の担当教員、区立図書館と連携しながら、授業や単元に関連した図書展示の充実を図るとともに、学校図書の計画的な購入、児童・生徒の年齢や発達に応じた読書案内やレファレンス、児童・生徒の読書活動を支援します。 朝読書については、全小・中学校で取組を継続し、読書習慣の定着を図ります。 また、令和元年度から全小中学校の学校図書館を放課後等に児童に開放し、読書活動をより一層推進するとともに、図書検索やインターネット等を活用した調べ学習や自学自習ができる環境を整備しています。	学校図書館支援員を全校に配置し、「感染症対策を徹底しながら学校図書館を利用するためのオリエンテーション」、「授業の内容に対応した図書展示」、「学校図書の計画的な更新」、「福袋形式での貸出や児童・生徒の発達段階に応じた読書案内」等の取組や学校図書館内の整備、蔵書の点検等を実施しました。 【学校支援】 ・学校図書館支援員の配置（小・中学校39校） ・学校図書館活用推進員の巡回支援（全40校） 【図書更新】 図書標準数に対する更新比率：目標7%以上（更新数/図書標準数） ○小学校 16,140冊/230,520冊（更新率7.0%）※目標更新率7%に対する達成率100% ○中学校 6,140冊/88,000冊（更新率7.0%）※目標更新率7%に対する達成率100% 【学校図書館活用度】 ・43.9% 【推薦図書の読書率】 ・36.7% 【学校図書館放課後等開放実施】 ・小学校全29校	・司書資格のある学校図書館支援員を定期的に全校に配置し、学校の要望等をふまえ、業務改善を行うとともに、学校図書館の「読書センター」、「情報センター」、「学習センター」の各機能の充実を図りました。 ・学校図書館の放課後等開放についても計画どおり小学校全校で実施しました。 - また、「第六次新宿区子ども読書活動推進計画」策定に向け区立図書館と連携し取り組むことができました。 - 牛込第一中学校の新校舎建築に向けた地域図書館との連携については、学校・中央図書館と協議し、状況把握や課題の整理を行い、大まかな見通しをもつことができました。 「学校図書館活用度」及び「推薦図書の読書率」については前年度から微減しているものの、ほぼ同程度であることから、概ね計画通り取組が進められたものと評価します。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・3年間を通して、学校図書館支援員の配置や学校図書館活用推進員の巡回支援等が計画通り行われていること、また図書標準数に対する更新比率は概ね目標に達しており、学校図書館の充実が計画通り行えたものと評価します。 【学校支援】 ・学校図書館支援員の配置（小・中学校39校） ・学校図書館活用推進員の巡回支援（全40校） 【図書更新】 図書標準数に対する更新比率：目標7%以上（更新数/図書標準数） ○小学校 令和3年度：15,636冊/222,600冊（更新率7.0%） 令和4年度：15,870冊/225,720冊（更新率7.0%） 令和5年度：16,140冊/230,520冊（更新率7.0%） ○中学校 令和3年度：6,163冊/86,880冊（更新率7.0%） 令和4年度：6,154冊/87,360冊（更新率7.0%） 令和5年度：6,140冊/88,000冊（更新率7.0%） 【学校図書館活用度】 令和3年度：48.6% 令和4年度：45.5% 令和5年度：43.9% 【推薦図書の読書率】 令和3年度：36.9% 令和4年度：38.3% 令和5年度：36.7% 【学校図書館放課後等開放実施】 ・小学校全29校	B	・引き続き、学校図書館支援員が中心となって教員と連携しながら、子どもたちの学校図書館への期待を高め、利用につながるよう工夫していきます。 ・併せて、牛込第一中学校内地域図書館と学校図書館の運用について、検討した内容を引き継いでいく必要があります。	教育支援課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間 の達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
施策7 子どもの安全の推進				
47	安全教育の推進 子どもが安全に関する情報を正しく判断し、自ら危険を予測して回避する能力を向上させる安全教育が求められています。安全教育の3つの領域である「生活安全」「交通安全」「災害安全」をバランスよく学習できるように、各区立学校で学校安全計画により意図的・計画的な安全教育を実施します。 小学校では地域安全マップの作成を教育課程に位置付け、全校で実施します。さらに、自転車の安全利用への理解を深めるため、実技等を通して交通ルールやマナーを学ぶ自転車教室を全校で実施します。中学校では、3年に1回、スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室を開催します。また、子ども自身が自分の身を守る方法を知り、実践する力を身に付けることができるよう、子どもが一人で行動する機会が多くなる小学校入学時に合わせ、新入学児童及びその保護者の防犯意識を高めるための防犯啓発冊子を配付しています。	・各学校の学校安全計画に基づく安全教育全体計画により、意図的・計画的な安全教育を実施しました。（全小・中学校） ・セーフティ教室を実施しました。（全小・中学校） ・地域安全マップを作成しました。（全小学校） ・スタントマンによる事故等を再現した交通安全教室を開催しました。（中学校3校） ・防犯啓発冊子「こんなときあなたはどうしますか」を作成し、小学校新入学児童等に配付しました。	・学校安全計画に基づき、意図的・計画的に安全教育が行われました。 ・セーフティ教室は、保護者も含め、さまざまな安全に関する情報を学び、充実した取組とすることができました。 ・小学校における地域安全マップ作成では、防犯だけでなく、防災、交通安全の視点を取り入れて作成したことによる成果が見られました。 ・防犯啓発冊子については、防犯の観点から注意すべき身近な場面とその対応について具体的に掲載することで、児童や保護者の防犯意識の向上を図ることができました。	B
48	情報モラル教育の推進 携帯電話・スマートフォンやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）が子どもたちにも急速に普及する中で、児童・生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任を持つとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、社会科や技術・家庭科、道徳科等、さまざまな教育活動を通して情報モラル教育を推進します。 また、情報モラル教育は、児童・生徒の主體的な取組や家庭との連携が不可欠であることから、児童・生徒同士が話し合っているルールを考える「SNS学校ルール」づくりや児童・生徒が巻き込まれやすいインターネット上のトラブルやネット依存等の情報をまとめたリーフレットの作成・配布等を行い、フィルタリングによる機能制限や家庭におけるルールの重要性等についての理解促進を図ります。 さらに、GIGAスクール構想における1人1台端末環境の実現後は、児童・生徒がタブレット端末を利用する際のルールやクラウドサービスを利用するためのアカウントの管理が必要となることから、インターネットの利活用や端末等のICT機器の適切な扱い方、情報の取扱に関する指導等を進めるとともに、家庭向けのマニュアルや資料等を作成し啓発を行っていきます。	・情報モラル教育における授業支援を実施しました。（全小・中学校） ・夏季集中研修において、教員向け情報モラル研修を実施しました。 ・小・中学生の携帯電話・スマートフォン利用に関するアンケートを実施しました。（抽出校 小学校9校、中学校4校） ・「SNS学校ルール」づくりや児童・生徒が巻き込まれやすいインターネット上のトラブルやネット依存等の情報をまとめたリーフレットの作成・配布を、1人1台タブレット端末の利用開始時及び長期休業前に実施しました。	・情報モラル教育における授業支援については、道徳科や特別活動等に位置付け、実施しました。 ・夏季集中研修では、SNSトラブルやゲーム・ネット依存の事例に対する具体的な対応について取り上げ、指導方法の理解につながりました。 ・今後も、ICTの活用がさらに推進されていくことから、これまでの取組を継続することが必要です。	B
49	学校安全対策の充実 区立学校及び幼稚園は、カメラ付きインターホンやオートロックの整備、防犯カメラ、非常通報装置等の整備により、子どもたちを不審者等から守るための対策を講じます。また、一斉メール配信システムを活用し、保護者への防犯・防災等の緊急情報の迅速な共有を図ります。 通学路における安全対策として、「新宿区通学路交通安全プログラム」及び国の「登下校防犯プラン」に基づく交通安全・防犯の両観点からの総点検やその後の安全対策について、地域や警察等と連携しながら、着実に実施・推進していきます。また、区立小学校の通学路に設置した防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ります。 このほか、通学路等への学童擁護員の配置、PTAによるパトロールや地域ぐるみの「通学路の見守り・パトロール」の実施、安全用品等の配付等により、保護者や地域との連携・協力を図りながら、子どもの安全対策を強化します。 また、新型コロナウイルス感染症の状況をふまえ、学校における感染及びその拡大のリスクを低減するための対策と、保健所等の関係部局との連携強化に努めます。	・一斉メール配信システムについては、令和2年4月に導入したシステムを、学校が円滑に利用できるよう引き続き支援しました。また、保護者や教員の利便性向上及び負担軽減を図り、出欠連絡・電子データ添付・自動翻訳等の機能を有する新システムを導入するため、委託業者をプロポーザル方式により決定し、翌年度からの運用に向け、令和6年3月に2回、教員向けの説明会を実施しました。 ・「新宿区通学路交通安全プログラム」及び国の「登下校防犯プラン」に基づき、交通安全と防犯の観点から通学路及び児童が学童クラブへ来所・帰宅する際の経路について合同点検を実施しました。 【対象】小学校6校、学童クラブ5所 【点検箇所】53箇所（交通安全41箇所、防犯12箇所） ・小学校通学路において167台の防犯カメラを運用し、子どもたちを不審者等から守る対策を実施しました。 警察への通学路・敷地内の防犯カメラ画像提供件数 40件 【内訳】 ○窃盗・強盗・住居侵入 6件 ○交通事故・道路交通法違反被疑事件 5件 ○その他（不明を含む） 29件 ・学童擁護員については、1校当たり2名を基本に配置し、道路事情の変化等をふまえ、増員要望があった学校を対象に現地調査を実施し、必要と判断した学校には3学期から増員を行いました。（小学校4校 4箇所） ・安全用品については、全小学校・特別支援学校1年生に、ランドセルカバーと黄色い帽子を配付しました。（全小学校・特別支援学校1年生 2,000人分（学校予算分を含む）） ・その他の学校安全に関する取組として、他区で発生した校庭に放置された釘で児童が製傷を負った事故を受けて、速やかに緊急点検を行ったほか、金属探知機を使用した点検を実施しました。 ・5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の位置付けは5類に移行しましたが、新型コロナウイルス感染症や季節性の感染症の発生状況に応じ学級閉鎖等の対応をとりました。	・令和2年に導入した一斉メール配信システムについては、防犯・防災情報の共有や、学校からの緊急連絡の際に、効果的に活用することができました。令和6年度から導入する新システムについては、新年度からの運用開始に向け、教員への説明会を実施したことで、保護者への円滑な登録案内につながりました。 ・通学路については、交通安全総点検と防犯の観点による合同点検により、それぞれの観点での安全対策が強化されるとともに、警察、道路管理者、学童クラブ等の関係機関との連携についても強化されました。 ・通学路防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ることができました。 ・学童擁護員の配置により、児童の道路横断等の際の声掛けや見守りを行い、児童の安全確保を図るとともに、必要に応じた追加配置により、道路状況等の変化に合わせた対応を行うことができました。 ・安全用品については、全小学校・特別支援学校1年生に、ランドセルカバーと黄色い帽子を配付し、子どもの登下校時の安全対策を実施し、子どもの安全意識の向上につなげました。 ・校園庭の緊急点検により、子どもの安全を確保できました。 ・新型コロナウイルス感染症を含む感染症については、学級閉鎖等の対応を迅速に実施することで、感染の拡大を防止することができました。	A

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・各学校の学校安全計画に基づく安全教育全体計画に、日々の安全指導やセーフティ教室等を位置付けることにより、各校において意図的・計画的な安全教育を実施することができました。また、各校では令和6年1月の能登半島地震等、過去の発生情報をふまえ、避難訓練時に校長や生活指導主任から改めて安全教育に留意することを指導したり、校内における災害対応等について見直しを図ったりするなど工夫して安全教育の推進が図られました。 ・児童・保護者の防犯意識の啓発のための取組を継続的に行うことができました。	B	・安全教育全般については、児童・生徒が主体的に関わることが重要です。セーフティ教室、地域安全マップ等、児童・生徒が主体的に関わることができる取組を継続していきます。 ・中学校における3年に1回のスタントマンによる交通安全教室の実施のため、今後もみどり土木部交通対策課と連携を図っていきます。 ・防犯啓発冊子については、必要に応じて掲載内容の見直しを行いながら、引き続き配付していきます。	教育調整課 教育指導課
・専門家を招いての情報モラル教育については、毎年全校で実施してきたことで、急速に普及した携帯電話・スマートフォンやSNSにおけるトラブルに巻き込まれないことやゲーム・ネット依存への対処方法等についての正しい理解が進みました。また、GIGAスクール構想における1人1台端末の環境下では、児童・生徒がタブレット端末を利用する際のルールやクラウドサービスを利用するためのアカウントの管理が必要となります。そのため、インターネットの利活用や端末等のICT機器の適切な扱い方、情報の取扱いに関する学校への指導等を進めるとともに、家庭向けマニュアルや資料等を作成し、啓発を図ってきたことも正しい情報モラル教育の推進につながったと考えます。 ・各校においては情報モラル教育を継続してきたことで、学校SNSルールの策定や家庭への周知等を徹底することができました。また、発達段階に即して、児童・生徒が自他の権利を尊重し情報社会での行動に責任をもつとともに、犯罪被害を含む危機を回避し、情報を正しく安全に利用できるよう、社会科や技術・家庭科、特別の教科道徳等、さまざまな教育活動を通して情報モラル教育を推進することができました。	B	・今後も、児童・生徒のスマートフォンやインターネットの利用状況、SNSに関するトラブルの発生状況等を分析し、教職員等への研修内容の充実・改善につなげていきます。 ・児童・生徒1人1台のタブレット端末の活用が推進されていることをふまえ、インターネットの利活用や端末等のICT機器の適切な扱い方、情報の取扱いに関する指導等を進めていきます。 ・引き続き、家庭向けリーフレットや資料等を作成し、啓発を行っていきます。 ・1人1台タブレット端末の導入により、個別最適な学びが進められる一方で、家庭でのテレビやゲーム利用等を加えたメディア接触時間の増加が指摘されています。家庭におけるノーメディアデーの設定等について、必要に応じ呼びかけを行っていきます。	教育指導課
・一斉メール配信システムについては、防犯・防災情報及び休校の連絡等、知りたい情報を迅速に発信することで、保護者の安全・安心につながりました。また、保護者や教員の利便性向上及び負担軽減を図るための新システムとして令和6年度からのアプリの運用に向けた準備を円滑に実施することができました。 ・通学路等における安全対策としては、千葉県八街市での事故を受けて、令和3年度に文部科学省が実施要領で示した視点（車の速度が上がりやすい箇所、改善要請があった箇所等）の確認を徹底した合同点検を実施し、子どもたちの安全を守る環境整備を進めることができました。 【実績】 令和3年度 15校、5所 96箇所 令和4年度 4校、6所 27箇所 令和5年度 6校、5所 53箇所 ・通学路防犯カメラの運用により、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ることができました。 ・学童擁護員の配置及び必要に応じた増員により、児童の安全確保に繋げることができました。（小学校29校 令和3年度：74箇所→令和5年度：78箇所）※令和6年度から79箇所を予定 ・新型コロナウイルス感染拡大防止のための学級閉鎖の実施や、状況整理票の作成等を通じた保健所等の関係部局との綿密な情報共有、宿泊行事参加者へのPCR検査の実施等により、子どもたちが安心して安全に学び続けることができる学校運営に取り組みしました。 5類移行後は、通常の教育活動を再開させる一方で、感染状況をふまえつつ、必要に応じた学級閉鎖等、柔軟かつ迅速に対応することで、感染症拡大防止に取り組むことができました。 また、新型コロナウイルス感染症の重症化リスクの高い児童・生徒が在籍する新宿養護学校においては、3年間を通して教職員や委託業者へのPCR検査を実施し、子どもたちの安全確保の徹底に努めました。 ・感染症拡大防止と教育活動の両立に努めながら、交通安全、学校施設の安全対策をはじめ、子どもの安全対策の充実を図ることができたものと評価します。	A	・新たなアプリの導入により、保護者・教員の利便性向上及び負担軽減につながるよう、学校現場の意見や要望を把握しながら、効果的な運用に取り組んでいきます。 ・今後も、交通安全総点検と防犯の観点による合同点検を継続して実施することで、登下校における子どもの安全を確保するとともに、関係機関との連携を深め、より着実かつ効果的な対策へ結び付けていきます。 ・今後も継続して、通学路防犯カメラの運用を行い、犯罪に対する抑止効果を高め、児童のより一層の安全確保を図ります。 ・学童擁護員については、配置の継続により児童の安全確保を図るとともに、今後の花園小学校の通学区域の変更等、状況の変化に対応した適切な配置を検討していきます。 ・新型コロナウイルス感染症の位置付けは5類へ移行しましたが、類似の感染症等が流行した場合に適切な拡大防止策を講じることができるよう、今後も保健所等との連携を図っていきます。	教育調整課 教育支援課 学校運営課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
50	学校防災対策の充実 観測史上最大級の巨大地震としてマグニチュード9.0を観測した東日本大震災の経験をふまえ、今後発生が想定される首都直下地震に備え、子どもが自らの安全を守ることができるよう、全区立学校で防災訓練を実施します。また、地域の防災訓練に生徒が参加するなど、地域とのかかわりを伴った防災訓練を中学校の教育課程に位置付け実施します。 また、台風等の気象災害により登下校時に危険が予測される場合には、臨時休業等の迅速な対応を図ることによって、児童・生徒等の安全確保に努めます。 このような災害時における児童・生徒の安全確保や地域の防災拠点としての学校のあり方等について、関係各課と学校関係者で構成する「学校防災連絡会」を通じて情報共有を図るとともに、講ずべき防災対策について検討し、必要に応じて「新宿区立学校危機管理マニュアル」の検証・見直しを行います。	・中学生と地域の防災訓練については、新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことから、急遽中止となった1校を除き、全校において予定通り実施しました。防災訓練は、時間短縮や実施内容の見直し等、各校においてカリキュラムを工夫しながら実施しました。 ・学校防災連絡会を開催し、校長や危機管理課、特別出張所等の関係各課と、学校危機管理マニュアルの内容等について、情報共有を行いました。（2回開催） ・学校危機管理マニュアルについては、他自治体での事故発生を受けた見直し、新宿区地域防災計画の修正に合わせた一部改訂を行いました。 ○東海地震に関する記載を南海トラフ地震に関する内容に修正 ○校園庭の緊急点検、プール薬品混合事故を受けたチェックリスト・対応フローの追加 ○水害時の自主避難所の追加 等	・中学生と地域の防災訓練の実施により、中学生に地域の担い手として身近な人と助け合う「共助」の意識を自覚させることができました。一方で、複数校から実施日程についての課題提起がされたことから、各校・地域の状況をふまえ、継続的な事業実施の支援を図る必要があります。 ・学校防災連絡会の機会を活用し、各校における防災訓練の実施状況や学校防災対策等を関係各課と定期的に情報共有したことで、学校危機管理体制のさらなる強化につなげることができました。学校防災連絡会をふまえ、令和5年度は台風13号接近時や大雪等についても、迅速に対応することができました。 ・学校危機管理マニュアルについては、学校防災連絡会の意見を活かし、他の計画と内容の整合を図るなど、適切な見直しを行うことができました。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・中学生と地域の防災訓練については、令和3・4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により地域住民との合同実施はできなかったものの、各校で代替教育を実施したほか、令和5年度には地域の実情に応じた防災訓練を合同実施を再開し、生徒の防災への関心や能力を高めることができました。 ・学校危機管理マニュアルについては、令和4年度に全面改訂を実施し、紙ベースでの差替えが不要となるようデータ版を作成しました。データの共有により、関連リンクの添付や検索が可能となるなど、より使いやすいマニュアルへの更新を行うことができました。改訂内容は校園長会等を通じて説明の上、各校へ周知し、理解が深まるよう工夫しました。 【主な改訂内容】 ○台風接近時の対応について整理 ○文科省のガイドラインを参照し、心のケアの項目を新設 ○施設・設備の安全チェックの項目を追加し、様式を作成 等 ・学校防災連絡会においては、首都直下型地震を想定した被災状況の情報伝達訓練や災害時特設電話の接続訓練等、校園長や区の関係部署と定期的に協議・情報共有を行うことで、学校危機管理体制のさらなる強化につなげることができました。 ・学校防災対策の充実を図り、児童・生徒の安全確保に向けた取組を行うことができたものと評価します。	B	・中学生と地域の防災訓練については、地域との合同訓練が再開したことから、実施を各学校に働きかけ、生徒と地域が関わりを持つ訓練実施を目指すとともに、生徒の防災への関心や能力を高めていきます。 ・他自治体の学校での危機管理に関する情報を受けた際は、新宿区においても同様の事故が発生しないよう迅速な点検や事故防止策を講じていきます。 ・学校危機管理マニュアルについては、今後も必要に応じて見直しを行っていく必要があるため、引き続き学校防災連絡会や校園長会への意見聴取等を通じて、学校現場の意見を取り入れながら、見直し及び改訂に取り組んでいきます。 ・学校防災連絡会等の機会を活用し、関係各課や学校関係者との情報共有を図ることにより、引き続き学校防災対策の充実を推進していきます。	教育調整課

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
施策8 一人ひとりの子どもが豊かに学べる教育環境の整備				
51	いじめ防止対策の推進 すべての区立学校で、学校ごとに策定した学校いじめ防止基本方針に基づき、人権教育や情報モラル教育によるいじめの未然防止、ふれあい月間等を通じたいじめの早期発見等の取組を推進していきます。また、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート」を活用し、児童・生徒一人ひとりの学級生活の満足度や学級でのかかわり等について分析することで、いじめを含むさまざまな問題行動等を教職員全員で掌握し、組織的な対応の充実と改善につなげていきます。 教育委員会では、学校問題支援室が中心となり、学校サポートチームへの指導・助言を通じてこれらの取組を推進するとともに、関係機関との連携により問題行動が認められた場合の早期対応等について個別・具体的に支援していきます。万が一いじめによる重大事態が発生した場合には、児童・生徒とその保護者の権利の保護を最優先するとともに、教育委員会の附属機関として「いじめによる重大事態調査委員会」を設置し、事実関係を明らかにするための調査を行い、その要因を分析し、再発防止に向けて取り組みます。 また、重大事態が発生した場合に備え、教育委員会と「いじめによる重大事態調査委員会」の委員が、調査の手法や対応の流れ等について事前に協議を行う場として、「いじめによる重大事態等に関する協議会」を設置し、いじめの重大事態に対する取組を推進していきます。	・全区立学校で「学校いじめ防止基本方針」（総称）を策定しており、基本方針に基づく取組を推進しました。 ・生活指導主任会や新任教員研修会、夏季集中研修等で、いじめ防止に関する教員研修を実施しました。 ・年間3回「ふれあい月間」を設定し、いじめの未然防止、早期発見の取組を行いました。（全小・中学校） ・小学校4年生から中学校3年生までを対象に「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」を2回実施しました。（全小・中学校） ・学校問題支援室では、学校からいじめの状況についての報告を受けるとともに、必要に応じて指導、助言を行いました。（全小・中学校）	・教職員向け研修会を通して、いじめへの理解を深めたり、取組事例を共有したりすることができました。しかし、いじめへの認識については、学校や教職員間で差があることから、研修内容の一層の充実を図る必要があります。 ・学校問題支援室では、学校からの報告を受け、学校の対応への指導、助言を適切に行うことができました。また、スクールソーシャルワーカー等の訪問で得た情報から児童・生徒の状況を把握し、必要に応じてケース会議を開催するなど、状況に応じた対応をすることができました。今後も、これまでの取組を継続するとともに、さらなる連携が必要です。 ・「hyper-QU」の取組については、年度当初に学校に対して生活指導主任会を通して説明を行い、気になる児童・生徒の様子について確実に校内で情報を共有するとともに、夏季集中研修会において演習を含めた研修会を実施しました。 ・いじめ防止対策については、組織的に対応することが重要であることを周知しました。	B
52	不登校児童・生徒への支援 ＜第二次実行計画事業 16＞ 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」等に基づき、不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、多様な教育機会の確保に努めます。 不登校児童・生徒に対する多様な教育機会の確保に向け、家庭にひきこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、通所を希望しない児童・生徒への訪問型支援、中学校で別室登校を行う生徒の支援のための適応指導教室指導員の派遣等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図るとともに、フリースクール等との連携を図ります。 また、各学校において魅力ある学校づくりや児童・生徒の学習状況に応じた指導の充実を図るとともに、スクールソーシャルワーカーを活用した関係機関との連携により家庭への支援を行うなど、不登校が生じない学校づくりを目指します。 不登校担当者連絡会の実施、専門家による研修会の実施等により、教職員への理解啓発を図ります。	・多様な教育機会検討委員会を開催して不登校児童・生徒への支援策の情報を共有しました。（年間3回開催） ・多様な教育機会検討担当者連絡会において、委員会での意見を報告し、必要に応じて協議を行いました。（年間3回開催） ・多様な教育機会の確保についての検討内容は、生活指導主任会等を通じて、各学校に周知しました。 ・スクールソーシャルワーカーの派遣を実施しました。（全小・中学校、年間3回） ・学校問題支援室では、学校から長期欠席児童・生徒調査の報告を受けるとともに、状況に応じた指導・助言を行いました。（全小・中学校） ・つくし教室では、年間を通して入室と体験入室、図書館を利用したアウトリーチに取り組みしました。 ○区立図書館等を活用した支援 鶴巻図書館及び西落合図書館等で実施、月3回程度開室38回 ・つくし教室における東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を38名が活用しました。	・第2回多様な教育機会検討委員会では、フリースクールの職員を招聘し、フリースクール等のカリキュラムや指導方針、児童・生徒の活動の様子等を学ぶとともに、多様な教育機会の確保に向けた情報交換を行いました。今後も、児童・生徒一人ひとりのニーズに応じた多様な教育機会の確保ができるよう、連携を図っていく必要があります。 ・第3回多様な教育機会検討委員会では、不登校児童・生徒への学習支援としてのタブレット端末の活用を検討し、生活指導主任会等で各学校に周知しました。特に、東京都との連携事業オンライン上での仮想空間（メタバース）については、つくし教室に在籍している児童・生徒が、登室日以外でも仮想空間（メタバース）を活用して自宅からつくし教室と交流することで生活リズムを維持することができました。今後も引き続き検証を行っていきます。 ・学校問題支援室では、学校からの報告を受け、学校の対応への指導、助言を適切に行いました。今後も、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、関係機関との連携等を一層充実させる必要があります。 ・鶴巻図書館及び西落合図書館での支援に加え、牛込華町地域センターでも支援を開始し、アウトリーチ型の支援を充実させることができたものと評価します。 ・新宿区の不登校児童・生徒数は増加傾向にあるため、各校における不登校児童・生徒の個別支援を行う人材の需要が高まっています。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課						
・教職員向け研修会を通して、いじめへの理解を深め、取組事例を共有することができました。 ・学校問題支援室では、学校からの報告を受け、学校の対応への指導・助言を適切に行うことができています。 ・スクールソーシャルワーカー等の訪問で得た情報から児童・生徒の状況を把握し、必要に応じてケース会議を開催するなど、状況に応じた対応ができました。 ・「hyper-QU」の取組については、気になる児童・生徒の様子について、確実に校内で情報を共有するとともに組織的に対応するように、周知することができました。	B	・教職員のいじめに対する理解を深め、生活指導主任会や新任教員研修会、夏季集中研修等で、いじめ防止に関する教員研修を継続していきます。 ・学校問題支援室では、学校の対応への指導、助言を継続していくとともにスクールソーシャルワーカー等の学校訪問を継続し、いじめ等の諸問題について未然防止、早期発見の取組の充実を図っていきます。 ・「hyper-QU」の取組については、気になる児童・生徒の様子について確実に校内で情報を共有するとともに組織的に対応するように、周知を継続していきます。	教育指導課						
・不登校児童・生徒に対しては「学校に登校する」という結果のみではなく、多様な教育機会の確保に努めることや不登校児童・生徒への支援の在り方についての見直しを図ることが求められています。多様な教育機会の確保の観点から、令和3年度に不登校対策委員会を多様な教育機会検討委員会に名称変更しました。委員会において、フリースクール等の関係機関と連携した取組の充実を進めることができました。また、取組内容については、研修会等において教職員に理解啓発を図ることができました。 ・学校問題支援室では、学校からの報告を受け、迅速かつ適切な対応への指導・助言を行い、意図的・計画的に支援を実施することができました。 ・アウトリーチの取組は、西落合図書館での支援実施から鶴巻図書館、牛込筆等地域センターと、児童・生徒の状況に合わせ実施場所を拡充させることができました。 ・タブレット端末の活用や令和3年度から実施している東京都との連携事業への取組等時代に即した検証が行われました。東京都との連携事業については、つくし教室において、令和4年度の1月から利用を開始した仮想空間（メタバース）を活用し、自宅からオンラインでつくし教室にいる教員や児童・生徒とつながる取組を進めることができました。個々の状況に応じた支援を行うとともに、不登校児童・生徒の居場所づくりに取り組むことができたことから、計画通りと評価します。	B	・不登校児童・生徒に対しては、「学校に登校する」という結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すため、多様な教育機会の確保に努めていきます。 ・多様な教育機会検討委員会は、不登校児童・生徒への支援という視点から、フリースクール等を始めとする民間施設と連携した取組を行うなど、内容の充実を図ります。 ・多様な教育機会の確保に向け、家庭に引きこもりがちな児童・生徒へのICTを活用した学習支援や、通所を希望しない児童・生徒への訪問型支援、つくし教室に通所している生徒が在籍校への登校復帰を希望し、登校し始める際の支援として適応指導教室指導員の派遣等を行い、不登校児童・生徒の社会的自立に向けた支援の充実を図る必要があります。 ・鶴巻図書館及び西落合図書館、牛込筆等地域センターでのアウトリーチ型の支援を継続し、児童・生徒の状況に合わせ開催場所を拡充していきます。 ・つくし教室に通う児童・生徒及び登録後につくし教室に通所できなくなっている児童・生徒も含め、東京都教育委員会と連携し、仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を充実させていきます。 ・さまざまな支援内容について、保護者への周知・啓発に努めていきます。	教育指導課 教育支援課						
<table><tr><th>令和3年度末の状況</th></tr><tr><td>不登校対策委員会及び連絡会の実施（年間3回） 家庭と子供の支援員の派遣 5校 マニュアルや研修等による教職員の啓発</td></tr><tr><th>令和4年度末の状況</th></tr><tr><td>不登校対策委員会及び連絡会の実施（年間3回） 家庭と子供の支援員の派遣 9校 マニュアルや研修等による教職員の啓発</td></tr><tr><th>令和5年度末の状況</th></tr><tr><td>不登校対策委員会及び連絡会の実施（年間3回） 家庭と子供の支援員の派遣 15校 マニュアルや研修等による教職員の啓発</td></tr></table>	令和3年度末の状況	不登校対策委員会及び連絡会の実施（年間3回） 家庭と子供の支援員の派遣 5校 マニュアルや研修等による教職員の啓発	令和4年度末の状況	不登校対策委員会及び連絡会の実施（年間3回） 家庭と子供の支援員の派遣 9校 マニュアルや研修等による教職員の啓発	令和5年度末の状況	不登校対策委員会及び連絡会の実施（年間3回） 家庭と子供の支援員の派遣 15校 マニュアルや研修等による教職員の啓発			
令和3年度末の状況									
不登校対策委員会及び連絡会の実施（年間3回） 家庭と子供の支援員の派遣 5校 マニュアルや研修等による教職員の啓発									
令和4年度末の状況									
不登校対策委員会及び連絡会の実施（年間3回） 家庭と子供の支援員の派遣 9校 マニュアルや研修等による教職員の啓発									
令和5年度末の状況									
不登校対策委員会及び連絡会の実施（年間3回） 家庭と子供の支援員の派遣 15校 マニュアルや研修等による教職員の啓発									

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
53	教育相談体制の充実 教育センターの教育相談室では、幼児・児童・生徒及び保護者等からの学業、進路、いじめ等の教育上のさまざまな悩みについて、臨床心理士による面接相談や電話相談を行うとともに、いじめを受けた児童・生徒や保護者からの相談については、いじめ相談専用電話「新宿子どもほっとライン」において専門のカウンセラーが対応します。 さらに、教育相談研修会での情報交換やスクールカウンセラー連絡会、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク等を活用し、関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ります。	- 区内の幼児・児童・生徒の学業・進路・いじめ等の教育上の悩みや性格、行動、心身についての相談 面接相談 284件 電話相談 168件 「新宿子どもほっとライン」を活用した相談 相談件数 17件	- 教育センターの教育相談室では、さまざまな悩みや課題に対し、個別かつ継続的に教育相談室の心理士による面接相談や電話相談を継続し、必要に応じて関係機関との連携を図るなど、解決に向けた対応を行いました。 - 区内の幼児・児童・生徒の学業・進路・いじめ等の教育上の悩みや性格、行動、心身についての相談は、令和4年度に比べ、来所相談が増えました。一つひとつのケースに丁寧に対応し保護者や児童・生徒の不安や悩みに寄り添い対応を行いました。 - 新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる日常生活や親子関係・しつけなどの悩みについても教育相談室の心理士が対応し、児童・生徒や保護者を対象としたカウンセリング等を行いました。 「新宿子どもほっとライン」を活用し、平日夜や土日等幅広い時間帯に対応できる相談体制を確保しました。	B
54	児童・生徒理解を進める研修の実施 いじめや不登校の未然防止には、小さなサインを見逃すことがないよう、日頃から丁寧に児童・生徒理解を進めるとともに、早期発見・早期対応に努めることが大切です。夏季集中研修や職層別研修において、児童・生徒理解にかかわる課題を協議したり、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート」の結果を分析し指導に活用するなど、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。	- 生活指導主任会、夏季集中研修等において、「より良い学校生活と友達づくりのためのアンケート（hyper-QU）」の活用等について研修を実施しました。 - 初任者研修会において、児童・生徒理解の研修を実施しました。	- 各種研修会等で、児童・生徒理解の視点や方法等について周知することができています。いじめや不登校、その他問題行動への認識には、教職員間で差があることから、研修会の一層の充実を図る必要があります。 「hyper-QU」の活用については、組織的に対応するとともに、ふれあい月間の調査と合わせて個別に分析することを継続的に周知していく必要があります。	B
55	特別支援教育の推進 ＜第二次実行計画事業 14＞ 発達障害等のある児童・生徒への適切な教育的支援を一層強化するために、特別支援教育推進員をさらに増員し、学級内指導体制の充実を図るとともに、児童・生徒の「読むこと」や「書くこと」のつまずきを把握し適切な指導・支援につなげるため、「読むこと」や「書くこと」に関する特別な教育的ニーズのある児童・生徒に対して、必要に応じてアセスメントツールを活用し、読み書きの困難の状態をふまえた指導・支援を行います。 また、一人ひとりのニーズに応じた一貫した教育的支援を行うため、就学前施設や家庭での様子を小学校に引き継ぐための「就学支援シート」や、保健・医療、福祉等に係る関係機関と連携し、学校卒業まで一貫性のある支援を行うための「学校生活支援シート」、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育内容や方法を盛り込んだ「個別指導計画」の活用を推進し、切れ目のない支援を行います。 さらに、リーフレットの配布や説明会の開催等により、保護者、区民等の特別支援教育に関する理解啓発に取り組みます。	- 特別支援教育推進員の配置 小学校62人、中学校13人、合計75人 - 就学支援シート案内チラシの配布 （対象：就学予定のご家庭 2,500枚、令和5年10月） - 就学相談・特別支援教育に関する説明会（令和5年5月） 参加者 54人 - アセスメントツールの活用 まなびの教室教員を対象に、アセスメントの実施・活用方法について研修会を実施（令和5年4月、5月各1回）	- 発達障害等のある児童・生徒に対してきめ細やかな指導・支援を行うため、特別支援教育推進員を増員し配置しました。 - 就学支援シートについては、就学予定の全ご家庭へ案内チラシを送付するとともに、区ホームページでのシートの様式ダウンロード、公私立就学前施設へのシートの送付を行う等、活用の促進を図りました。活用実績については、令和3年度160件、令和4年度208件、令和5年度206件となっている状況です。令和3年度と比較して、活用実績が増えており、着実な支援につながっています。 - また、就学相談・特別支援教育に関する説明会では、区の就学相談の流れ及び支援について、全体での説明及び個別相談を実施しました。これらの取組により、令和5年度は就学相談の件数が392件（令和4年度378件、令和3年度381件）となっています。 - アセスメントツールについては、区立小・中学校まなびの教室担当教員に研修を行いました。読み書きに配慮を要する児童・生徒に対してアセスメントツールを活用し、学級での支援や合理的配慮に繋げることができました。	B
56	令和2年度末の状況（予定） 特別支援教育推進員の配置人数 小学校 40名 中学校 5名 アセスメントツール導入に向けた情報収集			
	令和3年度の計画 特別支援教育推進員の配置人数 小学校 50名 中学校 8名 アセスメントツールの活用			
56	令和4年度の計画 特別支援教育推進員の配置人数 小学校 57名 中学校 9名 アセスメントツールの活用			
	令和5年度の計画（令和5年度当初時点） 特別支援教育推進員の配置 小学校 64名 中学校 11名 アセスメントツールの活用			
56	令和5年度末の目標（令和3年度当初時点） 特別支援教育推進員の配置人数 小学校 64名 中学校 11名 アセスメントツールの活用			
	学校に対する巡回指導・相談体制の充実 学識経験者や心理職等の専門家各校を巡回し、発達障害等があると思われる児童・生徒等への適切な指導方法や学校内支援体制等について指導・助言するほか、特別支援教育相談員が、学校の依頼に応じて適宜指導・助言します。	- 専門家による巡回指導 小学校・中学校各1校当たり年3回実施 - 巡回指導への特別支援教育相談員の同行 小学校・中学校各1校あたり1回以上実施 - 特別支援教育相談員のフォローアップによる学校訪問 25件	- 学識経験者や心理職等の専門家による巡回指導を各1校あたり年3回実施しました。巡回指導の中で、児童・生徒についての特性理解、指導内容、校内における支援体制作りへの助言を行い、支援体制の確保を図りました。 - また、学校の要望の増加により、特別支援教育相談員の指導・助言を十分行うことができなかったことから体制確保の必要があります。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・区内の幼児・児童・生徒の学業・進路・いじめ等の教育上の悩みや性格、行動、心身についての相談 【面接相談】 令和3年度 232件 令和4年度 265件 令和5年度 284件 【電話相談】 令和3年度 158件 令和4年度 167件 令和5年度 168件 ・「新宿子どもほっとライン」を活用した相談 【相談件数】 令和3年度 107件 令和4年度 23件 令和5年度 17件 ・面接での相談及び電話相談は増加傾向にあります。 ・関係機関と緊密に連携することにより、教育センターを中心とした総合的な教育相談機能の強化を図ることができたものと評価します。	B	・引き続き、幼児・児童・生徒や保護者の悩みに応じた相談機関として、広く区民に周知していきます。また、区民相談システムを活用した「子どもなやみそうだん」やメール・LINEによる相談窓口を、児童・生徒向けのリーフレットやホームページを活用して周知していきます。 ・一人1台貸与されているタブレット端末を活用した相談窓口「新宿区子ども相談フォーム」を開設し、児童・生徒がためらうことなく相談できる環境を整えていきます。	教育支援課
・各種研修会等で、児童・生徒理解の視点や方法等について周知することができました。 ・いじめや不登校、その他の問題行動への認識には、教職員間で差があることから、研修会の一層の充実を図る必要があります。 ・「hyper-QU」の活用等については、組織的に対応することを継続的に周知していく必要があります。	B	・正確な児童・生徒理解に基づき教育活動が実施されるよう、引き続き教職員に周知していきます。 ・小さなサインを見逃すことがないように、日頃から丁寧に児童・生徒理解を心掛けるとともに、未然防止、早期発見、早期対応についての取組を周知していきます。	教育指導課
・特別支援教育推進員を計画的に増員し配置したことにより、発達障害等のある児童・生徒に対してきめ細やかな指導、支援を行うことができました。 ・就学相談・特別支援教育に関する説明会では、個別相談も合わせて実施し、保護者に直接説明する有効な機会となり、早期に就学相談に結びつけることができました。 ・令和3年度から導入したアセスメントツールの活用では、区立小学校・中学校まなびの教室担当教員に研修を行うことで、読み書きに配慮を要する児童・生徒に対してアセスメントツールを活用することにより、一人ひとりのニーズに応じた支援を行うことができました。 ・また、令和3年度には「新宿区立小・中学校における医療的ケア実施の手引き」の策定を行い、令和4年度から医療的ケア児の受け入れを行うとともに、新宿養護学校（肢体不自由特別支援学校）では医療的ケア児専用車両の増台を行っており、医療的ケアを必要とする児童・生徒を受け入れる体制整備の強化を図ることができたと評価します。 令和3年度末の状況 特別支援教育推進員の配置人数 小学校 50名 中学校 8名 アセスメントツールの活用（令和3年5月配付、研修会年2回実施） 令和4年度末の状況 特別支援教育推進員の配置人数 小学校 55名 中学校 9名 アセスメントツールの活用（研修会年2回実施） 令和5年度末の状況 特別支援教育推進員の配置 小学校 62名 中学校 13名 アセスメントツールの活用（研修会年2回実施）	B	・知的障害や身体障害、発達障害があるなど、障害や発達の状況に応じたきめ細やかな支援を行うために、特別支援教育における相談員及び推進員等の充実を引き続き図っていきます。 ・アセスメントツールを活用し、教育的ニーズのある児童・生徒に対するサポートの充実を引き続き図っていきます。	教育支援課
・専門家による巡回相談を実施することにより、児童・生徒への指導方法及び支援体制が強化されたと評価します。 ・学校の要望に応えるため、令和6年度から特別支援教育相談員を1名増員し、相談体制の整備を整えてきました。	B	・発達特性のある児童・生徒が増えてきていることから、支援体制の充実を図るために、引き続き、学識経験者や心理職等の専門家による巡回指導を継続していきます。 ・また、特別支援教育相談員が学校からの要望に対応できるように引き続きフォローアップ体制を整えていきます。	教育支援課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
57	日本語サポート指導 ＜第二次実行計画事業 15＞ 区立学校に編入した外国籍等の児童・生徒等が日本語の授業を理解できるように、日本語サポート指導を行います。教育センターまたは学校へ日本語サポート指導員を派遣し、日本語初期指導として集中・個別指導を行います。 日本語サポート指導終了後、希望者に対して放課後に日本語による教科の学習指導を実施します。 また、中学校3年生のうち、日本語による学習活動に支障が生じている外国籍等の生徒を対象に、希望する進路の実現に向けた学習指導を行い、進学等を支援します。 日本語の指導においては、より効果の高い指導により、児童・生徒の理解促進を図るため、ICTやデジタル教材を活用した指導も導入していきます。	- 日本語初期指導 6,541時間 （指導児童・生徒数110名、DLAテストの実施49名） - 日本語学習支援員 124名 - 外国籍等の中学校3年生に対する進学支援 15名 - 保護者会等通訳派遣 573.5時間（284件） - 日本語初期指導実施時、指導員がタブレット端末の使い方をサポートする指導を実施 - 東京都教育委員会と連携した仮想空間（メタバース）を活用したオンラインによる支援を実施、日本語学級等に在籍している児童・生徒55名のうち29名が活用（日本語学級設置校等）	- 日本語初期指導では、DLA受験者のうち、67.3%の児童・生徒が日常的なトピックについて理解していると判断されました。在籍校の日本語指導担当教員等と情報を共有し、支援の必要な児童・生徒に対して学校での指導の工夫を図れたことから、適切な指導体制が確保できたものと評価します。 - 外国籍等の中学校3年生に対する進学支援については、対象生徒15名全員が希望する学校に合格しており、学習指導の取組が成果を上げていると評価します。 - 東京都教育委員会との協定による仮想空間（メタバース）を活用し、授業中にオンライン支援員等と日本語で会話したり、日本語学習用アプリケーションを利用するなど、日本語での会話の機会を増やすことができました。以上のことから、計画通りと評価します。	B
58	外国籍等の子どもや保護者への教育支援等 保護者への支援や学校教育における「総合的な学習の時間」への授業協力をするNPO法人との連携により、外国から編入・転入してきた子どもが学校生活に慣れるための支援として、区立学校及び幼稚園での学習や生活について解説した「新宿区の学校生活」を多言語で作成し、公開します。 また、学校から家庭へのさまざまな連絡文書の翻訳事例を作成・公開するとともに、保護者会への通訳派遣等の支援を行います。	「新宿区の学校生活」を改訂後、各学校へ通知し、対象児童・生徒等に配付することで、学校生活に慣れるための支援を実施。また、新宿区の外国人向け生活情報ホームページで「新宿区の学校生活」を公開（8言語に対応） - 学校が作成した連絡文書（学校だより等）の翻訳 1,350件 - 保護者会等への通訳派遣 573.5時間（284件）（No.57「日本語サポート指導」再掲） - 国際理解教育 総合的な学習の時間等に、海外経験のあるシニアボランティアにご協力いただき、国際理解教育、環境教育、キャリア教育等に関する授業を実施しています。 延べ 31時間 （2校、8か国の生活や文化等の説明） （No.16「国際理解教育」再掲）	「新宿区の学校生活」の配付により、外国から編入・転入してきた子どもたちが、区立学校での学習や生活について知ることができ、教育支援ができたと評価します。 - 学校だより等の翻訳を行うことで、外国籍等の保護者への支援ができたことと評価します。 - 国際理解教育については、事業を実施した学校において、充実した授業を実施することができ、授業協力ができたことと評価します。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・日本語初期指導 令和3年度 3,688時間（指導児童・生徒数57名、DLAテストの実施22名） 令和4年度 6,176時間（指導児童・生徒数112名、DLAテストの実施54名） 令和5年度 6,541時間（指導児童・生徒数110名、DLAテストの実施49名） ・日本語学習支援員 令和3年度 106名 令和4年度 129名 令和5年度 124名 ・外国籍等の中学校3年生に対する進学支援 令和3年度 10名 令和4年度 13名 令和5年度 15名 ・保護者会等通訳派遣 令和3年度 321時間（159件） 令和4年度 526時間（259件） 令和5年度 573.5時間（284件） ・「日本語能力に係る評価において基礎的な能力がある（日常的なトピックについて理解でき、学級の活動にも部分的に参加できる）と認められた児童・生徒の割合」について、目標値を70%としていたところ、3年間の平均が68.9%となっており、目標をわずかに下回ったものの、日本語習得が十分でない児童・生徒については延長指導を実施しており、指導体制を適切に確保できたものと評価します。 ・外国籍等の中学校3年生に対する進学支援については、例年、支援を受けた生徒が希望する高校に進学していることから、学習指導の取組が成果を上げています。 ・東京都教育委員会との協定による仮想空間（メタバース）では、令和4年度の開始から延べ52名が活用し、日本語での会話の機会を増やすことができました。 ・以上のことから、児童・生徒の理解促進を図ることができたものと評価します。	B	・引き続き、区立学校（園）に編入した外国籍等の児童・生徒等の日本語の定着を図り、学習内容の理解が深まるよう支援するとともに、円滑な学校（園）生活が送れるようにしていきます。また、児童・生徒等がタブレット端末を使用して学習が進められるよう、家庭でのタブレット端末の使い方や活用等の周知を図り、自学自習を支援していきます。 ・東京都教育委員会と連携し、仮想空間・メタバースを活用したオンラインによる交流に取り組んでいきます。	教育支援課
令和3年度末の状況 日本語初期指導（3,688時間） 日本語学習指導（日本語学習支援員 106名配置） 外国籍等の中学校3年生に対する進学支援（10名） 保護者会等通訳派遣（321時間、159件） ICTやデジタル教材を活用した日本語サポート指導の検討・試行 令和4年度末の状況 日本語初期指導（6,176時間） 日本語学習指導（日本語学習支援員 129名配置） 外国籍等の中学校3年生に対する進学支援（13名） 保護者会等通訳派遣（526時間、259件） ICTやデジタル教材を活用した日本語サポート指導の実践 令和5年度末の状況 日本語初期指導（6,541時間） 日本語学習指導（日本語学習支援員 124名配置） 外国籍等の中学校3年生に対する進学支援（15名） 保護者会等通訳派遣（573.5時間、284件） ICTやデジタル教材を活用した日本語サポート指導の実践の継続			
・「新宿区の学校生活」の配付により、外国から編入・転入してきた子どもたちが、区立学校での学習や生活について知ることができ、教育支援ができたと評価します。 - また、新宿区の外国人向け生活情報ホームページに公開しており、外国籍児童・生徒の保護者への支援の一助となっています。 ・学校が作成した連絡文書（学校だより等）の翻訳や、保護者会等への通訳派遣を行うことで、外国籍等の保護者への支援ができたと評価します。 ・学校が作成した連絡文書（学校だより等）の翻訳 令和3年度 1,227件 令和4年度 1,097件 令和5年度 1,350件 ・保護者会等通訳派遣 令和3年度 321時間（159件） 令和4年度 526時間（259件） 令和5年度 573.5時間（284件） ・国際理解教育 学校の実情に応じて、授業支援を適切に行っています。 令和3年度 延べ20時間 令和4年度 延べ28時間 令和5年度 延べ31時間 （No.16「国際理解教育」再掲）	B	・引き続き、外国籍等の子どもや保護者への支援として、「新宿区の学校生活」を配付するとともに、学校だより等の翻訳を行います。 ・国際理解教育については、引き続き、学校の実情に応じて、授業支援を行っていきます。	教育支援課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
59	外国籍の子どもへの就学支援 日本に在留する外国人とともに、学齢期の外国籍の子どもの数も増えています。外国籍の子どもたちが自らの力で生きていけるように学習の機会を持つことが大事です。そのため、就学状況アンケート調査を実施し、就学状況の把握に努めるとともに、調査結果に基づき、不就学となっている外国籍の子どもに対して、就学促進を図っていきます。	・就学状況が確認できない外国籍の子どもがいる世帯に対してアンケート調査を実施しました。（発送対象者241人、回答者108人、回答44.8%） ・アンケート未回答者116名（調査後転出者等除く）について、子ども家庭支援課に状況照会を実施しました。 ・翌年度に学齢期を迎える外国籍児童144名にも進学予定先についてアンケート調査を実施しました。（回答者97人、回答率67.4%） ・アンケート調査及び子ども家庭支援課への状況照会を経て就学状況が確認できなかった108名については、令和6年度にかけて、新宿区子ども家庭・若者サポートネットワーク登録機関への照会や、出入国在留管理局への出入国履歴照会及び訪問調査を実施する予定です。	・就学状況が確認できない外国籍の子どもがいる世帯に対してアンケート調査と併せて丁寧な就学案内を行うことで、就学の促進に取り組みました。 ・これから学齢期を迎える児童に対してアンケート調査により事前に就学意思の確認を行うことで、手続きのサポートを必要とする家庭に適切な案内を行うことができました。	B
60	共同学習の推進 障害のある子どもと障害のない子どもが交流を通じて相互理解を図り、豊かな人間性を育むことを目的として、特別支援学校と小・中学校間の副籍交流や、通常の学級と特別支援学級間における交流及び共同学習を推進します。 また、外国籍の児童等が多い新宿区の特長を活かして、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行うなど、相互の学びを促していきます。	・特別な支援を要する児童・生徒との交流 副籍の状況 小学校（24校）：46名、中学校（8校）：24名 ・通常の学級と特別支援学級における校内での交流の実施 小学校：6校、中学校：3校 ・新宿養護学校と西新宿小学校・西新宿中学校との交流の実施 ・異文化理解や共生の態度を育む国際理解教育の実施 全小・中学校（No.18 「交流及び共同学習」再掲） ・国際理解教育 総合的な学習の時間等に、海外経験のあるシニアボランティアにご協力いただき、国際理解教育、環境教育、キャリア教育等に関する授業を実施しています。 延べ 31時間（2校、8か国の生活や文化等の説明）（No.16・58 「国際理解教育」再掲）	・特別な支援を要する児童・生徒との交流については、オンラインでの実施や、新型コロナウイルス感染症の対策を行いながら、児童・生徒の実態に応じて、都立及び区立の特別支援学校との直接交流及び間接交流を行いました。副籍交流により、地域の学校の情報を得ることができた他、多様性を活かした学びを促進することができました。 ・通常の学級と特別支援学級間での交流については、児童・生徒の実態に応じて、学校行事やクラブ活動等において実施しました。 ・新宿養護学校では西新宿小学校・西新宿中学校との交流を行いました。 ・多文化共生をテーマにした学習等国際理解を深める教育活動を行いました。 ・これらの取組を通して、多様性を活かした相互の学びを促進することができました。	B
61	専門人材を活用した教育相談体制の充実 全区立小・中学校に臨床心理士または臨床発達心理士の資格を有するスクールカウンセラーを配置し、学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対して、児童・生徒や保護者を対象にカウンセリング等を行うとともに教職員との連携を図り、児童・生徒の心の健康保持に努めます。 また、子どもを取り巻く社会環境の変化や、学校が抱える課題の複雑化に対応するため、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用して子ども家庭支援センター等の新宿区子ども家庭・若者サポートネットワークを構成する関係諸機関と連携し、早期の課題解決を図ります。	・スクールカウンセラーを全小・中学校に週2～4日程度派遣（区費による配置18人、都費による配置42人） ・都及び区スクールカウンセラーによる連絡会の実施（年3回）（No.26「スクールカウンセラーの配置」再掲） ・スクールソーシャルワーカーを全小・中学校に派遣（年3回）	・学校生活におけるさまざまな悩みや不安に対応しました。新型コロナウイルス感染症の影響と考えられる日常生活や親子関係等の悩みについてもスクールカウンセラーが対応し、児童・生徒や保護者を対象としたカウンセリングを行いました。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、関係機関との連携等を一層充実させる必要があります。 ・「学校評価等を活用した学校長への質問紙調査結果（学校と関係機関の十分な連携ができていると回答した割合）」は91.1%で、概ね専門人材を活用した教育相談体制の確保ができました。 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、関係機関との連携等を一層充実させる必要があります。	B
62	公私立幼稚園保護者の負担軽減 幼児教育・保育の無償化の趣旨に基づき、区立幼稚園の入園料及び保育料を無料としました。また、私立幼稚園保護者に対しては、入園料及び保育料について補助を行います。 公私立幼稚園の保護者の負担軽減を図ることにより、保護者の選択の幅を広げ、就学前の子どもに対する保育・幼児教育の機会の充実を図ります。	・私立幼稚園の入園料補助金について、令和2年度から子ども・子育て支援新制度移行園の園児保護者も新たに対象に加えています。 入園料補助金対象者数466名（令和4年度485名、19名の減） ・幼児教育・保育の無償化に伴い、私立幼稚園の保育料は、令和元年10月から所得やきょうだいの数を問わず、月32,000円を上限に無償化しています。 ・令和5年10月から区内私立幼稚園の保護者について、保育料に対する補助金を区から園に直接支給する代理受領の制度を導入することにより、負担感の軽減を図りました。 ・幼児教育・保育の無償化に伴い、区立幼稚園は令和元年10月から入園料及び保育料を無料としています。	・入園料・保育料補助金の対象者に対して、例年とおりチラシの個別配付による補助申請の勧奨を行うことで、制度利用を促進し、保護者の負担軽減を図ることができました。 ・さらに、私立幼稚園ガイドを令和5年度から新たに発行し、補助制度について周知することで、広く未就園児の保護者へ幼稚園利用を勧奨することができました。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
3年間継続して、アンケート調査や子ども家庭支援課への照会、出入国在留管理局への出入国履歴調査、就学先が確認できない外国籍の子どもの状況確認のための訪問調査等、外国籍児童の就学状況を把握するためさまざまな取り組みを行いました。その結果、取組を開始した令和2年度当初は、就学状況不明の外国籍の子どもが884人いたところ、令和5年度末時点では108人まで減少することができました。	B	- 外国人コミュニティ団体等との連携を深め、就学に関する情報を効果的に提供できる体制づくりに取り組んでいきます。 - アンケート調査とその結果に基づく各種機関の照会のみでは就学先が確認できない外国籍の子どもの状況確認のため、訪問調査の規模拡大を引き続き検討していきます。 - 入学祝金給付事業に合わせて、祝金の申請用紙に進学予定先の学校名を記入する欄を設けることで、外国籍児童の就学状況が把握できるように、令和7年度入学の児童生徒に対する入学祝金申請用紙の書式を変更します。	学校運営課
- 副籍交流では、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で都立及び区立の特別支援学校との直接交流は実施できませんでしたが、令和4年度と令和5年度は直接交流と間接交流を並行して行いました。 - 副籍交流は3年間で小学校延べ190名、中学校延べ112名に実施しました。地域の学校の情報を得ることができた他、多様性を活かした学びを促進することができました。 - 通常の学級と特別支援学級間での交流等については、新型コロナウイルスの影響で実施できない時期もありましたが、令和5年度には通常の学級のイベントに特別支援学級の児童が参加するなど、以前とほぼ同じ程度まで交流を再開することができました。 - 学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことができるよう、異文化理解や共生の態度を育む国際理解教育も全小・中学校で行いました。 - 以上のことから、計画通り多様性を生かした相互の学びを促進できたものと評価します。	B	- 特別な支援を要する児童・生徒との交流については、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことができるよう、必要に応じてICTを活用したコミュニケーション等の工夫を行いながら、副籍交流等を実施していきます。 - 外国籍の児童等が多い新宿区の特長を活かし、学校生活の中で互いの文化や風習に自然に触れ合うことはもとより、国籍の多様性をきっかけとして国内外のことを効果的に学ぶことのできる授業を行い、引き続き相互の学びを促していきます。	教育支援課 各学校
- 全小・中学校にスクールカウンセラーを計画通り派遣し、児童・生徒の心の健康保持及び保護者の不安軽減を図る体制を確保しました。 - スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用し、関係機関との連携を一層充実させる必要があります。 3年間を通じた「学校評価等を活用した学校長への質問紙調査結果（学校と関係機関の十分な連携ができていると回答した割合）」は91.8%で、専門人材を活用した教育相談体制の確保ができたものと評価します。	B	- 感染症等の影響によるさまざまな不安やストレスも含め、児童・生徒の不安や悩みについてスクールカウンセラーが相談に応じ、心の健康問題に対応していきます。 - スクールソーシャルワーカーを活用して、関係機関との連携を推進し、引き続き学校の指導体制の充実を図ります。	教育指導課 教育支援課
国制度に都と区の制度が上乗せされる複雑な補助の仕組みになっていることから、保護者配付資料では分かりやすい制度説明となるように努めました。また、代理受領の導入により、保護者へ補助金が支給されるまでの間にあった、一時的な保育料の負担も解消されることにより、経済的負担感の軽減を図るとともに、保護者が申請書類等を作成することも不要となり、利便性の向上を図ることができました。	B	- 私立幼稚園の保育料への補助金について、令和5年度までは月32,000円としていた上限金額を、令和6年度から月40,000円へと大幅に引き上げることによって、幼稚園保護者のさらなる負担の軽減を図ります。 - また、保育料の代理受領を実施していない区外の私立幼稚園を利用している保護者に対しては、申請書類の簡略化に向けた見直しを行い、保護者の事務手続きの軽減を図ります。	学校運営課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
63	就学援助 経済的な理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に、学用品費等を援助することにより、子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援します。	就学援助認定人数 2,432名 ○小学校 1,639名 （要保護84名、準要保護1,532名（新小学1年生145名含む）、特別支援教育就学奨励23名） ○中学校 793名 （要保護57名、準要保護725名、特別支援教育就学奨励11名）	- 区内に在住する学齢児童・生徒の保護者からの申請に基づき、認定を行いました。 ・新宿区立学校に在籍する児童・生徒については、学校を通じて申請書を全家庭に配付、回収しました。 ・国私立等に在籍する児童・生徒については、ホームページに申請書の様式を掲載し、従来の窓口申請に加えて、郵送申請が可能であることを周知し、手続きの利便性向上を図りました。	B
64	奨学資金の貸付 高等学校（中等教育学校の後期課程を含む）・高等専門学校・専修学校の高等課程に入学・在学する生徒（区内に居住）のうち、成績優秀で、経済的な理由により修学が困難な生徒に対し、修学上必要な資金の一部の貸付を行います。なお、国や東京都の給付金・助成金が充実し、貸付型の奨学金の需要が少なくなってきたことから、今後、区における奨学資金の貸付のあり方について検討していきます。	・奨学資金貸付額実績：111万6,000円（貸付人数：6名） ・令和6年度生募集実績：5名の応募者を審査し、全員を採用としました。 ・調定額実績 新規：5,565,600円（54名） 滞納繰越額：11,738,800円（37名） 不納欠損額：462,400円（1名） ・収入額実績 6,201,200円（70名） ・区での債権回収が困難となった案件について、債権回収を図るため、令和3年6月より、奨学資金貸付金の納付指導の業務委託業務を開始しました。当該委託における令和5年度中の収入額実績は、84万8,200円（上記収入額の内数）です。	・近年の物価高騰の影響に国や都の助成（給付金等）制度が追いつかない状況で、奨学金制度について、区立学校等に対し、積極的に周知活動を実施し、令和5年度新規貸付対象者5名を含む計6名の支援を実施できました。 ・入学準備に要する費用が高騰していることをふまえ、貸付内容の見直しが必要です。	B
76	入学祝金支給 小学校及び中学校入学相当年齢の児童及び生徒に対し、祝金を支給することで、入学を祝福し、児童及び生徒の健やかな成長を支援するため入学祝金を支給します。	- 基準日において、住民基本台帳に記録されている小学校及び中学校入学相当年齢の児童・生徒に対し、小学1年生に5万円、中学1年生に10万円の入学祝金を支給しました。 【令和5年度入学生（転入者分）】 ・基準日 令和5年4月30日 ・実績 小学生：90人 中学生：64人 【令和6年度入学生】 ・基準日 令和6年1月1日 ・実績 小学生：2,120人 中学生：1,894人	・プッシュ型給付を基本として実施することで、保護者の利便を図りながら、事業を実施することができました。 ・確認書の氏名欄等記入箇所のレイアウト変更を行い、不備補正件数を減らすことで、速やかに支給することができました。 ・案内通知の記載内容を簡素化することで、受給者の手続き方法が明確になり、問合せ件数の減少につながりました。	B
77	学校給食費等助成 区立学校に在籍している多子世帯の児童生徒に対し、学校給食費を助成することにより、多子世帯の経済的負担を軽減するとともに、給食を通じて、児童生徒の健やかな成長を支援します。	- 令和5年8月（2学期）以降、新宿区に住民登録があり、かつ区立学校に複数の子どもが在籍している世帯の第2子以降の子ども及び新宿養護学校在籍の児童・生徒の学校給食費を無償とし、対象世帯の世帯主あてに決定通知書を送付しました。6月21日に実施要綱を策定し、6月23日付で帳票印刷、決定通知書（多言語対応）の送付、コールセンターの設置等の委託契約締結を行いました。 【無償化対象児童・生徒数】 2,953人 （内訳：小学校2,776人、中学校150人、特別支援学校27人） 【委託料】11,491,930円 【負担金補助及び交付金（対象児童・生徒分給食費）】99,432,965円	・区立学校に在籍している多子世帯の第二子以降の児童・生徒に対し、学校給食費を助成することにより、多子世帯の経済的負担を軽減することができました。また、対象児童・生徒のうちアレルギー等を理由に給食を喫食できない場合は、給食費相当額を給付するなどの対応を講じました。 ・今後の課題としては、物価高騰による経済的な負担増は多子世帯に限らないため、すべての児童・生徒に対する支援が求められています。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
- 新型コロナウイルス感染症の影響（令和2年度～令和4年度）や離婚等、個別の事情で収入が減少し、経済的に困窮している世帯について、昨年の所得により否認定となった場合でも、申立て時点での世帯の収入状況に応じて、必要に応じて認定できるよう特例対応を実施するなど、就学援助を必要とする家庭への支援を適切に実施しました。 - 令和4年度からホームページに申請書の様子を掲載することで、国私立等に在籍する児童・生徒の保護者が、郵送で就学援助の申請をすることが可能となり、手続きの利便性向上を図りました。	B	経済的な理由によって就学が困難な家庭に対して、引き続き必要な援助を行うことで、子どもたちが安心して学校生活を送り、確かな学力や社会性を身に付けることができるよう支援していきます。	学校運営課
- 本制度（貸付型）ほか、国や都の助成（給付金等）制度も含め、奨学金制度全般の周知活動に尽力した結果、令和3～4年度の新規貸付対象者は0名でした。令和2年度から公立・私立高等学校ともに授業料が実質無償化され、貸付型の奨学金の需要が低下したためと推察されます。 - 令和5年度についても同様に周知活動を行いました。新規貸付対象者が5名となりました。現状では入学準備にかかる費用の給付助成について、国及び東京都で制度がないことや、保護者や生徒本人が高等学校等入学後に実際の程度の費用がかかるのかわからないための不安感から、「取り敢えず借りておこう」という考えが生じ、辞退されなかったのではないかと予想されます。	B	- 授業料の実質無償化による入学後に係る経費の大幅な軽減及び、物価高騰による入学準備に係る経費の増加をふまえ、令和7年度生の募集開始（令和6年11月）に向け、より現在の区民ニーズに即した事業とするため、現行制度の見直しを行います。具体的には、①入学後の貸付金の廃止、②入学準備金の増額、③免除要件（居住要件・就業要件）の追加、の3点を実施します。 - また、奨学金制度全般について、引き続き積極的に広報・周知活動を行い、進学希望者の支援活動を継続していきます。	教育調整課
令和4年12月より新規事業として開始し、現在までに令和5年度入学生及び令和6年度入学生への支給を実施しました。対象者あてに通知するプッシュ型給付を基本とすることで、円滑に支給することができました。	B	- 児童及び生徒の健やかな成長を支援するため、入学祝金事業を継続して実施していきます。 - 令和6年度より学校運営課へ事業を移管するため、円滑に業務の引継ぎを行います。	教育調整課
令和5年8月（2学期）から実施した事業で、区立学校に在籍している多子世帯に対し、第二子以降の児童・生徒の学校給食費を助成することにより、対象世帯の経済的負担を軽減することができました。	B	物価高騰による経済的負担増に対し、すべての児童・生徒に対する支援が求められています。そのため、令和6年度から区立学校に在籍している児童・生徒について給食費の無償化を行うとともに、私立学校に在籍している児童・生徒等についても、区立学校の給食費相当額の助成を行うことにより子育て世帯の経済的負担を軽減します。	学校運営課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間 の 達成度
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題	
施策9 教員の教育力の強化				
65	創意工夫ある教育活動の推進 各学校（園）が、「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情等の特色を活かして、創意工夫ある教育活動を推進します。 各学校（園）では、観察や実験、見学や調査、発表や討論、体験等の多様な学習活動を取り入れ、国際理解、自然・環境、福祉・健康、防災、歴史や文化、地域の将来等、各学校（園）の特色を活かした創意工夫ある取組を行います。	・「創意工夫ある教育活動推進事業計画」に基づく、幼児・児童・生徒の実態や地域の実情、各学校・園の特色を活かした創意工夫ある取組の円滑な実施に向けた支援 小学校（29校） 中学校（10校） 特別支援学校（1校） 幼稚園（14園）	「学校関係者評価の結果（「創意工夫ある教育」に対するA評価の割合）」は、68.5%でした。A評価としなかった学校についても、地域人材を学校に招いた取組を行ったり、学年・学級で実施できる取組を充実させたりするなどの工夫を行いました。 ・実施されたさまざまな取組は各学校（園）の教育活動の充実に寄与しており、A・B評価を合わせた割合は100%であったことから、計画どおりと評価します。 ※A評価「十分達成」 B評価「概ね達成」 C評価「次年度以降に期待」	B
66	教育課題研究校の指定 新宿区の現状や学習指導要領の内容等に照らして、特に取り組むべき教育課題に対応するため、教育課題研究校を指定し、教育委員会とともに教育課題について調査・実践による研究をするとともに、研究発表会を開催し、その成果を区立学校で共有することで、学校全体の教育力の向上を図ります。 また、教育委員会が設置する各委員会と連携し、教育課題を解決するための具体的な取組について研究・検証する教育課題モデル校を指定し、研究報告会の開催により課題解決のための取組を広げます。	・令和4年度・5年度の教育課題研究校「教科等におけるICTの活用」として2校（落合第二小学校・新宿養護学校）を指定し、研究成果を共有（10月） ・参加者向けの事後アンケート「自校の取組の参考にできる」に対する肯定的な意見：91.2%（No.5「主体的・対話的で深い学びの実現」再掲） ・令和5年度・6年度の教育課題研究校「基礎体力の向上」として2校（花園小学校・淀橋第四学校）を指定し、教科等におけるICTの効果的な活用について実践研究を推進 ・令和5年度の教育課題モデル校「教科担任制」として2校（江戸川小学校・落合第四小学校）を指定し、取組成果を全校で共有（11月）	・教育課題研究校の研究発表では、会場での研究発表とオンラインを併用して開催し、感染対策を講じながら効率的に実践成果の共有を進めることができました。 ・令和5年度・6年度の教育課題研究校「基礎体力の向上」は、指導主事が定期的に各校を訪問して研究の進捗状況を確認し、令和6年度の発表に向けた準備を進めました。 ・教育課題モデル校については、モデル校が小学校における教科担任制の円滑な実施に向けた校内体制づくりについてまとめ、全区立小学校の管理職と教務主任に対して発表しました。各校はモデル校の取組を自校の令和6年度に向けた準備の参考とすることができました。	B
67	学校経営力の向上 学校経営が多様化・複雑化する中で、学校の現状と課題を的確に把握し解決することのできる「学校経営力」の向上が常に求められています。このため、校長や副校長、主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーが組織的に授業改善や生活指導等に取り組んでいます。さらに、学校支援アドバイザーが、これまでに培った知識や経験を活用し、若手教員やミドルリーダーの育成等について具体的に助言するなどし、学校経営力の向上を支援していきます。 また、保護者・地域に積極的に連携・協力してもらうため、学校公開等を積極的に設定するなど、開かれた学校づくりを進めていきます。	・管理職及び主幹教諭、主任教諭等のミドルリーダー向けの研修を実施（全小・中学校） ・学校支援アドバイザーによるミドルリーダーへの授業力や指導力、メンタル面の把握による管理職支援を実施（全小・中学校）	・管理職及び主幹教諭、主任教諭等のミドルリーダーが、学校の現状と課題を的確に把握し、その課題解決を具体的に行うことができるように研修内容や方法を工夫しました。 ・校園長研修会と副校園長研修会の計画にあたっては、小・中学校の校長と副校長それぞれの課題意識を把握し、学校経営の改善につながる課題を設定して実施しました。	B
68	学校の法律相談体制の整備 学校を取り巻く課題が複雑化・困難化する中で、弁護士の専門性を活用することにより、緊急危機事案や学校に対する不当な要求への対応等、学校が法に基づく助言を必要とする問題について迅速かつ適切に対応します。また、これにより、教職員が児童・生徒等への指導に専念できるよう支援します。	学校の法律相談体制の充実を図りました。 （相談件数20件、相談時間延べ48時間40分）	・専門的な見地からの助言を得られたことで、各学校の適切な対応につながりました。 ・事案が深刻化する前に、法的根拠を含めた専門的な助言を得られるように、引き続き、各学校への法律相談体制の周知が必要です。	B

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・3年間を通じての「学校関係者評価の結果（「創意工夫ある教育」に対するA評価の割合）」は56.6%でした。 ・令和3年度は新型コロナウイルス感染症への対応の中で思うような教育活動ができない状況があったためA評価の割合が低くなっていましたが、A評価としなかった学校についても地域人材を学校に招いた取組を行ったり学年・学級で実施できる取組を充実させたりするなど工夫しながら取り組みました。 ・実施されたさまざまな取組は各学校（園）の教育活動の充実に寄与しており、A・B評価を合わせた割合の平均は98.2%であったことから、計画どおり創意工夫ある教育活動を推進できたものと評価します。	B	創意工夫ある教育活動による学習効果を高めていくためには、カリキュラムマネジメントを一層向上させるとともに、地域の方や事業者、教育機関等地域との連携を深めていくことが重要であることから、今後も各学校（園）で創意工夫ある取組を継続して実施できるよう支援していきます。	教育支援課
新学習指導要領の改訂や、タブレット端末の導入、体力低下、教科担任制の導入等、教育を取り巻く状況や新宿区の教育課題に応じたテーマを設定し、研究成果を全校で共有する取組を進めてきたことにより、区内の教員の新学習指導要領や教育課題に対する理解が深まりました。	B	・引き続き、指定校を定期的に訪問し、学校と連携して研究を進めていきます。令和5・6年度研究校である花園小学校と淀橋第四小学校については、令和5年度の研究成果と課題を整理し、発表に向けた準備を進めていきます。 ・教育課題研究校の発表については、対面による発表とオンラインによる発表の双方の利点を生かせるよう、発表形式を引き続き工夫していきます。 ・今後、次期学習指導要領の改訂に向けた方向性の整理等が行われることから、令和6年度は教育課題研究校の新規募集は行わず、モデル校の指定校数を2校から5校に増加しました。「教科担任制（3校）」「不登校児童・生徒への支援の充実（2校）」をテーマとして設定し、指定校と連携して成果を発表していきます。	教育指導課
・通所研修ではなく、教育指導課職員を各校に派遣しミドルリーダー向けの研修を実施したことで、各校の主幹教諭や主任教諭が課題意識をもって主体的に研修に参加し、ミドルリーダーの役割を理解することにつながりました。 ・校長や副校長のニーズに沿った研修を実施することで、学校の経営力の向上につながることができました。	B	学校支援アドバイザーが専門的な知識や能力を発揮し、学校を支援していけるように、引き続き学校のニーズを把握しながら研修等の充実に努めていきます。	教育指導課
・学校の法律相談体制の整備は平成30年7月に導入し、令和2年度までの相談平均件数は8.7件でした。令和3年度からの3年間では平均16.3件でした。このことからスクールロイヤーとの連携強化が急務であることが分かります。 ・相談件数の増加及び相談内容の複雑化もあり専門的な見地からの助言を得られることで、各学校の適切な対応につながっています。	B	引き続き、校長研修会や生活指導主任会等を通して、学校が共通して理解しておくべき事案の対応等のポイントについて周知していきます。また、困難な事例等、適切にスクールロイヤーに助言をもらい、学校を支援してまいります。	教育指導課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

	個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋	令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間 の達成度																																										
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題																																											
69	教員の働き方の意識改革等 「教員の勤務環境の改善・働き方改革第一次・第二次報告書」に基づき、教員が健康でやりがいを持ちながら子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続できるよう、学校現場の実情に応じた具体的な34の取組を、実践できるものから速やかに実施しています。勤務時間を意識した働き方に向けた、長期休業期間中の一斉休暇取得促進期間の設定や、各校の実情に応じた定時退庁日の設定等を実施しています。また、副校長の業務を補佐することを目的に、全小中学校に学校経営推進員、全中学校に学校経営補助員を配置しています。このほか、タイムレコーダーによる勤務実績を活用しながら、取組の効果を検証するとともに、業務の平準化等につなげています。 また、取組の改善に向けて、各校の学校評価において点検・評価を実施し、教職員が取組の成果を実感できるよう評価結果を共有し、意識改革を図っていきます。 こうした取組に加え、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームにおいて、教職員の勤務環境の改善と働き方の意識改革に関するさらなる取組を検討し実践することで、一層の改善につなげていきます。	・小・中学校の補助員（学校経営推進員及び学校経営補助員）は、副校長の事務負担の軽減につながっており、1週間あたりの勤務時間が60時間を超える副校長の人数は、令和5年度で12名となり、前年度と比較して5名減少しました。（4月～3月の累計数比較） ・長期休業中の一斉休暇取得促進により、休暇を取得しやすい環境を整えました。（8月7日から8月10日に実施） 上記期間の休暇取得率 95.3% ・学校の法律相談体制を推進し、弁護士のさまざまな助言により、学校の諸問題の解決を支援しました。学校法律相談については、各校への継続した周知により活用が定着し、相談件数も昨年度と同程度で推移しました。（相談件数20件、延べ相談時間48時間40分） ・勤務時間が特に長い教員に対しては、当該校の校長とともに教育指導課長が面接を行い、状況を聞き取るとともに、ワークライフバランスの重要性について説明しました。（1週間あたりの勤務時間が60時間を超える教員の人数・割合） 平成30年度 308人（5.4%） 令和元年度 275人（2.7%） 令和2年度 160人（1.6%） 令和3年度 146人（1.4%） 令和4年度 81人（0.8%） 令和5年度 75人（0.7%） ※平成30年度は9月～3月のみの実績 （1週間あたりの勤務時間が60時間を超える教員がゼロだった学校数の割合）※平成30年度は9月～3月のみ <table><tr><th></th><th>H30</th><th>R元</th><th>R2</th><th>R3</th><th>R4</th><th>R5</th></tr><tr><td>小学校</td><td>53.7</td><td>71.8</td><td>80.7</td><td>85.1</td><td>92.0</td><td>92.5</td></tr><tr><td>中学校</td><td>24.3</td><td>58.3</td><td>84.2</td><td>70.8</td><td>80.8</td><td>76.7</td></tr><tr><td>新宿養護</td><td>100</td><td>91.7</td><td>91.7</td><td>100</td><td>100</td><td>100</td></tr><tr><td>幼稚園</td><td>87.8</td><td>98.2</td><td>100</td><td>100</td><td>99.4</td><td>99.4</td></tr><tr><td>合計</td><td>57.9</td><td>76.5</td><td>86.6</td><td>86.6</td><td>92.0</td><td>91.5</td></tr></table> ・学校と保護者との連絡手段について、保護者や教員の利便性向上及び負担軽減を図り、出欠席連絡・電子データ添付・自動翻訳等の機能を有する新システムを導入するため、委託業者をプロポーザル方式により決定し、翌年度からの運用に向け、令和6年3月に2回、教員向けの説明会を実施しました。 ・スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタントの配置に向けた準備を進めるため、その職務内容や運用方法について協議しました。		H30	R元	R2	R3	R4	R5	小学校	53.7	71.8	80.7	85.1	92.0	92.5	中学校	24.3	58.3	84.2	70.8	80.8	76.7	新宿養護	100	91.7	91.7	100	100	100	幼稚園	87.8	98.2	100	100	99.4	99.4	合計	57.9	76.5	86.6	86.6	92.0	91.5	・タイムレコーダーの活用による教員の勤務状況の客観的な把握により、学校への情報提供や指導・助言をするとともに、学校・園ではデータを活用して校内研修や教員の指導の際の資料として活用することで、教員の勤務時間に対する意識向上につながりました。 ・管理職やミドルリーダー等の主体的な取組により、意識改革だけでなく、校内会議や校務分掌の見直し等、具体的な取組につながりました。 ・1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員数は、年々減少しています。働き方改革の取組以前において、超過勤務時間の割合が特に多い校種である小学校・中学校も、勤務時間の改善が進んでいます。 ・勤務時間の長い教員が固定化しており、複数校で該当者が見られる状況です。長時間労働が常態化している教員が限定されてきているため、こうした教員に対する働きかけを引き続き強化していきます。 ・各学校に業務の効率化に対する一層の意識改革や具体的な改善策の実施を促し、1週間あたりの勤務時間が60時間を超える教員が全校一斉ゼロとなる月を複数月で達成できるよう教員の働き方を更に進めていきます。	A
	H30	R元	R2	R3	R4	R5																																								
小学校	53.7	71.8	80.7	85.1	92.0	92.5																																								
中学校	24.3	58.3	84.2	70.8	80.8	76.7																																								
新宿養護	100	91.7	91.7	100	100	100																																								
幼稚園	87.8	98.2	100	100	99.4	99.4																																								
合計	57.9	76.5	86.6	86.6	92.0	91.5																																								
70	〇ＪＴの充実 学習指導要領をふまえた教育課題への対応が求められる中、管理職や指導教諭による若手教員への指導等、職場内での日常的な研修を一層充実させるとともに、ＧＩＧＡスクール構想における1人1台端末環境を活用した学習指導を充実させる必要があります。指導主事や学校支援アドバイザーの派遣により若手教員への指導、〇ＪＴの推進状況の確認等を行うほか、人材育成のため管理職への助言を行い、各学校における授業改善に向けた〇ＪＴの取組を充実します。 また、管理職やミドルリーダーに、人材育成のための研修を実施します。	・年間の〇ＪＴ実施計画を立て教育指導課に提出（全校、5月） ・校内〇ＪＴの取組状況について、学校支援アドバイザーが直接管理職から聞き取りを行い、報告書を作成（12月・1月） ・報告書の内容を概要版に整理し、次年度に向けた課題を管理職に説明（2月）	・各学校において、〇ＪＴ推進計画を策定し、計画的に〇ＪＴの取組を実施しました。 ・学校支援アドバイザーが各校を訪問し、〇ＪＴの実施状況を把握して各校の実態に応じた指導や助言を行い、次年度の改善につなげることができました。	B																																										
71	学校支援アドバイザーの派遣 学校支援アドバイザーを派遣し、若手教員等への基本的な指導や学校運営等の具体的な助言を行い、各校の実情に応じたきめ細かな指導の充実を図ります。 また、学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の組織マネジメント力の向上を図ります。	・学校支援アドバイザーを各校に派遣し、研修等を実施 ・学校支援アドバイザーの派遣では、若手教員に対する学習指導等に関する具体的な助言やミドルリーダー層に対する研修を実施 【訪問回数】 若手教員への指導：年5.18回/人 【対象】 ・1年次 61名 ・2年次 29名 ・3年次 32名 ミドルリーダー研修：年1.23回/校	・学校支援アドバイザーが定期的に学校を訪問し、主に若手教員を対象として学習指導や生活指導等に関する指導・助言を行うことにより、人材育成につながりました。 ・学校支援アドバイザーの専門性や経験を活かして、管理職や主幹教諭・主任教諭等のミドルリーダーへの助言を行い、学校の経営支援を行いました。	B																																										
72	経験と職層に応じた研修の充実 学習指導要領をふまえた教育課題に対応するため、若手教員に対して実施する新任教員研修や2・3・4年次研修、中堅教員等向けの資質向上の研修について、学校及び幼稚園における〇ＪＴと一層関連させ、研修効果の向上を図ります。特に、ＧＩＧＡスクール構想における1人1台端末環境を活用した学習指導の充実に向けては、経験や職層に応じた研修の充実に加え、各学校の実践を共有することにより、〇ＪＴの活性化を図っていきます。 さらに、夏季集中研修や職層別研修では、各研修がより効果的なものとなるよう内容の充実を図ります。	・若手教員の研修については、学校支援アドバイザーの訪問による指導や校内〇ＪＴによる研修の内容と関連性をもたせて実施しました。 ・各種研修では、区のエデュケーション・アシスタントの配置に向けた準備を進めるため、その職務内容や運用方法について協議しました。	・若手教員を対象とした研修では、研修実施後に研修報告の提出を求めているが、参加者が研修内容を理解し、所属校の実践に生かしている様子を確認することができました。 ・研修内容を学校のニーズや職層ごとの教員の状況に基づいて設定することで、個々の指導力の向上や所属校での職務の改善につなげることができました。	B																																										

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課
・教員の働き方改革PT会議を年2回～4回程度開催し、学校現場と情報共有を進めながら教員の働き方改革を推進することができました。 ・タイムレコーダーにより、校種別・職層別の勤務時間を可視化することで、学校や教員の勤務時間に対する意識の向上につながったほか、夏季休業中の一斉休暇取得促進を重点的に周知することで、令和4年8月・5年8月ともに当面の目標を達成することができました。 ・令和2年度より副校長の補佐をする職員として配置している小中学校の補助員（学校経営推進員及び学校経営補助員）により、副校長の勤務環境は改善され、週60時間を超えた割合は、令和3年度5.5%から、令和5年度2.3%に減少しました。 ・令和4年度は、区立幼稚園にイントラネットパソコンを各園1台ずつ増設し、園務の効率化を図りました。 ・令和5年度には、部活動指導の一部民間委託化を進めたほか、国の緊急提言をふまえ、教員の負担を更に軽減できるよう教員補助を担うスクール・サポート・スタッフ及び副担任相当の業務を担うエデュケーション・アシスタントの配置（令和6年度から）を決定し、採用手続きを進めるなど、教員の働き方改革の推進に向けた取組を進めました。 ・働き方改革の取組開始以前に、超過勤務時間の割合が特に多い校種であった小・中学校においても、1週間あたりの勤務時間が60時間を超えた割合は減少しました。 ○小学校：令和5年度 0.5%（令和3年度 1.4%） ○中学校：令和5年度 1.6%（令和3年度 2.1%） - また、国の目安である1ヶ月の時間外在校時間45時間に相当する週の在校時間が50時間を超える教員の割合についても、改善されたことを確認することができました。 ○小学校：令和5年度 20.2%（令和3年度 29.5%） ○中学校：令和5年度 22.3%（令和3年度 23.7%） これらのことから、令和3年度から5年度を通じて、教員の意識改革及び勤務状況の改善が大きく進んでいるものと評価しています。	A	・1週間あたりの勤務時間が60時間を超える教員が0名とならない学校が固定化しており、当該校に対して継続的に指導・助言を行う必要があるため、教育指導課長による面談を継続していきます。 ・夏季休業期間における休暇取得促進等の取組を継続するほか、1週間あたりの勤務時間が60時間を超える教員が全校一斉ゼロとなる月を増やしていくため、タイムレコーダーの分析をふまえ、7月・12月・2月を重点的に取り組む期間として設定し、各校に周知を徹底していきます。 ・東京都教育委員会が令和6年3月に「学校における働き方改革の推進に向けた実行プログラム」において、令和8年度までに「時間外在校等時間が1か月当たり45時間超の教員の割合をゼロにする」との目標を掲げたことから、区立学校における「1週間あたり60時間を超える教員をゼロにする」という当面の目標についても、必要に応じ見直しを行います。 ・教育委員会が所管する会議等においても、説明が中心となる会については、オンラインや動画配信に切り替えるなど、会議の精選や効率化を進めていきます。 ・各学校・園が実施した働き方改革に向けた取組を今後も継続しつつ、教育委員会事務局と学校管理職で構成するプロジェクトチームで一層の情報共有を図りながら、取組内容の改善を検討していきます。 ・スクール・サポート・スタッフ、エデュケーション・アシスタントを学校に配置し、教員の負担軽減を図るとともに、子どもたちによりきめ細やかな対応ができる体制を強化していきます。	教育指導課
・各校がOJT推進計画に基づき校内OJTを計画的に進め、計画的な人材育成につなげました。 ・学校支援アドバイザーが学校の管理職と連絡を取りながら、各校が必要とする研修内容を実施し、職層に応じた人材育成につながりました。	B	・引き続き、各校のOJT実施状況を確認し、達成状況に応じて指導・助言を進めていきます。 ・一人ひとりの教員の課題に応じた効果的なOJTの取組を区内の学校で共有し、各校のOJTの推進を支援していきます。	教育指導課
・学校支援アドバイザーと指導主事の連絡会を月に1回程度実施し、若手教員の学習指導や生活指導の状況や指導方針を共有し、対象教員の課題に応じたきめ細かな指導により、個々の教員の指導力の向上につながりました。 ・学校支援アドバイザーの訪問では、若手教員の指導だけでなく、悩みの相談やメンタルケアも行い、各校の管理職と連携して若手教員が安心して働くことができる環境づくりにつなげました。	B	・引き続き、学校訪問等による若手教員への指導及びミドルリーダー研修を実施していきます。 ・訪問時は、タブレット端末の活用に関する内容や各校の働き方改革の進展に関する指導・助言を更に進めていきます。 ・学校支援アドバイザーから集約した情報を、その他の研修や学校訪問での指導に活かしていきます。	教育指導課
・研修内容を年度ごとに見直し、内容の改善・充実を図って実施してきたことで、若手教員から中堅教員までそれぞれのニーズに合った研修を実施し、指導力の向上につなげることができました。 【実施した研修内容の例】 - 令和3年度 消費者教育・金融教育など新たな教育課題 - 令和4年度 ICTを活用に焦点を当てた授業研究 - 令和5年度 民間企業の専門家から学ぶ外部連携・折衝 ・タブレット端末が導入されたことを受けて、研修内容に応じてオンライン型研修やオンデマンド型研修を取り入れるなど、研修の実施方法を柔軟に対応しました。オンライン型研修の充実が教員の働き方改革にもつながっています。	B	・タブレット端末のさらなる活用等、区の状況に合わせた研修内容の充実に取り組んでいます。 ・引き続き、学校のニーズを把握するとともに、指導主事や学校支援アドバイザーによる指導・助言の内容と関連性をもたせ、研修内容の一層の充実を図っていきます。	教育指導課

新宿区教育ビジョン個別事業（令和3年度～令和5年度）点検・評価シート（令和5年度分）

個別事業名・事業目的・事業概要 年度別計画（年度別計画のある事業のみ） ※ 教育ビジョン冊子から抜粋		令和5年度 進捗状況	令和5年度 進捗状況	1年間の達成度																																												
		(A) 取組状況、実績（数値）	(B) 評価、課題																																													
施策10 学校環境の整備・充実																																																
73	学校施設の改善 ＜第二次実行計画事業 17＞ 児童・生徒の学校生活におけるトイレの利便性を向上させるとともに、災害時の避難所として、高齢者等の要配慮者も使いやすいトイレの改修（洋式化）を行います。 <table><tr><td colspan="2">令和2年度末の状況（予定）</td></tr><tr><td>洋式トイレ数</td><td></td></tr><tr><td>○ 小学校</td><td>913基</td></tr><tr><td>○ 中学校</td><td>329基</td></tr><tr><td>トイレ洋式化率</td><td></td></tr><tr><td>○ 小学校</td><td>83.8%</td></tr><tr><td>○ 中学校</td><td>69.9%</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">令和3年度の計画</td></tr><tr><td>トイレ改修（洋式化）</td><td></td></tr><tr><td>○ 小学校</td><td>3校 33基</td></tr><tr><td>○ 中学校</td><td>6校 100基</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">令和4年度の計画</td></tr><tr><td colspan="2">—</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">令和5年度の計画（令和4年度当初時点）</td></tr><tr><td colspan="2">—</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）</td></tr><tr><td>洋式トイレ数</td><td></td></tr><tr><td>○ 小学校</td><td>946基</td></tr><tr><td>○ 中学校</td><td>429基</td></tr><tr><td>トイレ洋式化率</td><td></td></tr><tr><td>○ 小学校</td><td>86.9%</td></tr><tr><td>○ 中学校</td><td>91.1%</td></tr></table>	令和2年度末の状況（予定）		洋式トイレ数		○ 小学校	913基	○ 中学校	329基	トイレ洋式化率		○ 小学校	83.8%	○ 中学校	69.9%	令和3年度の計画		トイレ改修（洋式化）		○ 小学校	3校 33基	○ 中学校	6校 100基	令和4年度の計画		—		令和5年度の計画（令和4年度当初時点）		—		令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）		洋式トイレ数		○ 小学校	946基	○ 中学校	429基	トイレ洋式化率		○ 小学校	86.9%	○ 中学校	91.1%	（令和3年度に工事を完了したため事業終了）	（令和3年度に工事を完了したため事業終了）	B
令和2年度末の状況（予定）																																																
洋式トイレ数																																																
○ 小学校	913基																																															
○ 中学校	329基																																															
トイレ洋式化率																																																
○ 小学校	83.8%																																															
○ 中学校	69.9%																																															
令和3年度の計画																																																
トイレ改修（洋式化）																																																
○ 小学校	3校 33基																																															
○ 中学校	6校 100基																																															
令和4年度の計画																																																
—																																																
令和5年度の計画（令和4年度当初時点）																																																
—																																																
令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）																																																
洋式トイレ数																																																
○ 小学校	946基																																															
○ 中学校	429基																																															
トイレ洋式化率																																																
○ 小学校	86.9%																																															
○ 中学校	91.1%																																															
74	通学区域、学校選択制度、学校の適正規模及び適正配置の適切な運営 近年の未就学児等の人数の増加傾向に対応するため、普通教室の整備・確保を行っていきます。また、「新宿区立小・中学校の通学区域、学校選択制度、適正規模及び適正配置の基本方針」及び平成28年度の学校選択制度の見直しの状況をふまえ、児童・生徒の生活の場としてふさわしい学校づくりを進めていきます。 なお、令和3年度から7年度まで段階的に実施予定の公立小学校全学年での35人学級へ向けては、東京都の学級編制基準、通学区域内の未就学児数、将来の児童数の状況をふまえ、普通教室を適切に整備します。	・0歳以上の住民登録者数に基づき、令和5年度から令和10年度までの児童・生徒数のシミュレーションを行い、それぞれの学校施設や学級数の状況をふまえて、将来的に普通教室の不足が見込まれる可能性のある学校について実地調査し、必要な教育環境の確保を図りました。 ・普通教室の整備等（小学校） 【工事】花園小学校 【備品整備等】鶴巻・西戸山小学校 ・学校選択制度や指定校変更制度については、学齢期の児童・生徒に送付する学校案内冊子や入学通知書、また広報新宿等において、制度を分かりやすく紹介するとともに、学校説明会等の機会を捉えて周知を図りました。 ・四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しについて、検討協議会を設置して5回の会議、地域説明会や意見募集等により検討を行いました。	・普通教室の整備やそれに伴い必要となる備品購入については計画的に行い、令和6年度に必要な教育環境の整備を適切に実施しました。 ・四谷地区における区立小学校の通学区域の見直しについては、対象地域の地域協働学校運営協議会や保護者、住民等の意見を広く把握するとともに、地域の団体への説明を重ね、協議を深めることができました。	B																																												
75	学校施設の長寿命化の推進 ＜第二次実行計画事業 67④「中長期修繕計画に基づく施設の維持保全」を含む＞ 学校施設の老朽化の現状及び公共施設等総合管理計画の趣旨をふまえ、小・中学校施設の長寿命化を基本とした学校施設個別施設計画を令和2年度に策定しました。令和3年度からは本計画に基づき、今後の児童・生徒数の動向等をふまえ、児童・生徒にとって良好な教育環境を整備していきます。 <table><tr><td colspan="2">令和3年度末の状況（予定）</td></tr><tr><td colspan="2">効果的・効率的な学校施設の維持保全 予防保全の考え方に基づいた適切な修繕の実施</td></tr><tr><td colspan="2">令和3年度の計画（令和4年度当初時点）</td></tr><tr><td>○小学校</td><td>11校</td></tr><tr><td>○中学校</td><td>7校</td></tr><tr><td>○特別支援学校</td><td>1校</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">令和4年度の計画（令和4年度当初時点）</td></tr><tr><td>○小学校</td><td>11校</td></tr><tr><td>○中学校</td><td>3校</td></tr><tr><td>○特別支援学校</td><td>1校</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">令和5年度の計画（令和5年度当初時点）</td></tr><tr><td>○小学校</td><td>10校</td></tr><tr><td>○中学校</td><td>5校</td></tr></table> <table><tr><td colspan="2">令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）</td></tr><tr><td colspan="2">効果的・効率的な学校施設の維持保全 予防保全の考え方に基づいた適切な修繕の実施</td></tr></table>	令和3年度末の状況（予定）		効果的・効率的な学校施設の維持保全 予防保全の考え方に基づいた適切な修繕の実施		令和3年度の計画（令和4年度当初時点）		○小学校	11校	○中学校	7校	○特別支援学校	1校	令和4年度の計画（令和4年度当初時点）		○小学校	11校	○中学校	3校	○特別支援学校	1校	令和5年度の計画（令和5年度当初時点）		○小学校	10校	○中学校	5校	令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）		効果的・効率的な学校施設の維持保全 予防保全の考え方に基づいた適切な修繕の実施		・学校施設の長寿命化のため、下記のとおり工事を実施しました。 ○外壁改修 2校 鶴巻小 四谷中 ○空調設備改修 8校 江戸川小 牛込仲之小 落合第四小 落合第五小 西新宿小 牛込第二中 落合中 落合第二中 ○鉄骨階段塗装 1校 天神小 ○給排水設備改修 4校 牛込仲之小 四谷小 戸山小 西早稲田中 ○昇降機改修設計 1校 柏木小	令和3年1月に策定した「新宿区立学校施設個別計画」に定める予防保全の観点に基づく修繕工事等を予定どおり実施しました。	B														
令和3年度末の状況（予定）																																																
効果的・効率的な学校施設の維持保全 予防保全の考え方に基づいた適切な修繕の実施																																																
令和3年度の計画（令和4年度当初時点）																																																
○小学校	11校																																															
○中学校	7校																																															
○特別支援学校	1校																																															
令和4年度の計画（令和4年度当初時点）																																																
○小学校	11校																																															
○中学校	3校																																															
○特別支援学校	1校																																															
令和5年度の計画（令和5年度当初時点）																																																
○小学校	10校																																															
○中学校	5校																																															
令和5年度末の目標（令和3年度当初時点）																																																
効果的・効率的な学校施設の維持保全 予防保全の考え方に基づいた適切な修繕の実施																																																

3年間（令和3年度～令和5年度）を通じた 成果・総合評価	3年間 の 達成度	改善内容、今後の取組方針	担当課																								
令和3年度に、小学校3校（33基）及び中学校6校（100基）のトイレの洋式化工事を完了し、令和5年度末の目標を達成しました。	B	今後も、児童・生徒の教育環境の向上や、小中学校が災害時の避難所となることをふまえ、高齢者等の要配慮者の利便性の向上を図るため、必要に応じた修繕等を行っていきます。	学校運営課																								
<table><tr><td colspan="2">令和3年度末の状況</td></tr><tr><td colspan="2">トイレ改修（洋式化） 令和3年8月末工事完了</td></tr><tr><td colspan="2">洋式トイレ数</td></tr><tr><td>○ 小学校</td><td>946基</td></tr><tr><td>○ 中学校</td><td>429基</td></tr><tr><td colspan="2">トイレ洋式化率</td></tr><tr><td>○ 小学校</td><td>86.9%</td></tr><tr><td>○ 中学校</td><td>91.1%</td></tr><tr><td colspan="2">令和4年度末の状況</td></tr><tr><td colspan="2">—</td></tr><tr><td colspan="2">令和5年度末の状況</td></tr><tr><td colspan="2">—</td></tr></table>				令和3年度末の状況		トイレ改修（洋式化） 令和3年8月末工事完了		洋式トイレ数		○ 小学校	946基	○ 中学校	429基	トイレ洋式化率		○ 小学校	86.9%	○ 中学校	91.1%	令和4年度末の状況		—		令和5年度末の状況		—	
令和3年度末の状況																											
トイレ改修（洋式化） 令和3年8月末工事完了																											
洋式トイレ数																											
○ 小学校	946基																										
○ 中学校	429基																										
トイレ洋式化率																											
○ 小学校	86.9%																										
○ 中学校	91.1%																										
令和4年度末の状況																											
—																											
令和5年度末の状況																											
—																											
・3年間を通じて、35人学級の導入や児童数の増加に伴う学級数の変化に関するシミュレーションに基づき、普通教室を整備し、既存校舎内に普通教室が確保できないと見込まれた学校においては、学校やPTA及び地域住民と相談のうえ、学校の隣接地や校庭に増築校舎を建設するよう関係部署と連携を図りながら取組を推進しました。 【普通教室整備校数】 令和3年度 8校 令和4年度 9校 令和5年度 1校 【増築校舎建設予定校】 ・令和7年度2学期から利用開始：四谷小学校 ・令和8年度から利用開始：西新宿小学校 ・四谷小学校の児童数の増加や、隣接する花園小学校の児童数が少ない状況等への対応策の一つとして、令和5年度に「四谷地区における区立小学校通学区域検討協議会」を設置し、両校の通学区域の見直しや緩和等の方策を検討しました。	B	・四谷地区の区立小学校における通学区域の見直しについては、検討協議会での検討内容をふまえて、令和7年度入学から四谷小学校、花園小学校の通学区域が変更されます。通学区域の変更により、四谷地区の小学校の教育環境がさらに向上するよう、さまざまな取組を推進していきます。 ・四谷小学校及び西新宿小学校の増築校舎については、四谷小学校は令和7年度の2学期から、西新宿小学校については令和8年度から利用する予定であることから、今後、増築校舎の備品調達等について、学校との連携を密に図りながら、円滑に準備を進めていきます。	学校運営課																								
3年間を通じて、「新宿区立学校施設個別計画」に定める予防保全の観点に基づく修繕工事等を行い、学校施設の長寿命化を図りながら児童・生徒の教育環境の確保を図ることができました。	B	引き続き、「新宿区立学校施設個別施設計画」を基に、区立学校の長寿命化を前提とした適切な施設維持管理を実施します。なお、学校施設の老朽化が進んでいることをふまえ、関係部署との課題の共有を行っていきます。	学校運営課																								
<table><tr><td colspan="2">令和3年度末の状況</td></tr><tr><td>○小学校</td><td>10校</td></tr><tr><td>○中学校</td><td>7校</td></tr><tr><td>○特別支援学校</td><td>1校</td></tr><tr><td colspan="2">令和4年度末の状況</td></tr><tr><td>○小学校</td><td>11校</td></tr><tr><td>○中学校</td><td>3校</td></tr><tr><td>○特別支援学校</td><td>1校</td></tr><tr><td colspan="2">令和5年度末の状況</td></tr><tr><td>○小学校</td><td>10校</td></tr><tr><td>○中学校</td><td>5校</td></tr></table>				令和3年度末の状況		○小学校	10校	○中学校	7校	○特別支援学校	1校	令和4年度末の状況		○小学校	11校	○中学校	3校	○特別支援学校	1校	令和5年度末の状況		○小学校	10校	○中学校	5校		
令和3年度末の状況																											
○小学校	10校																										
○中学校	7校																										
○特別支援学校	1校																										
令和4年度末の状況																											
○小学校	11校																										
○中学校	3校																										
○特別支援学校	1校																										
令和5年度末の状況																											
○小学校	10校																										
○中学校	5校																										

(2) 学識経験者の指摘・意見及び教育委員会の対応・判断

<主な評価対象事業について>

(1) 子ども一人ひとりの学びの保証（教育ビジョン 取組の方向性 1）

- 1 学力調査を活用した個々の学力の向上
- 2 学校サポート体制の充実
- 3 放課後等学習支援
- 4 ICTを活用した教育の充実
- 5 主体的・対話的で深い学びの実現

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
3 放課後等学習支援 取組を通じて、児童・生徒の基礎学力や学習意欲の向上が図られていると思う。参加者が増加しており、タブレット端末を活用して、自ら学ぶ力も身に付けられるよう工夫した指導を今後も期待している。	放課後等学習支援の目的は、学習内容の習得が十分でない学習意欲・学習習慣に課題がある児童・生徒に対する指導と、学習習慣が定着している児童・生徒に対する自学自習のための支援の二つがあり、タブレットの活用は、自学自習のための支援で多く活用されています。 新型コロナウイルス感染症の5類移行後、放課後等学習支援に参加する児童・生徒の実績も増えています。 今後も放課後等学習支援の円滑な実施に向け、学習支援に従事するスクールスタッフを学校が必要に応じ配置できるよう支援してまいります。
4 ICTを活用した教育の充実 これだけICT環境としてハード面が充実してくれば、次はソフト面の授業内容に踏み込んでいくことが必要である。先生が指示しなくても、タブレット端末の使用について必要性が出たら、子どもたちが主体的に使っていけるところまでもっていけるように、授業の組み立てや単元構成の仕方等、先生方の授業に対する考え方、取り組み方を考えていかなければならない。 ぜひ、学びを深めるということの意味は何かを考えていただき、ICTを中心にしながら、教育全体の改革につなげていく進め方が	教育委員会では、これまで、ICT環境のハード面の充実と並行してICT環境を生かした授業改善について研修等を通して推進してきました。 タブレット端末の導入から4年目を迎え、各校における授業改善は少しずつ進み、ICT環境を生かして学びを深めるために授業の組み立てや単元構成を工夫する教員が増えています。タブレット端末を子どもたちが主体的に活用していくことは、教育委員会でも重要なことであると認識しており、引き続き研修や各校におけるOJTの充実に努め、各教員が学びを深めることの本質を理解し、

されると素晴らしいと思う。	I C Tを中心とした授業改善を進めることができるように支援してまいります。
学力テストの分析については、G I G Aスクール構想でI C T環境がかなり進んだこともあり、基礎部分ではどの学年も正答率が7割を超え非常に評価できる。 デジタルドリルの活用は、紙ベースで子どもたちの書く力を育てたいという保護者の要望もあって、学校によって取組に差がみられるが、理解の遅い子の興味関心を高め、基礎学力を定着させるのに有効との話もある。 デジタルドリルをツールとして、どこでどのように使うのか、学校の実態に応じながら効果的な使い方を検討すると良いと思う。	デジタルドリルの活用については、これまでの各校における計画的な取組により、日々の授業や家庭学習での効果的な活用事例が蓄積されてきています。活用事例を見ると、いずれの校種においても、基礎学力の向上に対して、デジタルドリルの活用が一定の成果をあげています。 今後も各校のデジタルドリルを活用した取組の効果を丁寧に分析し、学校の実態に応じた効果的な活用方法を引き続き検討してまいります。
自学自習においては、A Iによるデジタルドリルの出題で繰り返しの問題が出て、先に進めない子どもがいると思うので、必ずサポートをお願いしたい。 I C Tを中途半端に使うと学びが浅くなるという調査結果がある。これまでの授業の中に単にタブレットを入れ込むというのではなく、子どもたちもタブレット端末の使用を習熟していることを前提に、どの場面でどう使うと効果的かを考えた授業の組み立てや進め方、教材研究が必要である。	子どもたちがデジタルドリル等を活用して自学自習を進める際には、教員が学習内容の習得状況を適切に把握し、個に応じた指導を丁寧に進めていきます。 その他の場面でのI C Tの活用についても、子どもたちのタブレット端末の活用リテラシーの向上とともに、教員が効果的な活用場面を見極め、授業構成や教材研究を工夫していけるよう、今後も研修や各校におけるO J Tの充実に努めてまいります。

(2) 地域ぐるみの学校安全・学校防災対策の推進（取組の方向性 17）

49 学校安全対策の充実

50 学校防災対策の充実

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
49 学校安全対策の充実 50 学校防災対策の充実 新型コロナウイルス感染症への対応について、教育委員会全体で進められたことは、大変すばらしいと思う。 これまでの対応のノウハウを活かし、保護者や子どもたちも、自分で体の様子をチェックして、どうするかがわかる実践力を養うことができると思う。 登下校の安全については、新宿も地域によってだいぶ様相が違うので、不審者対応は、地域ぐるみで行う必要があると思う。地域協働学校のメンバーや保護者の方にも理解いただき、それぞれの地域に合ったきめ細かな安全対策を進めてほしい。	学校における健康観察等においては、感染症の拡大防止の観点を含め、適切に対応を図ってまいります。また、日頃の手洗い等の基本的な感染対策の呼びかけは、必要に応じ継続的に行っていきます。 地域協働学校運営協議会には、様々な支援部が設けられており、一部の協議会には安全・安心支援部も設置され、各校でそれぞれに子どもたちの安全を守るための防犯活動が行われています。近年では、「攻める防犯」をテーマとして地域協働学校研修会を開催し、防犯への心構えや地域での取組についての学習の機会を提供しました。 各校での防犯への取組については、学校運営協議会に派遣している職員を通じて情報共有したり、定期的に発行しているリーフレットで紹介しており、今後も、他の学校運営協議会でも取組の参考となるよう情報を提供し、支援していきます。
この3年間の実績でも通学路の整備や感染症対応等、子どもの命に直結するものを第一優先に取り組んでいることが大変よくわかった。 登下校中の事故が全国的に発生しているので、学校との合同点検の結果、必要だと思えば学童擁護員の配置をお願いするとともに、普段の学校生活の中でも、先生方から登下校時の決まりについて、子どもたちに声掛けを心掛けると、安全対策が一層効いてくると思う。	学童擁護員の配置を含む通学路の安全対策については、交通状況の変化等に柔軟に対応ができるよう、毎年度合同点検を実施し、教育委員会や学校、学童クラブ、警察、道路整備関係部署等の様々な視点から危険箇所を把握し、その対策について協議しています。今後も、点検等の取組を通して関係機関と連携し安全対策を行っていきます。 子どもたちへの安全指導については、警視庁や東京都からの通知を周知するほか、各区立学校で作成する学校安全計画による安全教育とともに、時期等を適切に判断して学校で指導を図ってまいります。

地域学習の一環として防災学習に取り組む事例があると聞いている。学校防災の充実では、単に安全管理だけではなく、教育課程の中で指導と一体となって進めていけると良いと思う。 道路整備等の安全対策については、学校や教育委員会だけでは対応がしきれないところがある。関係部署と連携し、引き続き子どもの安全対策を行ってほしい。	小学校では、児童自身が地域をめぐり作成する地域安全マップを教育課程に位置づけ、マップを活用した安全教育を実施しています。 また、中学校では地域と連携した防災訓練を教育課程に位置づけて実施し、地域住民と相互協力を図っています。引き続き地域と一体になって防災教育を推進してまいります。 通学路等の道路整備については、関係部署と合同で点検を実施するとともに、点検箇所の対策内容や実施状況を共有し、安全対策を図っています。今後も関係機関と連携しながら、学校の安全対策の充実を図り、子どもの安全・安心を確保していきます。
--	--

(3) いじめ等の防止と不登校児童・生徒への支援（取組の方向性 18）

- 51 いじめ防止対策の推進
- 52 不登校児童・生徒への支援
- 26 スクールカウンセラーの配置
- 53 教育相談体制の充実
- 54 児童・生徒理解を進める研修の実施

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
51 いじめ防止対策の推進 第三者評価で実施しているヒアリングでは「深刻ないじめはない」と答えている学校もある。また、「多少の子ども同士のトラブルは自分たちでも解決したい、それができなければ先生に相談する」と答えている児童もいた。 共に過ごす仲間に対して相手をリスペクトする心情を育てることが重要である。 また、いじめの防止には指導者が小さなトラブルを見逃さない、見過ごさないといった積み重ねと児童・生徒及び教職員が相手を尊重する心を常にもっていることが必要であると考えている。	いじめに関しては各学校、各教職員で認識に差が生じやすいことから研修等で法律的観点の正しい理解と軽微ないじめも見逃さない教員として行うべき未然防止、早期発見の心構えを含め、資質向上を図ってまいります。 また、日々の教育活動においては、児童・生徒が安全・安心に学校生活を送ることができるよう、組織的な学校経営が行われるように学校問題支援室が中心となり、指導・助言を継続してまいります。
52 不登校児童・生徒への支援 多様性を重視するという考え方から、不登校も様変わりしているが、多様なニーズに対応し様々な支援や機会を提供していることは、大変素晴らしい。 不登校状態にある児童・生徒も、それぞれが素晴らしい個性をもった子どもたちなので、先生方には、相手を尊重するという教師の眼差しを心掛けながら、一人一人の子どもに寄り添う姿勢をもってもらいたい。	学校に登校するという結果のみを目標とするのではなく、児童・生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指すことができるよう多様な教育機会の確保に努めてまいります。 また、多様な教育機会検討担当者連絡会、専門家による研修会の実施等により、教員の理解啓発を図り、不登校のきっかけや継続理由に応じて適切な働きかけができるよう、支援していきます。
新型コロナウイルス感染症の影響で、不登校の児童・生徒数が一気に増加したと感じている。 つくし教室には、いろいろな子どもたちが来ているため、誰一人取り残さない教育の推進という観点から考えると、最低限の学びの	不登校児童・生徒数は増加傾向にあるため、タブレット端末を活用した支援や訪問型支援等、社会的自立に向けた取組を充実させることが必要です。 つくし教室では子どもの実態に応じた集団活動や個別学習等を行っています。学習面

保証のようなことも考えていく必要がある。 また、つくし教室には行けないが、学校には行ける、けれど教室には入れないという子どももいるので、それをサポートする体制が学校にできてくると、子どもたちももっと変わってくると思う。 メタバースについては、子どもによって効果に違いがあるので、その点をふまえて今後検討していくと良い。	については、教科書や学校から貸与されたタブレット端末、持参したテキスト等を使い、自分で目標や学習内容を決めて取り組んでいます。 また、学年別集団学習として、中学生各学年別と小学生集団に分かれ、国語、数学（算数）、英語の3教科について、教科書等を使って集団で学習しています。 メタバース上での成功体験や心の安定が子どもの登室意欲や学習意欲を引き出した事例もあり、今後も子どもの実態に応じた効果的な活用となるよう進めてまいります。
不登校児童・生徒の保護者がSNS等を通じて情報を集める中で、質の低い施設に行き着いてしまうこともあるので、教育委員会として、フリースクール等と連携し、適切な情報提供ができると良いと思う。 一方で、子どもの教育を受ける権利を第一義的に保障する学校のあり方として、フリースクールに行けば登校しなくてもよいということだけでなく、校内フリースクールやフリースペース等を設けている事例もあるので、いつでも待っているという立場で学校内の取組を大事にしてほしい。	多様な教育機会検討委員会等を中心に引き続き、フリースクール等との連携を各校にも周知していくとともに保護者にも多様な支援方法があることを周知・啓発してまいります。 また、校内フリースクールやフリースペース等については東京都の施策であるチャレンジクラス等の取組を研究してまいります。

(4) 教職員の勤務環境の改善等（取組の方向性 24）

- 61 専門人材を活用した教育相談体制の充実
- 22 部活動運営支援事業
- 68 学校の法律相談体制の整備
- 69 教員の働き方の意識改革等

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
22 部活動運営支援事業 外部の力を借りて部活動支援を進めることは、教員の働き方改革だけでなく、子どもたちにとっても専門家の指導が受けられるよい学びになっている。今後も推進していくことが重要だが、問題発生時の連携の仕方等も含めた研修を充実することで、教員の働き方改革に一層繋がると思う。	民間委託の部活動指導員については、個々のコーチに対し、配置前にコンプライアンスやメンタルヘルスケア、また個人情報保護に関する研修の受講を義務付けています。指導力の向上とともに、児童・生徒に関わる指導者としての基本的な知識やノウハウの習得に向けた必須研修を実施しており、問題発生時には委託事業者と学校、教育委員会事務局が、こまめに情報共有し、密接に連携を図りながら対応を行っています。 今後も学校と連携協力を図り、より教員の負担軽減の一助となるべく研修の充実に努めていきます。
新宿区は金管バンドが盛んだが、長年携わった教員が異動すると、後任選びが難しく、活動の継続が困難な状況もあったことから、部活動運営支援事業は、先生方の働き方改革とともに、課外活動を支えていくことに繋がる大事な事業だと思う。	教員の異動等の事情に関わらず、専門的な技術指導を行える指導員を継続的に配置できることが、部活動運営支援事業の大きなメリットの一つと考えています。 金管バンドについては、令和5年度に小学校6校、令和6年度は14校に対し、部活動指導員を配置しています。 今後も委託業務の履行状況の検証を行いながら、学校が求める人材を継続的に確保し、魅力ある学校づくりとともに、教員の働き方改革を推進していきます。
部活動運営支援事業は、学校部活動の地域移行とは違い、地域に根付いているわけではないので、委託先が撤退した場合の活動継続が課題となることから、会計年度任用職員の指導員は残しておくなど、持続可能な形で取り組んでほしい。	現在、部活動指導業務を受託している委託事業者については、地域の人材を積極的に活用し、指導業務を行っています。 そして、会計年度任用職員の部活動指導員は、自ら部活動指導を行う一方、委託事業者との連絡調整や各校への巡回指導、また指導員を対象とする研修会の企画・実施等によ

	り、民間委託等の部活動指導員をサポートしています。 今後も会計年度任用職員の体制は維持し、持続可能な形で部活動運営支援に取り組んでいきます。
69 教員の働き方の意識改革等 教員志願者の減少が危機的な状況にあることから、こうした働き方改革の取組を全面に出して、教員は多忙で長時間労働との印象を払拭する必要がある。 今後、ワークライフバランスをさらに進めていくためには、一人一人の教職員が働き方改革にどう取り組むかという、主体性が問われてくるので、チェックシートの活用等、業務改善していくアイデアを、自分たちから出すボトムアップの取組を行うようにしたい。また、学校支援アドバイザー等多くの人的配置の充実により、教育の質の向上や教員の働き方改革に成果があがることを期待している。	教職員の働き方改革をさらに進めていくためには、一人一人の教職員が働き方を意識し、働き方改革に主体的に取り組んでいくことが重要です。教職員間で業務の見直し等について話し合うための校内検討組織を設置する動きはこれまでもありましたが、各校の改善事例を共有するなどの取組をさらに進め、教員が主体的に働き方改革の取組を進めることができるよう、学校長に働きかけていきます。 また、教育の質の向上や、教員の負担を軽減する人員を引き続き配置し、本務に集中できる体制を確保していきます。
教員は、子どもたちにより良い授業を提供するため、時間を惜しまず熱心に取り組むことから「1週間当たりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」という取組を、ここまで進めてきたのは大変なことだったと思う。 授業に熱心な教員の実働勤務時間を減らすことは困難であるが、働き方改革に引き続き取り組んでほしい。	当面の目標である「1週間当たりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」の達成に向けて、平成30年度以降、タイムレコーダーの導入や様々な人的配置等の環境整備に努めてまいりました。これらの取組により、令和5年度は全教員の99%が目標を達成しています。引き続き、当面の目標の達成に向けて取り組むとともに、国や都の動向をふまえ、教育委員会事務局と学校管理職で教員の働き方改革を検討する働き方改革プロジェクトチーム会議において、新たな目標設定をはじめとした、働き方改革の取組をより一層進めていきます。これにより、子どもたちが生涯を切り拓いていく力をさらに伸ばしていけるよう、取組の改善、充実を図ってまいります。

長時間労働が突出した人が減ってきたことは非常に良い状況である。一方で、60 時間手前の状況や持ち帰り仕事の状況等、タイムレコーダーのデータからは不可視な部分について、次なる課題として取り組んでほしい。	長時間勤務が連続する教員に対しては、教育委員会が校長を含めた面談を実施し、業務への意欲を大切にした上で、ワークライフバランスを考えた勤務を行う事の重要性を粘り強く指導・助言し、理解を求めています。 教員の勤務環境の改善・働き方改革をより一層進めるため、働き方改革プロジェクトチームの中で、新たな目標の設定、課題の共有等について、学校長の意見も聴きながら、協議を進めています。
--	--

〈その他の事業について〉

学識経験者の指摘・意見	教育委員会の対応・判断
8 サイエンス・プログラムの推進 学力定着度調査において、中学校の理科が全国平均を下回る結果となっている。理科実験教室等の参加者も小学生に比べ少ない状況であるが、区内に理系学部を有する大学があるという地域特性を活かして、理科教育の魅力を伝える取組を行ってけると良い。 併せて中学校の理科専科の教員がこのことをどのように捉えているか、意見を収集することも必要と考える。	中学校での理科の学力を伸ばすためには、小学校のうちから観察・実験を行い、仮説を立て、検証を行うという取組を積み重ねていくことが重要であると考えます。今後も、理科実験教室の開催、小学校へ派遣する理科実験名人や観察・実験アシスタント等の実施によって、理科教育を支援してまいります。 中学校の生徒が理科学習の面白さを体験し、理科学習に対する興味や関心を高めることができるよう、早稲田大学との協定に基づき、大学での先端科学技術をふまえた特別授業、新宿 S P P（サイエンス・パートナーシップ・プログラム）講習会を実施しています。今後も理科教育の推進のために、大学と連携した取組を進めていきます。 また、中学校の理科専科教員とは、毎年度夏季休業中に S P P 講習会及び研修会にて会する機会があるため、そのような場面で本件を話題とし、意見を聞いたうえで、推進事業のよりよい運営に努めてまいります。
中学校の学力調査における理科の厳しい状況の背景には、小学校で理科の楽しさが伝わるような実験を含む授業ができていない状況があるのではないかと。新たに始まった教科担任制による加配教員を活用するなど、理	小学校の理科の授業では、観察・実験を中心とした問題解決的な学習を展開することが重要ですが、一部では、教員主導の説明的な授業も見られる状況があります。教科担任制で理科を担当する教員が教材開発や指導

科が好きで、力のある教員による授業を行ってほしい。	の工夫を重ね、指導力を向上させることができるよう、各校の取組を支援してまいります。なお、加配教員の配置については、東京都教育委員会の動向を注視していきます。
13 障害者理解教育の推進 障害者スポーツを軸にし、デフリンピックへの取組も進めていることは多様な障害に目を向ける意味で大切である。さらに新宿養護学校、特別支援学校等に在籍している児童生徒との交流（副籍交流も含めて）により障害の有無にかかわらず共に生きる社会を創造する人材の育成を目指してほしい。	障害者理解教育については、令和6年度からデフリンピックや聴覚障害に関する内容を区の教材に取り入れ、子どもたちが多様な障害に関する理解を深めることができるように、内容の改善を図りました。 新宿養護学校や特別支援学校等に在籍している児童・生徒との交流を今後も計画的に実施し、共生社会の実現につながる人材の育成につなげてまいります。
25 子どもの生活習慣病の予防 要医療と判定された児童・生徒への紹介状交付はとても良い施策である。医師会との連携・協力もあるとのこと、保護者にも分かりやすい周知方法や体育の授業等を通して、子ども自身が自らの健康づくりに意識的に取り組むことができるような方策も併せて工夫してほしい。	令和5年度までは、要医療と判定された児童・生徒に対してのみ生活習慣病に関するリーフレットを配付していました。令和6年度からは各学校の対象学年初年度にあたる、小学校4年生と中学校1年生の全員に対してリーフレットを配付することや勸奨通知内にチェックリストを掲載する取組を行っております。これらの取組を通じて、保護者への分かりやすい周知に努めてまいります。 また、児童・生徒に対しては、保健体育の授業を通じて、自ら健康づくりに意識的に取り組めるような働きかけを行ってまいります。
27 公私立幼稚園における幼児教育等の推進 28 幼稚園子育て支援事業の実施 私立幼稚園への支援も充実しており、保護者も安心して子育てを行うことができると思う。また、共働き世帯も増加しており、保育所も含めた施策も実施しているため、こうした取組もさらに充実していただきたい。	一時預かり事業の拡充など、私立幼稚園への支援の充実を図ることによって、共働き世帯でも幼稚園に通園しやすい環境を整備しました。 今後、ますますライフスタイルが多様化していく中であっても、幼稚園で教育を受けることを希望する家庭の受入れがスムーズにできるよう、公私立幼稚園のそれぞれの特色を生かして、子育て支援の取組を充実させていきます。

34 地域協働学校の充実 男女共同参画基本法に基づく国の目標の中で、学校運営協議会における女性比率の目標も掲げられている。トップの年長男性を若年女性が支えるという構造がまだ地域には多く見受けられ、その状況を子どもが見ることによる影響は大きいと思う。防災の観点でも、女性が委員にいるかどうかで女性への援助のあり方が変わるという調査もある。今後、様々な場面で男女比率についても、検討していくことが重要になってくると思う。	地域協働学校運営協議会委員の男女比は、国からも積極的な女性の参画が促されており、新宿区においては令和5年度及び令和6年8月1日時点で約6：4（男：女）となっております。委員の委嘱については、学校が地域団体に依頼することが多いため、地域団体の男女構成比によるものとも考えられます。男女共同参画社会の実現は、区全体の課題として取り組んでおりますので、この取組について、学校や地域にも伝えていきます。
39 P T A活動への支援 P T Aに参加しない保護者がいて困るという意見を聞いている。まだ数は少ないがさらに増えてくると様々な課題が出てくるのではないかと。共働き世帯の増加に伴ってこれからのP T A活動の在り方や参加方法等新たな視点をどのように組み立てていくか保護者の意見等も生かして考える時期となっていると思う。	P T Aの運営を支援するために会計士や弁護士等の専門家を派遣したり、課題に応じたテーマでのP T A研修会等を開催しています。また、幼稚園、小学校、中学校のP T A連合体の会議に職員を派遣し、助言を行うと共に、各連合体からの要望を受けて、P T Aの現状にあった支援ができる体制も整えております。さらに、単位P T A（各学校のP T A）の相談にも個別に乗るなど、きめ細かな対応もしています。これからもP T A活動は無理のない範囲で行うことを前提に、保護者に寄り添い、意見を聞きながらP T Aの支援を行っていきます。
43 新中央図書館の建設 45 絵本でふれあう子育て支援事業 新中央図書館の建設が待たれる。十分に情報収集を行い区民の学びを支えていただきたい。 また、絵本の配布もとても素晴らしい取組である。今後も継続して実施いただきたい。	新中央図書館の建設については、近年建替えを行った都内自治体図書館の視察や、新宿区立図書館運営協議会における情報共有・意見交換等を行っています。公立図書館を取り巻く環境の変化をふまえ、今後も「区民にやさしい知の拠点」にふさわしい新中央図書館の建設に向けて、情報収集を行いながら検討を続けていきます。 絵本の配布については、絵本を介して乳幼児と保護者・養育者が楽しいひと時を分かち合う機会となるよう今後も継続して実施していきます。

48 情報モラル教育の推進 全国的に子どもたちのＩＣＴ環境が整備され、ＳＮＳ上のトラブルやいじめ等の問題が、目に見えないところで発生している状況があることから、子どもたちの安全を確保する観点でも情報モラル教育を推進する必要がある。	今後も、児童・生徒のＳＮＳやインターネットの利用状況をアンケートで確認するとともに、そのトラブルの発生状況を把握し、適切に学校へ指導・助言していくことで学校の教育力を向上させ、子どもたちの安全を確保していきます。 また、家庭向けリーフレットの作成と周知や、啓発資料、情報モラル教育出前講座などを活用し、教師、児童、生徒、そして家庭における情報モラル教育を推進してまいります。
76 入学祝金支給 中学校の入学時には、色々と出費があるので、入学祝金の支給はありがたい支援だと思う。一方で、学校指定の物品は割高に感じることもあり、何にどう経費を掛けるのかを検討する必要がある。	小中学校入学時の保護者負担を軽減し、子どもの健やかな育ちを支援するため、新１年生に対して入学祝金を支給しています。 なお、学用品の購入については、学校によって制服や運動着等が様々であることから、それぞれの学校で判断しています。保護者負担の軽減を図る観点から、今後、他自治体の動向等も把握しながら検討する必要があると考えています。
77 学校給食費等助成 公立学校における私費負担の問題がある中、私立学校在籍者を含めた学校給食費の無償化を実現したことは非常に素晴らしい。今後、学校納付金で購入する物品について、教育指導上の必然性を検討するとともに、必要に応じた公費化も引き続き考えていただきたい。	物価高騰による経済的負担増等への支援が求められており、区立学校の給食費無償化を行うとともに、私立学校在籍児童・生徒へ給食費相当額の助成を行うなど、引き続き、負担軽減に努めてまいります。 学校納付金については、金額及び内容も学校により異なり、それぞれの学校が教育内容に基づいた教材等を購入しています。また、購入する物品が教育指導上必要かどうかについては、各校の教育課程に応じて学校長が判断しています。教材の選択も各校で異なるため、すべての区立学校が同じ教材（小学１年生の算数セット等）を利用する場合は、公費で購入しています。今後も、こうした取組を通して、負担軽減を図ってまいります。

71 学校支援アドバイザーの派遣

I C Tの活用をきっかけに、これから教育が大きく変わる転換点に来ている。

学校支援アドバイザーの派遣では、若い教員に基礎基本の授業の進め方とともに、I C Tを使った新しい授業の組み立てや単元構成の工夫についても教えていく必要があり、そのためのアドバイザーの資質・能力の向上は不可欠である。

学校支援アドバイザーは、本区のI C T環境やI C Tを活用した効果的な指導方法について情報を共有し見識を深めています。若手教員に対しては、各教科の学習指導の本質を押さえた上で、I C Tを使った新しい授業の組み立てや単元構成の工夫について具体的な助言を行っています。今後も、学校支援アドバイザーがI C T活用をはじめとする新しい教育課題に対応し、資質・能力を一層高めていけるよう、指導主事との情報交換や研修の機会を定期的に設けてまいります。

＜総括的な意見＞

● 藤井 千恵子 氏

ハード面におけるＩＣＴ環境の充実に伴い、ＩＣＴをきっかけとして教育が大きく変わる転換点にきている。基礎・基本の授業の進め方と同時に、50年先の日本の子どもたちが社会を作る時に必要な資質・能力は何か、真剣に考える時期が来ていると非常に強く感じる。

新型コロナウイルス感染症については、実施した様々な対策をやりっぱなしにせず、区全体で対策集として取りまとめたことは非常に素晴らしいと思う。今後は、各学校が自らこうした取組を検証し、学校個々の課題に対応するためにはどのような対策が考えられるか、過去の取組と今後の課題が整理されると良いと思った。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、対面の授業が少ないなかで教員になった人が現場に入ってきている。理科の実験等を含め、子どもたちが実際に体験する授業を行う上で、今後の課題の1つではないか。今後も、さらに新宿区の教育が充実することを切に願っている。

● 浅田 学 氏

これからは理数の人材が求められていく中で、学力調査において理科が全国平均を下回る状況がある。理科も含め、今後は課題解決学習がますます重要になってきており、そうした授業作りが必要とされていく。教員に熱意があれば、楽しさを伝える授業ができ、ひいては、学力調査の結果の向上等にも繋がっていく。子どもが食いつく授業を作るという点では、もちろん、働き方改革等との兼ね合いもあるが、今後、教員の加配も含めて進められていく教科担任制を有効活用するなど、小中学校の繋がりの中で取り組んでいただきたい。

不登校児童・生徒の急激な増加等、新型コロナウイルス感染症が子どもたちに与えた影響は大きい。そうした状況への支援において、人的資源が限られているなどの課題もあるが、ＩＣＴを活用した支援も含め、引き続き行っていただきたい。

● 仲田 康一 氏

I C Tの充実という学習環境の変化や、不登校児童・生徒への支援のあり方の変化など、子どもたちを取り囲む状況の多様化に伴い、様々な支援が求められている。学校外で学ぶ子どもたちへの支援を進めることはもちろん、子どもたちの学びを保障する第一義的な場所が学校であるという観点から学校内での体制充実を進めることが同時に必要である。

また、義務教育の無償化という観点からも、今後は、現在私費負担となっている様々なものの必要性を検討し、公費化等に向けた取組を行っていく必要がある。

今次の計画期間は、新型コロナウイルス感染症の影響を顕著に受けた時期と重複している。そうした条件を考慮に入れば、あらゆる取組をA評価としても良いと思えるほど、関係者の大きな尽力があったと考える。子どもたちの学びを保障するため、オンライン等による支援も含め、様々な対応を行っていただいたことに感謝申し上げる。

＜まとめ＞

（令和 6 年度）

～ 総括的な意見をふまえた取組の方向性と教育ビジョンの推進に向けて～

- 令和 6 年度の点検及び評価では、教育ビジョンに掲げる全ての個別事業について、令和 5 年度の取組の進捗状況を総括するとともに、令和 3 年度から令和 5 年度までの 3 年間を通じた取組の達成状況を総括いたしました。

この 3 年間は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、様々な工夫を講じながら、教育活動と感染対策の両立を図り、教育環境の充実に取り組むことができました。取組内容を一部変更した事業等もありましたが、個別事業全体では概ね目標を達成し、新宿区が目指す教育の実現に向け、着実に個別事業の実施に取り組んできたものと考えています。

- 今回、学識経験者からは、子ども一人ひとりの学びの保証や、不登校児童・生徒への支援、地域ぐるみの学校安全、教職員の勤務環境の改善等の課題について、ご意見をいただきました。

- 新宿区版 G I G A スクール構想については、タブレット端末の授業や家庭学習での活用促進が求められる時期を迎えています。今後は、児童・生徒が主体的にタブレット端末を使いこなし、自分にあった学び方を見つけ、学習を進めることを目指す段階へ移行するため、タブレット端末や他の I C T 機器の適切な運用が必要です。

児童・生徒の学びを止めない I C T 環境の実現のためにも、タブレット端末の更新、学校内ネットワーク環境の再構築等に取り組むとともに、教職員の情報活用能力の向上に努めていきます。

- また、学校において、児童・生徒が生き生きと活動し、学べるようにするためには、その安全確保が不可欠です。学校施設や通学路等の安全を引き続き確保するほか、次なる感染症が発生した場合も、これまでの経験をふまえ、子どもたちが安全に安心して学びつづけることができるよう学校安全対策の充実に引き続き努めていきます。

○ 新宿区の不登校児童・生徒数は、全国同様に増加傾向にあります。不登校児童・生徒に対しては、フリースクール等との連携に取り組むほか、家庭に引きこもりがちな児童・生徒へのタブレット端末を活用した学習支援や、区立図書館等を活用した訪問型支援、東京都との連携事業による仮想空間（メタバース）を活用したオンラインの支援を実施するなど、学校に登校するという結果のみを目標とせず、社会的に自立することを目指し、多様な教育機会の確保に努めています。

○ 教職員の勤務環境では、超過勤務の割合が高かった小学校・中学校での改善が進み、令和4年度に引き続き、令和5年8月も、当面の目標である「1週間あたりの実働勤務時間が60時間を超える教員をゼロにする」を全校一斉で達成するとともに、ほぼ全ての教員が、この当面の目標を達成することができました。

今後も教員が健康でやりがいを持ちながら、子どもたちと向き合い、質の高い教育活動を継続することができるよう、教員の働き方改革プロジェクトチームにおいて、新たな目標の設定や取組等について協議を進め、教員の働き方改革を進めていきます。

○ 新宿区教育委員会では、保護者のニーズや家庭を取り巻く環境の変化をふまえながら、入学祝金や学校給食費助成、未就園児預かり事業助成等の新たな取組を実施してきました。

一方、グローバル化や人工知能の急速な進化など、子どもたちを取り巻く教育環境は大きく、急速に変化しています。

本報告書における評価や学識経験者の知見を生かし、教育ビジョンの推進に向けて工夫や改善を図るとともに、直面する様々な課題に迅速かつ適切に対応し、次代を担う子どもたちが地域や社会とのつながりの中でのびのびと健やかに成長していけるよう、新宿区の教育の一層の充実を図っていきます。

令和 6 年度 新宿区教育委員会の権限に
属する事務の管理及び執行の状況の点検
及び評価（令和 5 年度分）報告書

印刷物作成番号

2024 - 8 - 5501

令和 6 年 11 月発行

発行：新宿区教育委員会事務局教育調整課
新宿区歌舞伎町一丁目 4 番 1 号
電話 03（3209）1111 （代表）